2023(令和 5)年度
点検・評価報告書

北海道医療大学

北海道医療大学　2023(令和 5)年度　点検・評価報告書

正誤表

<table>
<tr><td>誤</td></tr>
<tr><td>P.48
【点検・評価項目③】
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
<table><tr><td>評価の視点1</td><td>○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
・入学定員に対する入学者数比率(【学士】【学専】)
・編入学定員に対する編入学生数比率(【学士】【学専】)
・収容定員に対する在籍学生数比率
・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応</td></tr></table>
＜入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理＞
大学の在籍学生数は収容定員 3,470 名に対し 3,440 名であり定員充足率は 0.99、大学院・修士課程は収容定員 94 名に対し在籍学生数 37 名であり定員充足率は 0.93、博士課程は収容定員 108 名に対し在籍学生数 74 名であり定員充足率は 0.69 となっている(大学基礎データ表 2)。</td></tr>
<tr><td>正</td></tr>
<tr><td>P.48
【点検・評価項目③】
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
<table><tr><td>評価の視点1</td><td>○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
・入学定員に対する入学者数比率(【学士】【学専】)
・編入学定員に対する編入学生数比率(【学士】【学専】)
・収容定員に対する在籍学生数比率
・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応</td></tr></table>
＜入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理＞
大学の在籍学生数は収容定員 3,470 名に対し 3,440 名であり定員充足率は 0.99、大学院・修士課程は収容定員 94 名に対し在籍学生数 87 名であり定員充足率は 0.93、博士課程は収容定員 108 名に対し在籍学生数 74 名であり定員充足率は 0.69 となっている(大学基礎データ表 2)。</td></tr>
</table>

誤
P.54 【点検・評価項目②】 「求められる教員像および教員組織の編成方針」に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。 （中略） **＜大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数＞** 本学は、6 学部 9 学科 6 研究科で構成されており、根拠資料 6-3【ウェブ】に記載のとおり、基幹教員それぞれが「大学設置基準」及び「大学院設置基準」上の必要基幹教員数を充足している（大学基礎データ表 1 資料 6-3【ウェブ】）。
正
P.54 【点検・評価項目②】 「求められる教員像および教員組織の編成方針」に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。 （中略） **＜大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数＞** 本学は、6 学部 9 学科 6 研究科で構成されており、根拠資料 6-3【ウェブ】に記載のとおり、専任教員それぞれが「大学設置基準」及び「大学院設置基準」上の必要専任教員数を充足している（大学基礎データ表 1 資料 6-3【ウェブ】）。

目次

序章 …… p.1

第1章 理念･目的 …… p.4

第2章 内部質保証 …… p.11

第3章 教育研究組織 …… p.21

第4章 教育課程･学習成果 …… p.24

第5章 学生の受け入れ …… p.42

第6章 教員･教員組織 …… p.51

第7章 学生支援 …… p.59

第8章 教育研究等環境 …… p.67

第9章 社会連携･社会貢献 …… p.79

第10章 大学運営･財務

第１節 大学運営 …… p.85

第２節 財務 …… p.94

終章 …… p.98

序章

1. 本学の理念及び構成

北海道医療大学(以下、本学)は、1974(昭和 49)年に「知育・徳育・体育　三位一体による医療人としての全人格の完成」を建学の理念として設立され、2024(令和 6)年に創立 50 周年を迎える私立医療系総合大学である。

本学は、1974(昭和 49)年の薬学部(薬学科)の開設に始まり、現在では、歯学部(歯学科)、看護福祉学部(看護学科・福祉マネジメント学科)、心理科学部(臨床心理学科)、リハビリテーション科学部(理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚療法学科)、医療技術学部(臨床検査学科)の 6 学部 9 学科より構成されている。また、各学部を基礎として、大学院博士課程(4 年課程または前期 2 年・後期 3 年の課程)または修士課程を設置している。さらに、附属機関として、歯学部附属歯科衛生士専門学校、北海道医療大学病院、北海道医療大学歯科クリニック、地域包括ケアセンター、こころの相談センター等を設置し、学生の臨床実習施設及び地域の医療機関としての役割を担っている。

現代社会における保健・医療・福祉では、個体差に基づく個々人に最も適したケア、及び個人の人格を尊重し、個々人を最も幸福にするケアが求められている。また、高度に専門化・複雑化した保健・医療・福祉システムや少子高齢化時代の中においては、一人の専門家がその知識や能力を駆使して、単独で課題を効率的に解決するということは不可能であり、専門職業人が互いに協働する「多職種連携」が重要である。

本学では、このような社会の要請に応えるべく、深く専門の学術を教授・研究し、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成を目的とする学士課程、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする大学院博士課程・修士課程並びに関連する附属機関を設置し、教育研究活動及び社会貢献を実践している。

2. 前回認証評価の結果及び改善対応

本学は、2017(平成 29)年度に大学基準協会の大学評価(機関別認証評価)を受審し、大学基準適合の認定を受けた。

前回の認証評価においては、「地域に根ざした教育と社会貢献」として、特に、「北方系伝統薬物研究センター」での研究成果を生かして、医療だけでなく薬草栽培や特色ある充実した薬草園を活用した市民啓発など、地域に根ざした多彩な教育及び研究を行っていることについては、特徴的であり高く評価された一方、努力課題として、以下の 5 つの改善事項について指摘された。

① 心理科学研究科において、専攻及び課程ごとに定めている教育課程の編成・実施方針は、教育内容、教育方法等に関する基本的な考え方が示されていないため、改善が望まれる。
② 心理科学研究科において、学位論文審査基準が課程ごと定められていないため、改善が望まれる。

③ 学生の受け入れ方針が学部ごとに定められていないため、改善が望まれる。
④ 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、歯学部歯学科が 0.85 と低く、収容定員に対する在籍学生数比率について、歯学部歯学科が 0.88、看護福祉学部臨床福祉学科が 0.81 と低い。また、薬学研究科修士課程は在籍学生がいないため、改善が望まれる。
⑤ 編入学定員に対する編入学生数比率について、看護福祉学部看護学科が 0.11、同臨床福祉学科が 0.28、リハビリテーション科学部理学療法学科が 0.13 と低い。また、心理科学部臨床心理学科及びリハビリテーション科学部作業療法学科では編入学生がいないため、改善が望まれる。

これらの指摘事項に対しては、以下のとおり改善対応を実施している。
1) 学部及び大学院の三方針の見直しや教育目的及び学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）の策定を含めた「教育に関する基本方針」としての包括的な見直しを実施し、心理科学研究科の教育課程編成・実施の方針についても課程ごとに改め、ホームページにも公開している。
2) 課程ごとに学位論文審査基準を定め、『心理科学研究科授業計画』（シラバス）に掲載し、公表している。
3) 教育理念及び三方針の見直しや教育目的及び学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）の策定を含めた「教育に関する基本方針」としての包括的な見直しを実施し、全学部共通のものとして定めていた「入学者受入れの方針（学生の受け入れ方針）」については学部・学科ごとに定めた。各学部の三方針はホームページや授業計画（シラバス）において公表している。
4) 2017（平成 29）年の「国際交流推進センター」の開設を機に、歯学部歯学科の定員充足及び国際交流事業の促進を目的として留学生の積極的な受け入れを進めることとした。新型コロナウイルス感染症の流行期においてもオンラインで入学試験を実施する等、継続的な留学生の受け入れを図ってきた。2020（令和 2）年度以降については新型コロナウイルス感染症の影響により留学生の入学者が大幅に減少したが、引き続き、留学生向けの進学相談会への参加や韓国・台湾での説明会、留学生対象の学校見学会を実施するなど、広報活動の強化を図っている。また、特待奨学生制度の拡充により優秀な学生の確保や 2022（令和 4）年度編入学試験から 2 年次・3 年次編入の併願を可とする等、より幅広い志願者の獲得のため対応を実施している。

看護福祉学部臨床福祉学科では、継続的に定員割れが生じている状況に鑑み、2020（令和 2）年度入学者より学納金の引下げ（4 年間合計 480 万円から 396 万円）を行った。また、2022（令和 4）年度、これまでの福祉専門職の枠組みを超えた地域社会の創出に貢献するヒューマンケアのリーダー（時代の要請に応えるソーシャルワーカー）を養成することを明らかにするため学科名称を「福祉マネジメント学科」に変更するとともに、精神保健福祉士・介護福祉士・社会福祉士の養成にそれぞれ対応したメンタルヘルス・マネジメントコース、ケア・マネジメントコース、ソーシャル・マネジメントコースに加え、初級パラスポーツ指導員資格に対応したスポーツ・マネジメントコースを新たに設けた。さらに、2023（令和 5）年、社会

福祉法人を運営する外部理事と教職員が意見交換を行い、福祉マネジメント学科の魅力を向上させるプロジェクトも発足させた。薬学研究科生命薬科学専攻修士課程については、既に博士課程（4年制）を開設していることも踏まえ、発展的解消として2021（令和3）年度末で廃止した。

5) オープンキャンパスでの広報活動の強化などを行うも成果が見られない状況から、2021（令和3）年4月より看護福祉学部臨床福祉学科の編入学定員を減員（9名から5名）、並びに同看護学科、心理科学部臨床心理学科、リハビリテーション科学部理学療法学科、同作業療法学科、同言語聴覚療法学科の編入学定員を廃止した。さらに、指定校推薦枠の拡大を行ったが、18歳人口の減少及び短期大学の4年制大学化が進む中、定員の確保は極めて厳しい状況にあることから、2025（令和7）年4月より薬学部薬学科及び看護福祉学部福祉マネジメント学科における編入学定員の廃止を決議している。

なお、毎年の自己点検・評価活動の中で、定員管理の状況を点検し、改善方策の立案、実施並びに実施結果の報告を組織的・継続的に行っているが、18歳人口の減少等の社会的要因もあり、定員の充足は年々厳しさを増している。こうした状況を受け、長期的視点から抜本的対策を図るため、2023（令和5）年度、新キャンパスの設置について検討を開始した。

3. 本学の内部質保証体制

本学では、より実効性のある内部質保証を推進するため、基本方針の一つとして「内部質保証のための全学的な方針及び手続きについて」を策定し、教育研究活動等を恒常的・継続的に改善・向上させるための取り組みを行うこととした。この体制の中心となる全学内部質保証推進組織として、学長を会長とする「点検・評価全学審議会（以下、全学審議会。）」を設置し、その下部組織として各学部・研究科、附属研究所等の各部局（組織）に点検・評価委員会（以下、「部局別点検・評価委員会」という。）を置き、毎年度、学部・施設レベルの自己点検・評価に取り組んでいる。

自己点検・評価は、チェックシート形式により各学部・研究科が共通の視点から自己点検・評価を実施できる仕組みとしている。自己点検・評価の実施に際しては、まずチェックシート（点検・評価項目）の内容を、全学審議会において審議の上、各部局において点検・評価を実施し、点検評価結果は全学審議会へ集約・報告される。全学審議会においては、全学的な課題の認識を共有し、全学として特に重点的に取り組むべき課題の検討を行うこととしている。また、各部局の改善必要事項に対する改善計画を指示するとともに、改善計画の内容の審議及び実施結果の報告・共有を行うことで、全学審議会を中心とした内部質保証体制（PDCAサイクル）を整備している。

また、点検・評価結果については、学外の第三者で構成されるアドバイザリーボードによる第三者評価も実施することで、客観性、妥当性の確保に努めている。

本学が今後も社会から求められる大学及び医療系総合大学として、さらなる発展につなげていくためにも、引き続き内部質保証の質の向上に努めていく。

2024年3月

北海道医療大学　学長

浅香　正博

第1章　理念・目的

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点2	○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

＜学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容＞

1974(昭和 49)年 2 月、学校法人東日本学園が創設された。本学園は「学校法人東日本学園寄附行為」に定めたとおり、「建学の思想に基づき地域社会に奉仕し得る有能な人材を育成すること」を目的としている(資料 1-1)。

本学は、1974(昭和 49)年 4 月に医科系総合大学を目指して薬学部が開設された。初代学長大野精七(学長在任 1974(昭和 49)年 4 月～1977(昭和 52)年 6 月)は、本学園設立決議(1972(昭和 47)年 10 月 2 日)において、教育本来の理想を知育、徳育、体育の合一的実現とし、以下の「建学の理念」を提唱した(資料 1-2【ウェブ】)。

> 建学の理念
> 知育・徳育・体育　三位一体による医療人としての全人格の完成

「知」とは、探究心に裏打ちされた確かな知識・技術の修得、「徳」とは、幅広く深い教養と豊かな人間性を培うこと、「体」とは、健康で活力ある美しく強靭な心身を養うことを示す。つまり、知・徳・体の統合による全人教育が、本学の建学の理念である。第 2 代学長 安倍三史(学長在任 1977(昭和 52)年 7 月～1991(平成 3)年 3 月)は、抽象的な理念をより具体的にするため、「建学の理念」を「知性と理性と感性に支えられた人間性豊かな医療人の育成」と表現し、一層の普及・推進に努めた。この建学の理念に基づき、教育理念を大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に以下のとおり定めている(資料 1-3【ウェブ】、資料 1-4、資料 1-5)。

> (大学)
> 北海道医療大学(以下「本学」という。)は、建学の理念「知育・徳育・体育　三位一体による医療人としての全人格の完成」に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を養成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献することを教育理念とする。

（大学院）
北海道医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の理念に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを教育理念とする。

この教育理念を構成する基本概念は以下のように詳述される。

① 生命の尊重と個人の尊厳
生命の尊重と個人の尊厳は、生命への畏敬の念を持って内面的な感性の陶冶を通して培われ、これが「人間性豊かな専門職業人の育成」に結びつく。医療を担う者にとって、生命を尊重することと医療を受ける者の人格の尊重は基本的な原理であり、この具現化を目指して本学では「学生主体（中心）の教育」の実践と「患者主体（中心）の医療」の推進を掲げている。

② 保健と医療と福祉の連携・統合
少子高齢化社会における医療は、単に診療のみならず、健康の維持、疾病の予防やリハビリテーション、さらにはケアや福祉を含む、広範で包括的なものにならざるを得ない。したがって「保健と医療と福祉の連携・統合」は、今後とも重要な医療理念であり、本学の教育は、この理念のもとに行われる。

③ 人間性豊かな専門職業人を育成
新しい医療、新しい教育の推進を通して、人間性豊かな医療や福祉の専門職業人の育成を図ること、すなわち、知性・理性・感性の調和した人間を育成することが本学の教育の基本理念である。

④ 社会に貢献する
医療や福祉の究極の目的は「人類の幸福」である。本学は社会に貢献する大学を目指し、「地域社会ならびに国際社会に貢献する」職業人を育成していかなければならない。そのため、教育、研究、医療、文化などあらゆる場面において、地域社会および国際社会との交流を深めていく必要がある。

上述の教育理念に基づき、教育目的を大学学則第 1 条、大学院学則第 1 条に以下のとおり定めている（資料 1-4、資料 1-5）。

（大学）
本学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）並びに建学の理念及び教育理念に基づき、深く専門の学術を教授・研究し、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成を目的とする。
（大学院）
本大学院は、建学の理念及び教育理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする。

大学では教育理念・教育目的に基づき、教育目標を以下のとおり定めている。

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
保健・医療・福祉の業務に携わる者にとって必要な、倫理観、責任感、人に対する「思いやり」や「やさしさ」等、幅広く深い教養と豊かな人間性を涵養する。
2. 確かな専門の知識および技術の修得
保健・医療・福祉へ生涯にわたり貢献できるよう、それぞれの専門知識及び技術を修得する。
3. 自主性・創造性および協調性の確立
科学技術の進歩や社会の変化に柔軟に対応し、やがて自ら新しい時代を切り開くことが出来るよう、学生の自主性及び創造性の確立を目指した教育を行う。
4. 地域社会ならびに国際社会への貢献
教育の高度化、個性化、国際化、情報化、生涯学習の時代等、常に変化する社会の要請に的確に対応できる教育を推進し、地域社会及び国際社会に貢献することを目標とする。

上述のとおり、本学では建学の理念、教育理念、及び教育目的を適切に設定している。また、本学では各学部学科、研究科毎に教育理念、教育目的、教育目標を定めている（資料 1-6【ウェブ】～資料 1-20【ウェブ】）。例えばリハビリテーション科学部理学療法学科及びリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程・博士課程）では以下のとおりである。

（リハビリテーション科学部・理学療法学科）

○教育理念
本学の教育理念を基本として、最先端の科学的知識を有するリハビリテーション専門職の養成を図る教育を推進する。科学的専門知識の開発および教授に留まらず、保健・医療・福祉の連携と統合を意識した包括的な視点を有する専門職業人としての理学療法士を養成することにより、人々の健康、地域社会ならびに人類の幸福に貢献することをリハビリテーション科学部理学療法学科の教育理念とする。

○教育目的

リハビリテーション科学部理学療法学科の教育理念に沿って、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的および国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての理学療法士の養成を本学科の教育目的とする。

○教育目標

リハビリテーション科学部理学療法学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 理学療法士に求められる幅広い教養、豊かな感性、高い倫理観とコミュニケーション能力の養成
2. 科学的根拠に基づく理学療法科学の専門知識と技術の修得
3. 保健・医療・福祉分野における多職種連携の理解と、理学療法士として主体的に専門技術を提供できる能力の涵養
4. 社会の変化や科学技術の進展に合わせた持続する自己研鑽力の確立
5. 地域社会ならびに国際社会で活躍できる能力の涵養

(リハビリテーション科学研究科・リハビリテーション科学専攻・修士課程)

○教育理念

本大学院の教育理念を基本として、高度化、多様化が進む現代の保健・医療・福祉分野において、先進的な専門知識と技術を身につけ、質の高いリハビリテーションを実践できる人材を養成することにより、人々の保健・医療・福祉の要請に応え、地域社会ならびに人類の幸福に貢献することをリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻(修士課程)の教育理念とする。

○教育目的

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻(修士課程)の教育理念に沿って、人々の健康と保健・福祉の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に寄与する人材の養成ならびにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を本専攻の教育目的とする。

○教育目標

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻(修士課程)の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 先進的な専門知識および技術を備え、質の高いリハビリテーションを展開できる人材の養成

2. 保健・医療・福祉の現場で、優れた管理・指導能力を持って指導的役割を担うことのできる人材の養成
3. 科学的および学際的視点から臨床的課題を解決することのできる人材の養成

（リハビリテーション科学研究科・リハビリテーション科学専攻・博士課程）

○教育理念

本大学院の教育理念を基本として、修士課程で修得したリハビリテーション科学に関する能力を基盤として、保健・医療・福祉分野における高度な学識と新たな真理を探究することのできる優れた研究能力を有する人材の養成と、リハビリテーション医療に対するすべての人々の要請に応え、保健・医療・福祉分野において科学的根拠に基づく専門能力を地域社会に適用し、

指導的立場で活躍できる有能な教育者および実践指導者の養成を通して、社会の発展と人類の幸福に貢献することをリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）の教育理念とする。

○教育目的

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）の教育理念に沿って、高度な研究能力、深い学識、豊かな人間性、および保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を本専攻の教育目的とする。

○教育目標

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 高度な学識と研究能力を備え、質の高いリハビリテーション科学の探究と確立に寄与できる人材の養成
2. 保健・医療・福祉の分野において、科学的根拠に基づく専門能力を地域社会に適用し、指導的立場で活躍できる有能な教育者および実践指導者の養成

各学部・研究科における教育理念・教育目的及び教育目標は大学・大学院の建学の理念、教育目的及び教育目標を基本として策定されているほか、文部科学省や厚生労働省等が定める保健・医療・福祉の各国家資格に対応しており、社会の要請に合わせた、必要とされる人材を育成するための内容として適切に設定しているといえる。

＜大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性＞

上述のとおり各学部・研究科における教育理念・教育目的及び教育目標は大学・大学院の建学の理念、教育目的及び教育目標に基づき作成されており、いずれも適切に連関しているということができる（資料 1-2【ウェブ】、資料 1-3【ウェブ】、資料 1-6【ウェブ】～資料 1-20【ウェブ】）。

【点検・評価項目②】

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2	○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

＜学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示＞

＜教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表＞

本学の建学の理念、教育理念、教育目的、及び各学部・学科、研究科における教育目的は、大学学則及び大学院学則に明示しており、本学ホームページに掲載し、学内外に広く公表・周知している。また、「学生便覧」や「シラバス」に掲載し、学生に周知している（資料 1-21【ウェブ】、1-22【ウェブ】）。

【点検・評価項目③】

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

＜将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定＞

本学の経営母体である学校法人東日本学園では中・長期計画として 1993（平成 5）年の「21 委員会の提言」に始まり、1998（平成 10）年度からの 10 年間を見据えた「2008 行動計画」、2009（平成 21）年度からのおよそ 10 年間を見据えた「2020 行動計画」と、これまでも継続的に改革・改善計画を取りまとめ、実行に移してきた。「2020 行動計画」が 2020（令和 2）年 3 月で終了を迎えるに当たり、その後の 5 年間を見据えた運営の指針として、新たな「中期計画」（2020（令和 2）年 3 月 20 日から 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで）を策定した。中期計画では「全国的にブランド力がある医療系総合大学としての地位を確立する」をビジョンとし、18 歳人口の減少等大学を取り巻く環境が厳しさを増す中、引き続き本学が「選ばれる大学」であり続け、北海道のみならず全国的にブランド

力がある大学へと飛躍していくため、7 項目の重点課題を実行することとした（資料 1-23【ウェブ】）。

中期計画策定までのプロセスとしては、各学部の学部長会議、常任理事会、理事会など法人及び大学の各議決機関にて妥当性の検証を行ったうえで策定された。その中で特に7つの重点課題においては、改善・向上を図るために経費が増加することが見込まれることから、全体的には経費の削減を図ることで支出を抑制できるよう予算配分と検証、執行管理を行っている。

2020（令和 2）年から 2025（令和 7）年までの 5 カ年計画における中間地点である 2023（令和 5）年度には、計画の進捗状況について確認を行った。2023（令和 5）年 8 月に文部科学省により行われた学校法人運営調査・大学評価の結果も踏まえて中期計画の後半期及び、その先の中長期計画について、新キャンパスの設置を含めて検討するため、プロジェクトを発足させている（資料 1-23【ウェブ】、1-24～1-26）。

(2) 長所・特色

なし

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、「知育・徳育・体育　三位一体による医療人としての全人格の完成」を建学の理念とし、大学の教育研究の展開及び運営を行っており、この建学の理念を踏まえ、大学学則及び大学院学則に大学・大学院の教育目的、学部・研究科の教育目的をそれぞれ適切に定めるとともに、本学の内部質保証推進組織である「点検・評価全学審議会」においても定期的な点検・評価を行うことで、これらの連関性を確認している。これらの教育理念や教育目的は本学ホームページをとおして、広く社会に公表している。

また、現在、2025（令和 7）年 3 月までの「学校法人東日本学園　中期計画」の実現に向けて、7 項目の重点課題を設けて計画を推進している。2023（令和 5）年度に計画の進捗状況の確認を行った。

上記のとおり、本学は建学の理念に基づき、大学の目的及び学部・研究科における人材養成目的等を適切に設定・公表するとともに、それらを実現するために将来を見据えた中長期計画及び諸施策を明確にし、大学経営を行っていると判断できる。

第2章　内部質保証

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

＜内部質保証に関する大学の基本的な考え方＞

本学では、「点検・評価規程」第 1 条において内部質保証を「自らの理念・目的等を実現するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果に基づく改善を推進することにより、質の向上を図り、教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し、証明していく恒常的・継続的プロセス」と定義している（資料 2-1【ウェブ】）。

また、本学における内部質保証に関する全学的な方針として「内部質保証のための全学的な方針及び手続について」を策定しており、その中で内部質保証について、「学園に所属する全ての教職員の理解を促し、組織的・継続的に取り組むものとする」とし、内部質保証に対する本学の姿勢を示している（資料 2-2【ウェブ】）。

＜内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担＞

本学における全学内部質保証推進組織として、学長を会長とする「点検・評価全学審議会」（以下、「全学審議会」という。）が設置されている。この全学審議会は点検・評価規程第 2 条において本学全体の内部質保証の推進について責任を負う組織として規定されており、本学における内部質保証に関する取り組みの中心的役割を担っている（資料 2-1【ウェブ】、2-2【ウェブ】）。

また、全学審議会の下部組織として「部局別点検・評価委員会」を置き、学部・研究科等の組織レベルの自己点検・評価に取り組んでいる。部局別に行われた点検・評価結果は全学審議会へ集約・報告される。各部局の課題については、教授会等、部局ごとの会議体において検討した改善計画を部局別の点検・評価委員会にて協議し、全学審議会で報告される。

＜教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）＞

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上については、「内部質保証のための全学的な方針及び手続について」において、大学全体、各学部（学科）・研究科（専攻）、授業科目の各レベルで教育活動の企画・設計を行い、それに基づき実際の運用を行うこととしており、それらの状況について全学審議会及び各学部・研究科の点検・評価委員会が中心となり検証を行うことと規定して

いる(資料 2-2【ウェブ】、資料 2-3)。これらの検証に加え、学外有識者によるアドバイザリーボード等の指摘も踏まえ、改善が必要な事項について大学全体・各学部・研究科等の各会議体において改善方策を検討・実施し、次年度以降の改善・向上につなげることとしている(資料 2-2【ウェブ】)。

「内部質保証のための全学的な方針及び手続について」は本学における内部質保証の取り組みをより実効性のあるものとするため、大学基準協会の「大学基準」と「評価の視点」等を踏まえて2020(令和 2)年に策定したものであり、内部質保証の円滑化につながっている。それまでの本学の全学審議会を中心とする内部質保証の仕組みや組織体制をより明確化させたものとなっている。なお、「内部質保証のための全学的な方針及び手続について」は本学ホームページにて本学の基本方針の一つとして公表されており、自己点検・評価の基本原則として自己点検・評価実施主体となる部局に周知・共有されている(資料 2-2【ウェブ】)。

〔現行の自己点検・評価体制図(資料 2-3)〕

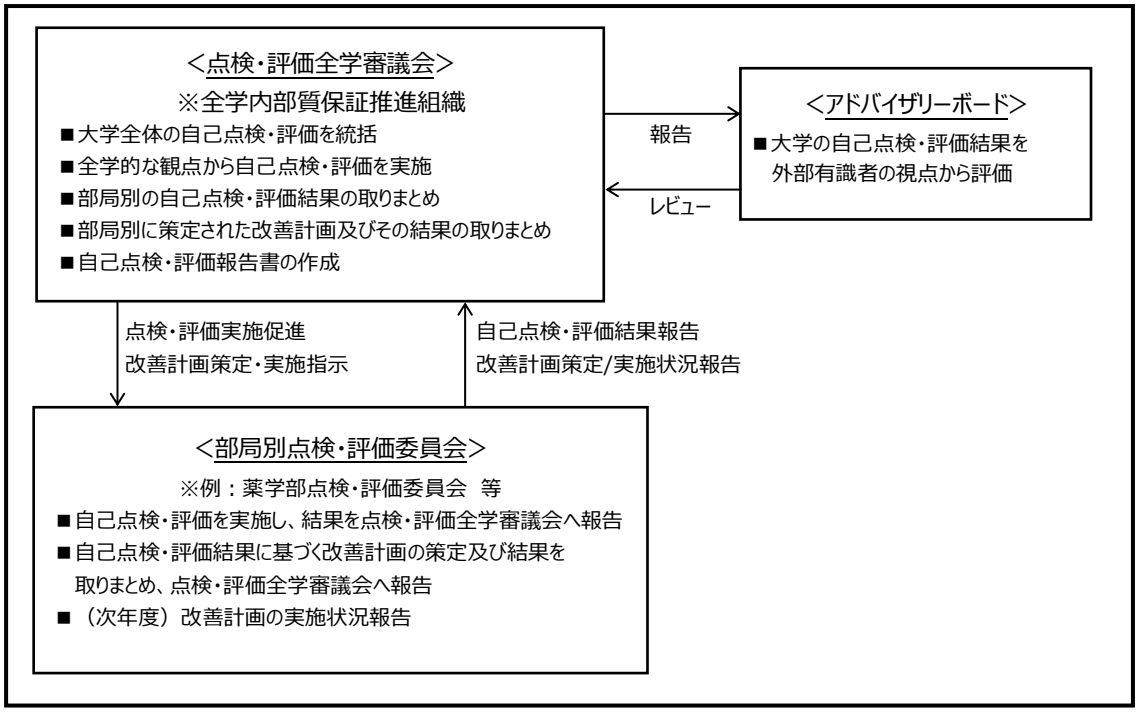

【点検・評価項目②】
内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1	○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

＜全学内部質保証推進組織・学内体制の整備＞
＜全学内部質保証推進組織のメンバー構成＞

本学では、2017（平成 29）年 2 月、自己点検・評価や内部質保証システムについて規定した「内部質保証に関する方針」を策定し、また 2018（平成 30）年度に第三期認証評価の評価基準に合わせ、本学における内部質保証の定義や全学審議会の位置づけを明確化するため、点検・評価規程を改正した。方針については「内部質保証のための全学的な方針及び手続について」として 2020（令和 2）年 3 月の全学審議会にて改められ、点検・評価規程もその内容に整合するよう見直すことで、組織や権限、役割分担についてさらに明確なものとし、全学的な内部質保証の取り組みをより確実に推進する体制として整備を進めた（資料 2-1【ウェブ】、資料 2-2【ウェブ】）。

本学の内部質保証体制は、上述のとおり全学内部質保証推進組織として全学審議会が設置されている。その構成員は学長を会長とし、副学長、各学部長・各研究科長・専門学校長のほか附属施設より総合図書館長、大学病院長、予防医療科学センター長などの役職教員及び事務局各部門長（部長以上）となっており、全学的な事項についての自己点検・評価を行うとともに、それぞれの学部や部局による自己点検・評価の取り組みを集約し、内部質保証に係る PDCA サイクルの中心としての役割と全体を統括する責任を担っている。なお、事務所管は経営企画部総務企画課が担っている。

これらのことから、内部質保証の体制として全学審議会が全学内部質保証推進組織としての役割を適切に担っていると判断することができる。

〔2023（令和 5）年度点検・評価全学審議会構成員一覧 （資料 2-4）〕

職名	構成員氏名
学長（点検・評価全学審議会長）	浅香正博
副学長	和田啓爾
薬学部長	小林道也
歯学部長	古市保志
看護福祉学部長	三国久美
心理科学部長	冨家直明
リハビリテーション科学部長	小島悟
医療技術学部長	幸村近
総合図書館長	越智守生
北海道医療大学病院長	北市伸義
歯科衛生士専門学校長	齊藤正人
予防医療科学センター長	川上智史
先端研究推進センター長	小林正伸
歯科クリニック院長	斎藤隆史
事務局長	長原利明

〔その他の全学審議会出席者〕

職名	事務局担当者氏名
事務局次長(経営企画・医療管理担当) 兼　経営企画部長	鈴木邦仁
事務局次長(学務・広報・学術交流担当) 兼　学務部長	高見裕勝
広報部長　兼　学術交流推進部長	三川清輝
医療管理部長	三浦清志
総務企画課長	岩間久和

【点検・評価項目③】

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1	学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2	方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3	全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4	学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5	学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6	行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応
評価の視点7	点検・評価における客観性、妥当性の確保

＜学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定＞

全学としての基本的な考え方として 9 項目からなる「本学の基本方針」を定め、本学ホームページにて公表している(資料 2-5【ウェブ】)。そのうち全学的な学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学生受入れの方針の策定については 2019(令和元)年 6 月に定められた「教育に関する基本方針」で示されており、その中で、各学部・研究科では建学の理念に基づく教育理念・教育目的・教育目標を定めたうえで、上記の三方針を定めることとしている(資料 2-6【ウェブ】)。

＜方針及び手続に従った内部質保証活動の実施＞

本学の内部質保証の取り組みは、点検・評価規程及び「内部質保証のための全学的な方針及び手続について」に基づき毎年度実施している「自己点検・評価チェックシート」を使用した自己点検・評価が中心となっている(資料 2-7)。

チェックシートの項目は大学基準協会が定める「大学基準」のほか、附属医療機関である大学病院の診療・臨床教育分野を加えたものとなっており、「(1)理念・目的」、「(2)内部質保証」、「(3)教育研究組織」、「(4)教育課程・学習成果」、「(5)学生の受け入れ」、「(6)教員・教員組織」、「(7)

学生支援」、「(8)教育研究等環境」、「(9)診療・臨床教育」、「(10)社会連携・社会貢献」、「(11)大学運営・財務」の11の基準で構成されている。また、それぞれの基準において「評価の視点」、「評価のポイント」が細分化されており、評価のポイント毎に A・B・C・D の4段階評価(A:適切に実施している～D:実施していない)を行い、「現状説明」及び「根拠資料」について記載する形式となっている。なお、チェックシートには三方針に関する点検・評価項目が設けられているため、その結果により必要に応じて三方針の改定を行っている。実際に三方針の改定が行われた例として、「入学者受入れの方針」については 2023(令和 5)年度のアドミッションセンター点検・評価委員会による自己点検・評価により、「入学希望者に求める水準等の判定方法が明示されていない」ことが判明し、全学部教授会及び研究科委員会にて改正案を検討し、評議会における議を経て 2024(令和 6)年度に向けて改定を行った。

〔自己点検・評価チェックシート 例〕

北海道医療大学自己点検・評価チェックシート（1）理念・目的

点検・評価対象	全学	点検・評価実施主体	点検・評価全学審議会／経営企画部（総務企画課）	評価対象年度	令和４年度	点検・評価実施日	

A：適切に実施している　B：概ね適切に実施している　C：あまり実施していない　D：実施していない

点検・評価項目	評価の視点	No.	評価（判断）のポイント	評定	現状説明	根拠資料
①大学の理念・目的を適切に設定しているか。	○大学全体としての人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性	W 1-1 (1)	・大学の目的は、高等教育機関としてふさわしい内容を有するものであり、大学の個性や特徴が示されているか。			
		W 1-1 (2)	・学部、学科の理念・目的は、大学の理念・目的と連関しているか。・学部、学科の理念・目的は、大学の理念・目的と連関しているか。			
②大学の理念・目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的等の周知及び公表	W 1-2	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。			
		W 1-3	教職員、学生、社会に対し、情報の得やすさや理解しやすさに配慮して、刊行物やウェブサイト等により周知・公表しているか。			
③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	W 1-4	大学として将来を見据えた中・長期の計画を策定しているか。またその計画は具体的かつ実現可能な内容となっているか。			

＜全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み＞

＜学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施＞

＜学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施＞

上述したチェックシートを用い、全学の点検・評価は大学や法人全体での取り組みを評価し、部局別の点検・評価ではそれぞれの点検・評価委員会において部局毎の取り組みを評価している。

また、自己点検・評価の取り組みは以下の年間スケジュールで実施されている。

① 4 月～6 月:前年度を対象とした自己点検・評価を実施(全学・各部局)、必要に応じて改善計画を策定
② 7 月～9 月:自己点検・評価結果と改善計画を全学審議会にて報告・検討
③ 10 月～2 月:アドバイザリーボード評価実施
④ 翌年 5 月:自己点検・評価結果及び改善方策実施結果を全学審議会にて報告

自己点検・評価の結果、C または D 評価となった項目については、その結果に基づき改善計画を検討・策定することとしており、評価結果と併せて全学審議会で報告される。また、改善計画の実施結果は翌年度 5 月の全学審議会にて報告される（資料 2-8）。

各学部・研究科の個別の評価状況や課題についても全学として課題を認識し、評価結果が著しく低い項目のうち、特に重点的に取り組むべき改善項目を検討し、その後の改善・向上につなげることとしている。また、改善計画の実施結果についても全学審議会にて報告・共有され、継続的に改善・向上に取り組めるよう促す仕組みとしている（資料 2-7～2-12）。

〔改善計画書　例〕

令和5年度　北海道医療大学自己点検・評価結果に基づく改善計画書

点検・評価対象	全学/○○学部/○○研究科/医療機関	点検・評価実施主体		改善計画検討日	

A：適切に実施している　B：概ね適切に実施している　C：あまり実施していない　D：実施していない

基準	点検・評価項目	評価の視点	No.	評価（判断）のポイント	評定結果	現状説明

【改善方策】	【対応期限】	【備考】

基準	点検・評価項目	評価の視点	No.	評価（判断）のポイント	評定結果	現状説明

【改善方策】	【対応期限】	【備考】

また、「北海道医療大学 DX 推進計画」においては、文部科学省からの補助金採択事業であること等を考慮して独自の点検・評価を実施しており、その結果は全学審議会で報告される予定となっている。

なお、薬学部においては文部科学省による「薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度版）」の施行、歯学部においても文部科学省による「歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）」の施行に伴い、2023（令和 5）年度に「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」をそれぞれ改定した。このように法改正や文部科学省からの通達に基づく改定が必要な場合は全学審議会での改善指示を経ない場合もあるが、毎年度の自己点検・評価の積み重ねにより、見直しのサイクルが確立され、有効に機能している。

また、教職課程における自己点検・評価は、教職課程を設置している看護福祉学部福祉マネジメント学科において自己点検・評価に取り組んでおり、本学ホームページで自己点検・評価結果を公表しているものの、全学審議会を中心とした本学の内部質保証の仕組みに組み込むことができいないため、課題となっている（資料 2-13【ウェブ】）。

＜行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応＞

大学基準協会による前回（2017 年度）の認証評価受審の際に示された「提言」において「努力課題」として指摘された各事項への対応については、当該事項への関連が深い会議体において改善に向けた方策を検討した上で改善を実施し、全学審議会においてその結果を取りまとめ、2021（令和 3）年 7 月に「改善報告書」を提出した（資料 2-14）。また、入学定員に対する対応は継続して実施している。

医療技術学部臨床検査学科の 2019（平成 31）年度開設にかかる履行状況において附された留意事項として、学部の教育研究上の到達目標を示した箇所に教員の到達目標が合わせて記載されていたことから、学生の内容のみに絞るよう求められた。これについては、提言のとおりシラバスの記載を変更している（資料 2-15）。

大学院医療技術科学研究科修士課程の 2023（令和 5）年度開設にかかる履行状況において附された助言事項として、カリキュラム・ポリシーに示された成績評価を行うための評価基準や評価方法について、各授業科目のシラバスにより具体的な記述が求められた。これについては各授業科目のシラバスへ評価基準を加えることで対応している（資料 2-16）。

また、2023（令和 5）年 8 月に文部科学省の学校法人運営調査が行われ、2024（令和 6）年 3 月の結果通知においては、助言事項として、「事務系職員における管理職に占める女性労働者の割合を令和 8 年度までに 25%以上にする目標を掲げているが、この目標の確実な達成のため、経営陣の意識改革も含めた必要な取組を検討の上で実施すること」が附された。これについては次年度以降、取り組みについて検討していく予定である。

以上、前回の認証評価受審時に提言された努力課題、設置履行状況調査における留意事項、助言事項については適切に対応しているということができる。

＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

本学は自己点検・評価における客観性、妥当性の確保のため、年に一度、外部の有識者を委員とする「アドバイザリーボード」による評価を実施している。

アドバイザリーボードは 3 名の委員で構成され、大学業界の関係者、公認会計士、本学所在地の自治体職員へ依頼している。評価内容は「点検・評価規程」第 2 条第 2 項において定めている点検・評価項目を対象とし、チェックシート及び根拠資料を資料として提出を依頼している。委員の負担も考慮の上、4 年間で全ての点検・評価項目を評価できるよう年度ごとに項目を分割して依頼している。全学及び部局別に作成された自己点検・評価チェックシートとその根拠資料等を持参し各委員へ説明を行った後、評価報告書という形で大学に提出いただいている。

アドバイザリーボードへの依頼内容及び評価結果は全学審議会にて報告され、指摘を受けた事項について全学審議会及び関連する部署による検討を行い、改善・向上へつなげている（資料 2-17）。

【点検・評価項目④】

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1	○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2	○公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3	○公表する情報の適切な更新

＜教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表＞
＜公表する情報の正確性、信頼性＞
＜公表する情報の適切な更新＞

教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況等は本学ホームページにて「情報の公表」としてまとめ、公表している。更新時期は毎年 5 月～9 月にかけて、文部科学省の学校基本調査や私学事業団からの学校法人基礎調査などの各種統計調査依頼への回答内容との整合性を踏まえ、5 月 1 日時点の情報として更新している（資料 2-18【ウェブ】）。

自己点検・評価結果はその概要を報告書としてまとめ、全学審議会での審議・了承を経て本学ホームページにて公表している（資料 2-19【ウェブ】、2-20）。

【点検・評価項目⑤】

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点2	○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点3	○点検・評価結果に基づく改善・向上

＜全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価＞
＜点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用＞
＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

現在の内部質保証システムは、2020（令和 2）年度以降、全学審議会及び各部局の役割を明確化し、点検・評価規程を改め、全学審議会に内部質保証に関する諸活動を統括する責任と権限を持たせている（資料 2-1【ウェブ】）。毎年度、チェックシートを用いた自己点検・評価を各部局へ依頼し、各部局の点検・評価委員会により実施された結果を全学審議会にて報告している。また、この結果に基づき必要に応じて教授会等の各部局の会議体にて改善・向上へ向けた取り組みを検討し実施している。

なお、現在のシステムの中では内部質保証システム自体の適切性についても評価対象として設定し、毎年度自己点検・評価を実施している。その際に使用する根拠資料は、アドバイザリーボードによる評価の際にも確認され、その適切性やわかりやすさを含めて評価を受けている。関連法規や社会情勢等を踏まえたチェックシートの設問内容の変更など、自己点検・評価を含む内部質保

証システム自体の改善・向上に向けては、全学審議会の事務所管である総務企画課において素案が検討され、全学審議会に上程されている。例えば、2023（令和 5）年度の自己点検・評価においては、自己点検・評価シートの評価項目をより細分化した仕様に改定した。これまでは評価項目の中で、評価のポイントが2点設定されている場合は2点の総合した評価を行うこととなっていたが、1つの評価項目につき1つの評価のポイントで評価するようにし、クリアしていない評価のポイントを確認しやすい仕組みとなった。

○2022（令和 4）年度　自己点検・評価チェックシート

評価の視点	No.	評価（判断）のポイント
○学部、学科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部の目的の連関性	U 1-1	・学部、学科の目的は、高等教育機関としてふさわしい内容を有するものであり、かつ学部、学科の個性や特徴が示されているか。 ・学部、学科の理念・目的は、大学の理念・目的と相関しているか。

○2023（令和 5）年度　自己点検・評価チェックシート

評価の視点	No.	評価（判断）のポイント
○学部、学科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部の目的の連関性	U 1-1 (1)	・学部、学科の目的は、高等教育機関としてふさわしい内容を有するものであり、かつ学部、学科の個性や特徴が示されているか。
	U 1-1 (2)	・学部、学科の理念・目的は、大学の理念・目的と連関しているか。

(2)　長所・特色

本学は 6 学部・研究科で構成され、保健・医療・福祉の専門職業人を養成する医療系総合大学である。各学部・研究科別に課題があり、個別のアプローチを必要とする側面がある一方で、それらを全学レベルで共有し改善・向上につなげることも重要であると考え、2020（令和 2）年度以降に導入したチェックシート形式により、各学部・研究科が共通の視点から網羅的に自己点検・評価を実施できる仕組みとなっており、全学審議会において共有される際には各部局等の実施状況が比較検討しやすくなっている。また、DXの推進等、個別の項目についてもチェックシート形式により対応を行っており、これらの点は本学の特徴であるといえる。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学では中期計画において、内部質保証の PDCA サイクルを推進し教学マネジメント体制を確立することが目標として設定されている。全学内部質保証推進組織として学長を会長とする全学審議会が内部質保証の推進に責任を負うこととしており、大学全体の自己点検・評価を統括している。

チェックシート形式の自己点検・評価は 2020(令和 2)年度より開始しており、毎年度、教育・研究活動を総括し成果と課題を可視化・言語化する機会となっている。また、その自己点検・評価の妥当性・客観性を高めるためにアドバイザリーボードによる評価を実施しており、その際の提言を踏まえて改善・向上の取り組みを行っている。

以上のことから、内部質保証の取り組み及び体制は適切に確立しているということができる。

第3章　教育研究組織

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1	○大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専攻)構成との適合性
評価の視点2	○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3	○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点4	○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専攻)構成との適合性 ＞

本学は「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する」ことを教育理念としている。

この教育理念に基づき、2023(令和 5)年 4 月現在、大学は薬学部、歯学部、看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部、医療技術学部の 6 学部、大学院は薬学研究科、歯学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科、医療技術科学研究科の6研究科から構成されており、保健・医療・福祉の連携と統合を目指す本学の理念・教育目的と学部・研究科の構成は適合している(資料 3-1【ウェブ】)。

＜大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性＞

＜教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮＞

本学の附置研究所及びセンター等の施設としては、大学病院、歯科クリニック、総合図書館、保健センター、情報センター、全学教育推進センター、予防医療科学センター、先端研究推進センター、薬学部附属薬用植物園、北方系伝統薬物研究センター、動物実験センター、アイソトープ研究センター、認定看護師研修センター、薬剤師支援センター、こころの相談センター、地域包括ケアセンター、国際交流推進センター、地域連携推進センター、IR推進センター、歯学部附属歯科衛生士専門学校等を設置しており、大学の理念・目的に則った構成となっている(資料 3-2【ウェブ】～3-21【ウェブ】)。

これらは各学部・研究科と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を考慮して設置された組織であり、「保健と医療と福祉の連携・統合をめざす」や「地域社会ならびに国際社会に貢献する」等、本学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合している。

例えば先端研究推進センターは先端研究に必要な研究機器や研究者を1箇所に集積し、専門分野を超えた共同研究を進めることで、世界の最先端研究に追いつき、本学のオリジナルな研究を確立することを目的として 2020(令和 2)年 4 月に設置された。同センターは自然科学研究分野及び社会科学研究分野の2つの分野からなり、「歯周病と全身疾患の関係」や「当事者研究」など、本学の持つ教育資源を活かした研究プロジェクトが進められている(資料 3-9【ウェブ】)。

また、地域包括ケアセンターは、厚生労働省が推進する「地域包括ケアシステム」（高齢者が在宅で医療・介護、生活支援などのサービスを享受できるシステム）の構想に沿った形で、2015（平成 27）年 12 月に札幌あいの里キャンパスの大学病院隣接地に開設した。このセンターは、看護師、福祉専門職、リハビリテーション専門職などが密接に連携し、地域における在宅ケアサービスを展開するとともに本学が目指す「多職種連携によるチーム医療」を学ぶ学生の実習拠点としての機能も併せ持ち、今後ニーズの高まりが予想される在宅医療・介護福祉サービスの即戦力人材を育成する教育施設としての役割を担っている（資料 3-17【ウェブ】）。

また、2019 （令和元）年度以降、歯学部及び薬学部を中心に外国人留学生の受入れが増加しており、在籍者数が多くなるにつれ、日本語能力の不十分さ、日本と異なる文化と生活習慣などに起因する外国人留学生特有の修学上の問題が顕在化してきていることから、生活支援や日本語教育支援などを含む外国人留学生に特化したサポート体制の構築が急務であると考え、2024（令和 6）年 4 月より「外国人留学生サポートセンター」を設置し、外国人留学生の受け入れ体制を強化していく予定である（資料 3-22）。

＜教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性＞

本学の教職課程は看護福祉学部福祉マネジメント学科にのみ設置していることから、その運営は学科に置かれた教職課程運営委員会において行っている。教職課程科目は学科カリキュラムと連動して運営されており、教員の養成の状況については本学ホームページにて公表している（資料 2-13【ウェブ】）。

【点検・評価項目②】

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
評価の視点2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価＞

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

教育研究組織の構成について、毎年度の自己点検・評価や認証評価における指摘事項への対応において、その適切性について検証してきた（資料 2-7、2-8）。その例として、前回の認証評価の際に「努力課題」として指摘を受けた大学院薬学研究科修士課程について、薬学研究科委員会での検討の結果、同課程を廃止することとし、評議会、常任理事会、理事会及び評議員会での議を経て決定した（資料 2-14）。また、同様に指摘のあった看護福祉学部臨床福祉学科について、同学部点検・評価委員会での自己点検・評価に基づき、同学部教授会において学科名の変更について検討し、評議会等学内の諸会議を経て決定した。

また、高齢化が進行する社会情勢において、保健・医療・福祉に関わる専門職が果たす役割の重要性が一段と増しており、それらの専門職を養成する教育機関として志願動向や社会的要請に

配慮して新学部開設等を判断している。一例として、2019（平成 31）年 4 月、最先端の科学的知識を基盤とした臨床検査の専門職の養成を目的とした医療技術学部を新設した際、本学への志願動向、北海道内の高校生へのアンケート調査及び学外の専門業者による当該分野の志願状況調査などを踏まえ、設置を判断している。

(2) 長所・特色

なし

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学の学部・研究科及び附置施設は本学園の寄附行為及び教育理念に基づき、教育研究のみならず、社会的要請を踏まえて地域社会・国際社会へ貢献すべく設置されている。また、こうした組織構成は点検・評価全学審議会の中で自己点検・評価を実施しており、その適切性を保つ体制をとっている。

第4章　教育課程・学習成果

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定(授与する学位ごと)及び公表

＜学位授与方針の適切な設定及び公表＞

本学では、教育理念「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を養成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献すること」、教育目的「幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成」に基づき、2017(平成 29)年 2 月、本学の教学組織における最高審議機関である評議会において大学全体及び大学院全体の「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を含む「教育の基本方針」を定めた(資料 4-1【ウェブ】、4-2、2-6【ウェブ】)。大学全体及び大学院全体のディプロマ・ポリシーは、以下のとおりである。

【大学全体】

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

北海道医療大学は、大学および各学部学科の教育理念・教育目的に基づいた教育目標の達成に向けて、全学教育および専門教育科目を履修し、保健・医療・福祉の高度化・専門化に対応しうる高い技術と知識、優れた判断力と教養を身につけ、各学部学科が定める履修上の要件を満たした学生に対して「学士」の学位を授与します。

【大学院全体】

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

北海道医療大学大学院では、教育理念・教育目的および教育目標に基づき、各研究科専攻において学位授与要件が定められています。各研究科専攻の定められた学位授与要件を満たし、高度な専門性と研究能力を修得したと認められる者に対して、「修士または博士」の学位を授与します。

なお、本学大学院には以下の研究科および専攻を置きます。

薬学研究科薬学専攻(博士課程)

歯学研究科歯学専攻(博士課程)

看護福祉学研究科看護学専攻(修士課程および博士課程)

臨床福祉学専攻(修士課程および博士課程)

心理科学研究科臨床心理学専攻(修士課程および博士課程)

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻(修士課程および博士課程)

医療技術科学研究科臨床検査学専攻(修士課程)

各学部・研究科においては、全体の方針を踏まえつつ、教授会または研究科委員会においてそれぞれの教育目標に応じたディプロマ・ポリシーを学科・専攻毎に検討したものを評議会に上程し、その議を経て本学ホームページで公表しているほか、学生便覧への掲載、履修ガイダンス等での説明を行っている（資料 4-3【ウェブ】～4-17【ウェブ】、1-21【ウェブ】）。

各学科のディプロマ・ポリシーは、各学科の教育理念・教育目的を基に定められた「教育目標」に基づき策定している。例えば、看護福祉学部看護学科のディプロマ・ポリシーは以下のとおりであり、本学の教育理念・教育目的・教育目標に一貫した方針となっており、卒業にあたって学修成果として修得すべき知識・技術・態度等を明示している。

【看護福祉学部看護学科　教育目標】
看護福祉学部看護学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。
1. ヒューマンケアに関する深い教養および豊かな人間性の涵養
2. ヒューマンケアを基本とした看護専門職に必要な知識・技術の修得
3. 看護専門領域における自律的・創造的な実践力の涵養
4. ヒューマンサービスに関連する領域の人々と連携できる協調性の確立
5. 地域社会や人々の多様性を理解する能力の涵養

【看護福祉学部看護学科　学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】
看護福祉学部看護学科の教育目標に基づき、卒業のために以下の要件を満たすことが求められる。
1. 人間の生命個人の尊重を基本とする高い倫理観と豊かな人間性を身につけている。
2. 看護専門職に必要な知識・技術を修得し、健康や生活に関する問題に対して、適切かつ柔軟に判断し解決できる学術的・実践的能力を身につけている。
3. 社会環境の変化や保健・医療・福祉の新たなニーズに対応できるよう自己研鑽し、自らの専門領域において自律的・創造的に実践する能力を身につけている。
4. 保健・医療・福祉をはじめ、人間に関する様々な領域の人々と連携・協働できる能力を身につけている。
5. 多様な文化や価値観を尊重して地域社会に貢献できる能力を身につけている。

大学院の各研究科における専攻の例として、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻修士課程及び博士課程では、ディプロマ・ポリシーを以下のとおり定めている。各専攻のディプロマ・ポリシーは本学の教育理念・教育目的・教育目標に一貫した方針となっており、修了にあたって学修成果として修得すべき知識・能力等を明示している。

【リハビリテーション科学専攻（修士課程）　学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】
以下の要件を満たし、高度専門職業人としてリハビリテーション科学の実践に寄与できる優れた知識・技術と研究能力の基礎を修得したと認められる者に対して、「修士（リハビリテーション科学）」の学位を授与する。
1. リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）に2年以上在学し、本

研究科が定める履修上の要件を満たしている。
2. 研究指導を受け、学位論文を提出し、本研究科が行う論文審査および最終試験に合格している。

【リハビリテーション科学専攻（博士課程） 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】
以下の要件を満たし、保健・医療・福祉の分野において、リハビリテーション科学に関する高度な学識と研究能力および教育能力を修得し、リハビリテーション科学の発展を通して社会に貢献できると認められる者に対して、「博士（リハビリテーション科学）」の学位を授与する。

1. リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）に3年以上在学し、本研究科が定める履修上の要件を満たしている。
2. 研究指導を受け、学位論文を提出し、本研究科が行う論文審査および最終試験に合格している。

以上のように、本学は授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを適切に定め、公表している。

【点検・評価項目②】
授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点2	○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

＜教育課程の編成・実施方針の設定及び公表＞

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するための教育課程編成・実施の方針として、評議会において大学全体及び大学院全体の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を含む「教育の基本方針」を定めている（資料 4-1【ウェブ】、4-2）。大学全体及び大学院全体のカリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

【大学全体】
北海道医療大学は、教育理念にある「保健と医療と福祉の連携・統合」を基本として、確かな知識と技術、深い教養と豊かな人間性を持ち、広く社会に貢献できる専門職業人の養成に向けた教育課程を編成します。すなわち、幅広く深い教養と豊かな人間性・自立性・創造性・協調性の修得をめざす「全学教育科目」、および確かな専門知識と技術の修得をめざす各学部・学科の「専門教育科目」を適切に組合せた学士課程教育を提供します。

【大学院全体】
北海道医療大学大学院研究科の各専攻（課程）では、教育理念・教育目的および教育目標に沿った学位授与の方針に基づく教育課程編成・実施の方針を定めており、「コースワーク」と「リサーチワーク」を適切に組み合わせた教育・研究課程を提供します。

全学のカリキュラム・ポリシー及び各学科・専攻のディプロマ・ポリシーを踏まえ、学科・専攻ごとのカリキュラム・ポリシーを策定しており、教育内容のほか、その実施方法や実施時期、評価方法等を明示している。カリキュラム・ポリシーは教授会または研究科委員会において審議したものを評議会に上程し、その議を経て本学ホームページで公表しているほか、学生便覧への掲載、履修ガイダンス等での説明を行っている（資料 4-3【ウェブ】～4-17【ウェブ】、1-21【ウェブ】）。

例えば、医療技術学部臨床検査学科のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

【医療技術学部臨床検査学科　教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)】
医療技術学部臨床検査学科の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 1 年次には、医療人としての豊かな人間性と幅広い教養を養う全学教育科目、さらに、チーム医療に求められるコミュニケーション能力を養い、多職種連携に関する理解を深めることを目的とした全学部学生が合同でおこなう科目を配当する。また、人体の構造や機能を学ぶ基礎医学科目や早期に臨床検査分野に対する動機付けを図るための臨床検査学の基礎に関する専門科目を配当する。
2. 2 年次には、臨床検査に対する理解を深め、専門知識を豊富にすることを目的とした臨床検査学の講義および実習科目を配当する。
3. 3 年次には、臨床検査技師に必要な技術を修得することを目的とした臨床検査学および関連する実習科目、さらに医療現場での臨床検査に関する知識を深め、臨床検査技師としての自覚を培うことを目的とした臨床実習を配当する。また、臨床の現場で実際に臨床検査技師が関わるチーム医療や在宅医療の理解、患者への接遇、リスクマネジメントの重要性を学ぶことを目的とした科目を配当する。
4. 4 年次には、研究を通して、科学的な思考による問題解決能力やプレゼンテーション能力を養うことを目的とした卒業研究を配当する。さらに、創造性、思考力、生涯にわたり自己研鑽する意欲を備え、指導的役割や教育・研究を担う臨床検査技師としての能力、同時に、先進・高度化する医療に対応できる能力を養うことを目的とした科目を配当する。
5. 国際的な視野で活躍できる力の育成に向けて、1 年次～4 年次にわたって英語の科目、そして 1 年次に初修外国語（ドイツ語、中国語、ロシア語）を配当し、さらに、英米哲学の問題理解（人間と思想）、グローバルな観点からの自然環境・社会経済の変化と感染症（医療社会史）、欧米の医療保険制度（医療の経済学）などの異文化理解に関する科目を配当する。
6. 学修成果を把握・評価するために、筆記試験、実技試験、ルーブリックを用いたレポート評価などを適宜実施する。

また、大学院の各研究科における専攻の例として、心理科学研究科臨床心理学専攻修士課程及び博士課程のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

【心理科学研究科臨床心理学専攻修士課程　教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)】

心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 実証に基づく臨床心理学教育課程として、科学者・実践家モデルの視点を涵養しつつ、公認心理師を養成するカリキュラムを設ける。臨床現場に提供する人材の質を保証するために、関連する身体医学的領域の専門家ともチーム作業ができる実践家としての能力を育成するカリキュラムを設ける。具体的には、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働の主要 5 分野について講義形式で理論や支援の方法について学んだあと、「心理実践実習」においてこれらの分野全てを網羅した学外実習、及びキャンパスに併設されている「こころの相談センター」における内部実習により、公認心理師としての幅広い実践力を段階的に獲得できるよう体系を整える。また、心理的アセスメント、心理支援、家族関係・集団・地域社会における心理支援、及び心の健康教育について講義形式で理論を学び、演習を通じて支援に関する技術を修得できるよう科目を配置する。
2. 講義科目の評価はプレゼンテーション・討論の参加状況や筆記試験、レポート等を用いて評価する。実習の評価は、プレゼンテーション・討論の参加状況とクライアントのアセスメント結果および心理的支援の実技等を通して行う。修士論文作成に当たり、指導担当教員による形成的評価を継続的に行い、研究態度、課題研究到達度および最終年次における研究発表会、修士論文審査基準に基づいて総合的に評価を行う。

【心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程　教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)】

心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 修士課程のカリキュラム履修を前提として、現場における指導者的能力、研究者としての能力を形成するために、基礎心理学および臨床心理学の両者にわたった幅広い教育カリキュラムを設ける。
   具体的には、第 1、第 2 学年において学習心理学、生理心理学、臨床心理学、発達心理学、医療心理学、精神医学の各専門領域についてのゼミナール形式の研究科目を配置する。各科目において先行研究の概観、研究計画の立案、データの収集と分析方法等について博士論文作成を視野に研究能力の向上を目的とした教授及び指導を行う。
2. 講義科目の評価はプレゼンテーション・討論の参加状況やレポート等を用いて評価する。博士論文作成に当たり、指導担当教員による形成的評価を継続的に行い、最終年次における研究発表会、口頭試問、学力検査および博士論文審査基準に基づいて総合的に評価を行う。

以上のように、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、授与する学位ごとに、適切に定め、公表しているということができる。

＜教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性＞

本学では、学生が卒業・修了までに身に付けるべき資質・能力をディプロマ・ポリシーとして、それを達成するための教育課程編成・学修方法・学修過程、学修成果の評価のあり方をカリキュラム・ポリシーとして示しており、これらは、相互の連関性をもたせて策定している。

【点検・評価項目③】
教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1	○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・授業期間の適切な設定 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】） ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
評価の視点2	○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

＜教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性＞

教育課程の編成にあたっては、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーを踏まえ、全学教育科目・専門教育科目からなる教育課程を編成・実施している。

＜各学位課程にふさわしい教育内容の設定、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮・授業科目の位置づけ＞

各学科において、各授業科目のディプロマ・ポリシーとの連関、順次性及び体系性を明示するため、「カリキュラムツリー」、「カリキュラムマップ」を作成している。それぞれシラバスに掲載し本学ホームページで公表している（資料 4-18～4-30）。

＜授業期間の適切な設定、単位制度の趣旨に沿った単位の設定＞

本学では、二学期制を採用しており、大学学則第 16 条において、前期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期は 10 月 1 日から 3 月 31 日までと定めている（資料 1-4）。

大学の単位制度については、「大学設置基準」を踏まえて 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提に、「講義」及び「演習」については 15 時間から 30 時間までの授業時間を、「実験」「実習」及び「実技」については 30 時間から 45 時間までの授業時間をもって 1 単位とする旨を大学学則第 32 条に明記している（資料 1-4）。

＜個々の授業科目の内容及び方法＞

授業科目の内容や方法は各学部・研究科のシラバスに明示し、教務委員会による点検を行うとともに、体系的な教育課程における各授業科目の位置づけは、カリキュラムツリー及びカリキュラムマップにより学生に開示している（資料 4-18～4-30）。

＜初年次教育、高大接続への配慮＞

学校推薦型選抜や総合型選抜など、早期に合格発表を行う入試で入学予定の学生に対して、学修の継続性や学修意欲の維持などを目的として入学前教育を実施している。入学前教育の実施に当たっては、入学予定者の高校に対し当該プログラムの概要について連絡を行っている。

また、初年次教育として、学習・研究活動に必要な基礎的なスキルを学修するために「日本語の表現」等を配置しているほか、AI を正しく使いこなすことができるよう全学的に「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を実施している（資料 4-31【ウェブ】）。

（本学ホームページ「学びあうデータサイエンス」ページの一部）

＜教養教育と専門教育の適切な配置＞

本学の教育課程は、全ての学部の学生が共通して学ぶ全学教育科目と学部ごとの専門教育科目の二本の柱からなり、全学教育科目は、＜教養教育＞・＜基礎教育＞・＜医療基盤教育＞の 3 つのカテゴリーに分類される。＜教養教育＞は、人間性豊かな学識ある市民、そして専門職業人となるために、人間理解の技法や幅広く深い教養を身につけ、豊かな人間力を形成するための科目群であり、「導入科目」と「教養科目」に区分される。導入科目は、高校から大学への円滑な移行を図り、大学で主体的に学ぶ方法を身につけるための科目で、「基礎ゼミナール」と「文章指導」を配置している。教養科目は、教養教育の中心におかれる科目群で、「人間と思想」、「人間と文化」、「人間と社会」、「自然と科学」を配置している。＜基礎教育＞は、専門教育を受けるために必要な

基礎的能力を身につける科目群で、外国語科目、健康・運動科学科目、情報科学科目、自然科学科目、人文社会科目を配置している。＜医療基盤教育＞は、複数の専門分野に共通する医療・福祉の基盤教育を実施するため、多職種連携、地域連携、医療倫理といった科目を配置し、専門教育との有機的な連携を図っている。以上のことから、教養教育と専門教育は適切に配置しているということができる。

＜(大学院)コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等＞

大学院研究科の各専攻においては、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づき、講義・演習・実習・実験科目等のコースワークを配置し、専門分野に関する高度な知識、技能等を涵養するとともに、論文(研究)指導等のリサーチワークにより、大学院の学生個々の興味関心に基づいた研究活動を保証している。例えば、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程では、1年次に「リハビリテーション科学研究法特講」において、研究分野における様々な理論や研究課題等の研究動向について学び、同じく1年次の専門科目に専門分野の特講と演習を配置することで、論文作成に取り組むための環境を整備し、1～3 年次に「リハビリテーション科学特別研究」において、研究テーマに応じた、研究計画を立案し、研究活動の展開、博士論文の作成を行うこととしている。このようにコースワークとリサーチワークの組み合わせによる適切なカリキュラムとなっている。

＜教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり＞

各学部・研究科の点検・評価委員会で教育の質保証に関する諸活動について点検・評価を行っている。全学内部質保証推進組織である全学審議会は学部・研究科別の自己点検・評価及び改善計画の策定・実施を促し、継続的な点検・評価活動が行われるよう統括している。

＜学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施＞

本学では、正課内外でキャリア教育を行っており、正課内では、看護学科が第 1 学年を対象とした「キャリア開発論Ⅰ(必修)」、第2学年を対象とした「キャリア開発論Ⅱ(必修)」を開設している。また臨床心理学科では第 2 学年を対象とした「キャリア・プランニングⅠ(必修)」、「キャリア・プランニングⅡ(選択)」、第 3 学年を対象とした「キャリア・プランニングⅢ(選択)」、「キャリア・プランニングⅣ(選択)」を開設している(資料 4-32～4-37)。

正課外のキャリア教育として、卒業後に臨床研修を行う歯学部以外の各学部に就職委員会を設置し、1年次から実施する就職ガイダンスやセミナーを通じて、自身のキャリアを考えるための機会を提供し、自律的なキャリア形成をサポートしている(資料 4-38【ウェブ】)。

【点検・評価項目④】
学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1	○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】【学専】） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】） ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

＜各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置＞

単位の実質化を図るための措置として、過剰な履修登録を抑制し、適切な学修効果が得られるよう、すべての学部で1年間の履修登録の上限数を設定している（資料 4-39～4-44）。この単位数は各授業における学修時間数に加えて、授業外での学修時間数を考慮し、各学部の履修規程で定めており、学生便覧に掲載の上、ガイダンスにおいて学生に周知している。

＜シラバスの内容及び実施＞

シラバスについては、授業の概要と学修目標、学修内容、授業実施形態、評価方法、教科書、参考書、学修の準備、ディプロマ・ポリシーとの関連、担当教員の実務経験、実務経験を活かした教育内容などが適切に記載されるべく、全学で統一のフォーマットを定め、本学ホームページで公開している（資料 1-22【ウェブ】）。また、各学部の教務委員会による第三者チェックを行うことで適切性を確保しており、教育効果の向上や改善等に繋げている。

＜学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法＞

各学部及び研究科は、学生の学修を活性化し効果的に教育を行うための方策として各種の取り組みを実施している。具体的には、多くの授業科目においてアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れるとともに、ICT を活用した授業も数多く展開している。この代表的な事例として全学部・学科の1学年が履修する「多職種連携入門」では、さまざまな専門職の理解と多職種連携の役割や機能を学ぶため、学部学科の異なる学生がグループワークによるディスカッションを実施するなど、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業方法を導入している（資料 4-45）。また、授業資料の配布や、学習課題の提示・提出は Google classroom や Google form を活用し、グループにおける意見交換は、クラウド上の Google jamboard を活用している。

＜適切な履修指導の実施＞

各学部は新入生オリエンテーション及び教務ガイダンスにおいて、履修方法、卒業要件等について説明を行っており、シラバスに掲載し公表している（資料 1-22【ウェブ】）。併せて、履修登録スケジュールや履修登録システムの利用方法も説明しており、本学の制度への理解を促している。加えて、各教員はオフィスアワーを設定し、その時間に学修上の相談に応じており、学生のニーズに対応した体制をとっている（資料 4-46【ウェブ】）。

＜（学士課程）授業形態に配慮した1授業あたりの学生数＞

本学の1授業あたりの学生数は、教育効果、学生の履修希望、授業形態（講義・実習・演習等）、施設設備、及び人的資源を考慮し設定している。

＜（修士課程、博士課程）研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施＞

各研究科においては、専攻ごとに授業科目の履修方法と研究指導の年間スケジュールをシラバスに明記し、学生に周知している（資料 1-22【ウェブ】）。

＜各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり＞

各学部・研究科の点検評価委員会において教育の質保証に関する諸活動について点検評価を行っている。全学内部質保証推進組織である全学審議会は学部・研究科別の自己点検・評価及び改善計画の策定・実施を促し、継続的な点検・評価活動が行われるよう統括している。

【点検・評価項目⑤】
成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
評価の視点2	○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

＜単位制度の趣旨に基づく単位認定＞

「大学設置基準」において定められている「1 単位あたり 45 時間の学修」に基づく単位の実質化を図るため、シラバスに事前・事後学修(予習・復習)として学生が取り組むべき内容とともに、それぞれに必要な学修時間を記載することとしており、シラバスに明示した評価方法による単位認定を行っている。成績評価の基準・方法は、科目ごとにシラバスに明示している（資料 1-22【ウェブ】）。

＜既修得単位の適切な認定＞

既修得単位の認定は、学士課程については、編入学と転入学を対象として実施している。編入学については、薬学部、看護福祉学部において各学部の編入学に関する規程に基づき実施している。また、本学は在籍する学科から同じ学部の他の学科あるいは異なる学部の学科に学籍を移す転学科制度を設けており、転学科により受け入れる学生の既修得単位の認定を転学科規程に定め、単位認定を行っている（資料 4-47）。また、大学院については、10 単位を超えない範囲で認定することができる旨を大学院学則第 18 条で定め、授業内容の妥当性を確認の上、単位認定を行っている。

＜成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置＞

学士課程の成績評価は、シラバスに学習目標、成績の評価方法及び配点の割合を明示し、成績評価の客観性の担保を図るとともに、その基準に沿った厳格な成績評価に取り組んでいる。

成績評価のグレードは、大学学則第 35 条・大学院学則第 18 条に明記し、以下の区分・基準としている。

[評価等の区分と基準]

評価等	評点	合否	単位
優	100～80点	合格	修得
良	79～70点		
可	69～60点		
不可	60点未満	不合格	未修得
失格	＊「失格」、「履修無効」の取扱いについては、各学部の履修規程に明示。		
履修無効			

また、2015（平成 27）年度第 1 学年入学生から GPA 制度を導入している。GPA の算出方法は学生便覧等に記載し学生に周知するとともに、成績表に基づく学期・年度 GPA と通算（累積）GPA は学生ポータルサイトをとおして、学生に通知している。また、GPA は学生の学修指導、高等教育の修学支援新制度の支援対象要件にかかる基準、本学奨学制度の適用の継続にかかわる判定、履修する学生の人数を制限する授業科目等における学生の選考に活用している（資料 4-48【ウェブ】）。

成績評価及び単位認定は、内容についてはカリキュラム・ポリシー、制度としては履修規程に基づいて客観的かつ厳格に実施しており、認定手続き等は学則に則って適切に行っている。試験結果については合否及び素点をフィードバックするとともに、申し出により疑義照会の機会を設けることで公正性を担保している。

＜卒業・修了要件の明示＞

卒業・修了要件については、大学学則第 44 条、大学院学則第 23 条及び各学部履修規程に定め、学生便覧や履修要項及び本学ホームページに明示している（資料 1-4、1-5、1-21【ウェブ】、1-22【ウェブ】）。

＜学位授与を適切に行うための措置＞

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学位授与の要件・手続について、学位規程及び各研究科の学位規程施行細則に学位授与の要件・手続きを明示し、それらに基づき行っている（資料 4-49～4-55）。

また、各研究科のシラバスに学位論文審査基準を掲載し、学生に明示している（資料 4-56～4-62）。

＜成績評価、単位認定及び学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり＞

各学部・研究科の点検・評価委員会において成績評価、単位認定及び学位授与に関わる全学的なルールの設定等について点検・評価を行っている。全学内部質保証推進組織である全学審議会は学部・研究科別の自己点検・評価及び改善計画の策定・実施を促し、継続的な点検・評価活動が行われるよう統括している。

【点検・評価項目⑥】
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）
評価の視点2	○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 ≪学習成果の測定方法例≫ ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取
評価の視点3	○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定＞
＜学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発＞

本学は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、学生の学修成果を評価し、さらに恒常的な教育改善に資するために学修成果に関するアセスメント・ポリシーを定めており、入学時、在学時、卒業時の各段階で機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）、及び授業科目レベルの三つのレベルにおいて以下の各種指標の組合せで学修成果を検証している（資料 4-63【ウェブ】）。

【北海道医療大学アセスメント・ポリシーにおける各種評価指標】

	入学時の指標	在学時の指標	卒業時の指標
機関レベル （大学全体）	入学試験 入学時アンケート 調査書等の記載内容 ジェネリック・スキルテスト	修得単位数 GPA 学生生活アンケート ジェネリック・スキルテスト 留年率 休学率・退学率	卒業試験 学位授与数 国家試験（資格試験） 就職率・進学率 卒業時アンケート 卒業率（留年率）
教育課程 レベル （学部・学科）	入学試験 入学時アンケート プレイスメント・テスト （入学時テスト） 担任面談	定期試験 修得単位数 GPA 学生生活アンケート ジェネリック・スキルテスト 留年率 休学率・退学率 担任面談	修得単位数 卒業試験 学位授与数 国家試験（資格試験） 就職率・進学率 卒業時アンケート 卒業率（留年率）
授業科目 レベル	入学前学習 授業課題レポート 小テスト	筆記・実技試験 課題・レポート ルーブリック 科目の合格状況 GP 出席率 授業アンケート 学修履歴（ポートフォリオ）	

また、全ての学部・学科において学修成果を測定するための外部調査として、ジェネリック・スキルテスト（PROG テスト）を導入しており、低学年時の成績と高学年時の成績を追跡調査し、学生へのフィードバックを行うなど、学修成果の把握及び向上に努めている。

研究科においても、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づいて、大学院の学修成果に関する「アセスメント・ポリシー」を定め、以下の各種評価指標をもとに、学修成果や教育・研究活動の成果の評価や教育課程編成について適切性の検証を行っている。

【北海道医療大学大学院研究科アセスメント・ポリシーにおける各種評価指標】

	入学時	在学時	修了時
機関レベル （大学院全体）	入学試験 入学時アンケート 調査書等の記載内容 入学率	修得単位数 GPA 学生生活アンケート	学位授与数 就職率・進学率 修了時アンケート 満足度調査
教育課程レベル （研究科・専攻）	入学試験 入学時アンケート 入学率	修得単位数 GPA 学生生活アンケート 休学率・退学率	学位授与数 就職率・進学率 修了時アンケート
授業科目レベル	入学時志望調査書	科目の合格状況 GP 出席率 授業アンケート 学修履歴（ポートフォリオ）	

＜学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり＞

各学部・研究科の点検・評価委員会において学習成果の把握及び評価の取り組みに対する等について点検・評価を行っている。全学内部質保証推進組織である全学審議会は学部・研究科別の自己点検・評価及び改善計画の策定・実施を促し、継続的な点検・評価活動が行われるよう統括している。

【点検・評価項目⑦】

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用＞

本学では、全学内部質保証推進組織である点検・評価全学審議会の下部組織である各学部・研究科の点検・評価委員会による自己点検・評価を行っており、その際に教育課程及びその内容、方法の適切性について確認している。改善が必要との評価となった場合、当該学部の教授会または研究科委員会により改善計画が検討され、改善が図られている。

学修成果を測定する方法の1つとして、本学では上述の通り恒常的な教育改善に資するために学修成果に関するアセスメント・ポリシーを定めており、同ポリシーにおける評価指標に基づいて機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルのそれぞれにおいて学修成果を評価している。

また、本学における教育内容や教育方法の改善を図る取り組みの1つとしてファカルティ・ディベロップメント（FD）活動がある。本学の FD 活動は、第 6 章において詳述するように、関連規程に基

づき全学の委員会を組成し、そのもとに学部・研究科ごとに委員会を置いて具体的な計画立案と実施を担っている（資料 4-64）。

全学 FD 委員会の主な取り組みとしては、全学 FD 研修の実施、全学 FD 講演会・セミナーの開催、学生による授業評価アンケートの実施、授業の公開（参観）の実施などがある。

また、各学部、研究科の FD 委員会において学部・研究科ごとの学問分野の特性等に合わせた内容を計画したうえで年間複数回の FD 研修を実施し、教育方法の改善を図っている（資料 4-65【ウェブ】～4-67）。

また、授業評価アンケートは、毎年度前期及び後期に各 1 回実施しており、その評価結果は授業科目の担当教員にフィードバックされるとともに学内向けの専用ホームページに結果を公開している。この授業評価において、評価が複数年にわたって低位であると認められる教員に対しては、資質改善に向けた取り組み等の指導が行われる。その一例としては、授業公開（参観）を行い、参観した教員から授業担当教員（授業を公開した教員）に対しコメントのフィードバックを行っている。なお、授業公開（参観）に関しては、資質改善が求められる教員の研修的な要素のみならず、本学所属の教員は、自身の授業を公開し、参観を行った教員から得られる様々なコメントにより、常に授業運営の向上に努めている（資料 4-68、4-69【ウェブ】）。

(2) 長所・特色

本学は、医療系 6 学部 9 学科の強みを活かし、多職種連携教育（IPE: Interprofessional education）の推進に取り組んでいる。2014（平成 26）年度に「多職種連携入門」、2020（令和 2）年度からは「全学連携地域包括ケア実践演習」を開講している。「多職種連携入門」（必修：2 単位）は、第1学年を対象に、本学が掲げる「新医療人」に求められる個人差に応じた健康科学及び多職種連携の理念と方法、その具体的実践について学ぶ。具体的には、学部・学科を越えたグループ構成で、座学及びグループディスカッションを含む演習を経験し、多職種連携協働（IPW：Interprofessional working）における態度、知識、技能の獲得を目指すこととしている。

「全学連携地域包括ケア実践演習」（選択：2 単位）は各学部・学科の高学年の学生（3～5年）を対象に、複数の各学部・学科混合グループにわかれ、患者・当事者、家族らがケアを受けている医療福祉施設や自宅、自助サークル活動などに、大学よりオンラインでリアルタイムに訪問・参加し演習を行う。具体的には、①地域包括ケアにおける業務を、多職種連携の観点に注目しながらオンラインで見学する。②多職種が連携して取り組む課題を明らかにする。③専門職、患者・当事者・家族らに対してウェブカメラ等を用いてインタビューする。④得られた情報をもとに自分の専攻とは異なる学科の学生とともにディスカッションを行い、多職種連携に関する知識と考えをまとめている。また演習前と演習後に PROG テストを実施し、学修効果の検証を行っている。

また、本学は 2021（令和 3）年度に「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）プラス」に医療系私立大学とし唯一選定され、全学部で統一的な数理・データサイエンス・AI 教育プログラムを必須科目で実施している。また、選択科目では、python を使ったプログラミングや機械学習（看護福祉学部、心理科学部、医療技術学部）、プログラミングをロボット動作で可視化する STEAM 教育（心理科学部）を実施している。このように DX の推進に積極的に取り組んでいることは、本学の長所として挙げられる。

（本学ホームページ受験生応援サイト内「多職種連携」紹介ページの一部）

多職種連携入門

多職種連携教育は、1年次からスタートします。「多職種連携入門」では、全学部学科の教員が毎週交替で授業を担当し、学部学科の異なる学生が一緒にグループワークを実施。さまざまな専門職について理解し、多職種連携の役割や機能を体験を通して学ぶことができます。

学部横断科目

学部単独でチーム医療や多職種連携について学ぶ科目も多くありますが、医療系総合大学の良さを生かすのは学部合同や他学部の教員から学ぶ授業。他の職種をめざす仲間と交流することで、多職種連携への幅広い視野が得られます。

	薬学部	歯学部	看護福祉学部	心理科学部	リハビリテーション科学部	医療技術学部	歯学部附属 歯科衛生士専門学校
薬学部の教員から学ぶ		●多職種連携(医薬品の科学) ●歯科薬剤学	●薬理学	●自然と科学	●薬理学	●薬理学 ●基礎機器分析演習 ●核医学概論	
歯学部の教員から学ぶ	●解剖生理学		●生化学 ●老年病態と看護	●医療倫理	●解剖学実習 ●病理学 ●内科学 ●リハビリテーション医学	●解剖学実習 ●臨床病理検査学	●口腔機能学 ●歯科薬理学 ●小児歯科学
看護福祉学部の教員から学ぶ	●医療福祉活動演習(スポーツと医療/在宅) ●看護実践学	●多職種連携(看護福祉概論)		●ソーシャルワーク概論	●社会保障制度論 ●関連法規	●保健医療福祉演習 ●チーム医療・コミュニケーション演習 ●医療リスクマネジメント演習	●看護概論 ●衛生行政・社会福祉 ●介護概論
心理科学部の教員から学ぶ	●人間と思想(心理学)	●多職種連携(医療行動科学)	●心理学 ●教育相談の理論と方法 ●人間発達論		●臨床心理学 ●発達心理学 ●精神障害作業療法学		●心理学
リハビリテーション科学部の教員から学ぶ		●多職種連携(リハビリテーション科学概論) ●歯科生物学 ●外科・整形外科学 ●耳鼻咽喉科学	●リハビリテーション法 ●老年看護学	●人体の構造と機能及び疾病 ●神経・生理心理学		●栄養学	●栄養学・栄養指導 ●言語発達障害学
歯学部附属歯科衛生士専門学校の教員から学ぶ			●生活支援技術論				

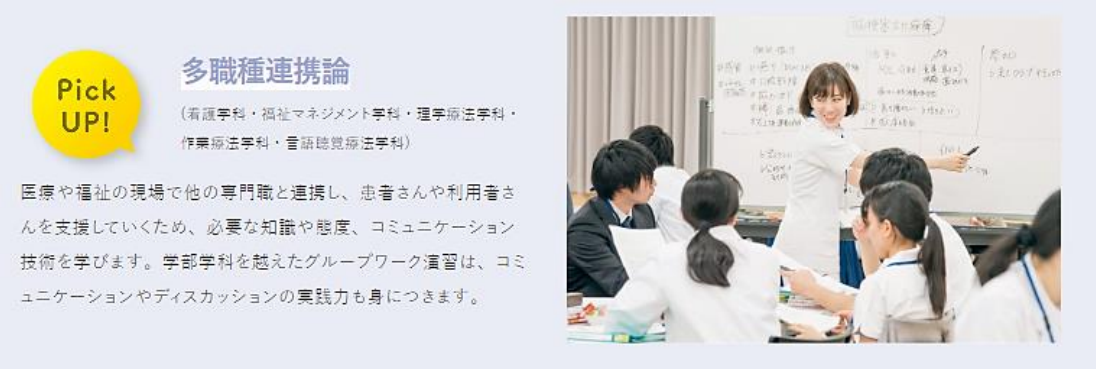

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー の三つのポリシーを本学ホームページにより適切に公表するとともに、教育課程の順次性や体系性を確認するためのカリキュラムマップやカリキュラムツリーを整備し、授与する学位に適した教育課程を体系的に編成している。

また、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、学生が主体的・能動的に学ぶことができる工夫を実施するとともに、成績評価や単位認定に際しても公平性・厳格性を確保し、適切な学位授与についての責任体制を明確にしている。

さらに、学生の学修成果を把握するため、授業評価アンケートをはじめとする様々なアンケートを実施するだけでなく、客観的な評価指標としてジェネリック・スキルテストも結果を用いるなど、学修成果を複合的に把握する取り組みを行っている。

このように本学は、教育課程・学習成果について、適切かつ充実した取組を行っており、大学基準を充足していると考える。

第5章　学生の受け入れ

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点2	○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法

＜学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表＞

本学では、教育理念「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を養成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献すること」、教育目的「幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成」に基づき、2017(平成 29)年 2 月、本学の教学組織における最高審議機関である評議会にて大学全体及び大学院全体の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を含む「教育の基本方針」を定めている(資料 4-1【ウェブ】、4-2)。大学全体及び大学院全体のアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

【大学】

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

北海道医療大学は、「21 世紀の新しい健康科学の構築」を追究し、社会の要請と期待に応えるため、豊かな人間性や協調性・創造性等に加えて、保健と医療と福祉に関して各学部学科の高度な研究に裏打ちされた専門性の高い教育を行います。本学卒業には各学部学科の「学位授与の方針」の要件を満たすこと、すなわち、全学共通基盤の知識・技術・態度が必要となるばかりではなく高度な専門性の修得が要求されます。そのため、各学部学科では学位授与の方針の要件をより効果的に達成しうる資質を持った人材の受入れについて「入学者受入れの方針」として定めています。

【大学院】

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

北海道医療大学大学院では、高度な専門知識・技術の修得と豊かな人間性を有する高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を行える研究者・教育者としての人材を養成する研究・教育活動を行います。そのため研究科の各専攻(課程)ではこれらの目的に沿った学位授与の方針を定めており、学位授与の方針の要件をより効果的に達成しうる資質を持った人材について「入学者受入れの方針」として定めています。

また、本学では、第 4 章で記述の通り、各学部学科・研究科でそれぞれの教育目標に応じた学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を定めている。

本学卒業には各学部学科・研究科の学位授与の方針の要件を満たすこと、すなわち、全学共通基盤の知識・技術・態度が必要となるばかりではなく高度な専門性の修得が要求される。そのため、各学部学科・研究科では、それぞれの学位授与の方針の要件をより効果的に達成しうる資質を持った人材の受入れについて入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）として定めている。

例えば、看護福祉学部看護学科及び大学院看護福祉学研究科看護学専攻のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

【学部】

看護福祉学部看護学科　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

看護福祉学部看護学科では、学位授与の方針の要件を修得し、総合的ヒューマンケアを実践し地域社会や人々の健康の向上に貢献できる看護専門職の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

1. 保健・医療・福祉に関心があり、看護を通じて社会に貢献しようとする意欲がある人
2. 生命を尊重し、他者を理解し、大切に思う心がある人
3. 看護学を学ぶための基礎学力*を有し、高い学修意欲および探求心のある人
4. 看護専門職として保健・医療・福祉の現場で活躍したいという強い意志を持つ人
5. 看護専門職として最新の知識・技術を常に学び続けようとする人

*基礎学力について

英語、数学、国語を高等学校等で履修しており、生体の成り立ちや活動を理解するうえで必要となる化学、生物、物理、大学のリベラルアーツ教育の基本となる世界史、日本史、地理、現代社会、政治・経済について、少なくとも 1 科目以上を履修していることをさします。

＜以下、2024（令和 6）年度入学者選抜より追加＞

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物を調査書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科・国語・地歴、公民等の多様な基礎学力を評価します。

「社会人特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価し、課題レポート・小論文などにより

論理的思考力、表現力を評価します。

「外国人留学生特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲及び日本語能力を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。

【大学院】
看護学専攻(修士課程)　入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
看護福祉学研究科看護学専攻(修士課程)では、地域社会の発展ならびに人々の健康の向上に貢献できる高度専門職業人の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

看護学における高度な専門知識および学術を修得し、自律的・創造的に活動する強い意欲がある人
社会の要請に対応する研究を推進し、地域社会や人々の健康向上に向けて深い探求心のある人

看護学専攻(博士課程)
看護福祉学研究科看護学専攻(博士課程)では、高度な学識および独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

看護学における高度な専門知識および学術を修得し、実践あるいは教育分野において自律的・創造的に活動する意欲がある人
自立した研究者として、看護学の固有性や開拓的研究に向けて深い探求心のある人

なお、アドミッション・ポリシーについては、各学部の教授会及び各研究科の研究科委員会の議を経て、評議会で審議し、決定している。評議会は、学長を議長とし、副学長、各学部長、各研究科長らで構成しており、責任ある体制のもとで制定している。アドミッション・ポリシーを修正する必要がある場合は、各学部の教授会または各大学院の研究科委員会における審議を経て、評議会の承認が必要となる。また、全学のアドミッション・ポリシーについては全学委員会であるアドミッションセンター運営委員会及び点検・評価全学審議会において、各学部・研究科のアドミッション・ポリシーについては各学部・研究科の点検・評価委員会においてそれぞれ、毎年、点検・評価を行い、適切性の検証を行っている。

これらのアドミッション・ポリシーは「学生募集要項」、「学生便覧」、各学部の「シラバス」及び本学ホームページに掲載して広く周知している。また、高等学校訪問、大学説明会、オープンキャンパス(年 4 回開催)時にも説明し、本学が求める学生像を入学志望者・保護者・高等学校進路担当教諭などに周知している(資料 5-1、1-21【ウェブ】、1-22【ウェブ】)。

＜入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示＞

入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像については、学部学科・研究科ごとでアドミッション・ポリシーを定め、明示している。特に学部学科では、入学するにあたって求められる基礎学力の詳細を明示し、本学を志願する学生に対して、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容を明らかにしている（資料 4-3【ウェブ】～4-17【ウェブ】）。

なお、2023（令和 5）年度自己点検・評価の中で、入学希望者に求める水準等の判定方法を明示していないことが判明したため、2024（令和 6）年度に向けて各学科のアドミッション・ポリシーを改定した（資料 5-2）。

【点検・評価項目②】

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2	○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3	○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点4	○公正な入学者選抜の実施 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
評価の視点5	○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

＜学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定＞

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた学生を広く募集するため、オープンキャンパス、高校訪問、模擬講義、高校教員向け説明会、進学相談会、web・印刷物等による広報活動等を通し、学科等の教員との教職協働による学生募集を実施している。

入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに合致する能力を多面的・総合的に評価するため、志望動機や入学後の学修意欲、これまでの学習・活動履歴等を重視する「総合型選抜」、主に高校時代の学習成績を重視する「学校推薦型選抜」、主に学力を重視する「一般選抜」及び「共通テスト利用選抜」を実施し、これらの選抜区分では、その評価資料の一つとして、調査書を活用している。そのほか、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、編入学試験等の多様な選抜方法で受験の機会を設けている。いずれについても、文部科学省「大学入学者選抜実施要項」を踏まえ、各学部のアドミッション・ポリシーに整合する入学者選抜を実施している。

また、入学者の選抜方法と入学後の成績や国家試験の合格状況等を把握し、入学者選抜制度の適切な設定を検証する取組を実施している（資料 5-3）。

なお、各選抜区分の選抜方法の詳細は学生募集要項（資料 5-1）のほか、本学ホームページでも公表している（資料 5-4【ウェブ】）。

＜授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供＞

大学案内パンフレット、ホームページ、学生募集要項等で授業料その他の費用や経済的支援に関して適切に情報提供を行っている（資料 5-5【ウェブ】、5-6【ウェブ】）。

＜入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備＞
＜公正な入学者選抜の実施＞

入学者選抜を円滑に実施するため、全学的な委員会として大学入学試験委員会を設置しており、入学試験の制度に関する事項、入学者選抜実施要領（入試日程、募集人員、入試科目など）、試験場の設定に関する事項、試験答案の採点結果及び成績評価に関する事項などについて、企画・審議している。委員会は学長を委員長として、各学部長、学長が委嘱する教授、事務局長及び広報部長で構成されている。各学部のみに関する事項について審議する必要がある場合には、委員長が予め指名する委員により、各学部の入学試験委員会を組成して開催している。また、委員会のもとには入学試験を実施するため、大学入学試験出題採点実施委員会、大学入学試験面接監督実施委員会、総合型選抜実施委員会をそれぞれ置き、以下の事項を任務としている（資料 5-7）。

- 大学入学試験出題採点実施委員会
  入学試験問題の作成・出題に関する事項、入学試験問題の印刷・校正に関する事項、試験答案の採点に関する事項などの実施に際し、学長が委嘱する教員を委員としている。委員長 1 名、副委員長 4 名を置いている（資料 5-8）。
- 大学入学試験面接監督実施委員会
  面接に関する事項、試験監督に関する事項、試験設営に関する事項などの実施に際し、学部長（委員長）と学長が委嘱する教員を委員としている（資料 5-9）。
- 総合型選抜実施委員会
  総合型選抜に関する事項の企画・実施に際し、学長が委嘱する学部教員及び事務職員を委員としている（資料 5-10）。

〔入学者選抜にかかる体制図〕（資料 5-11）

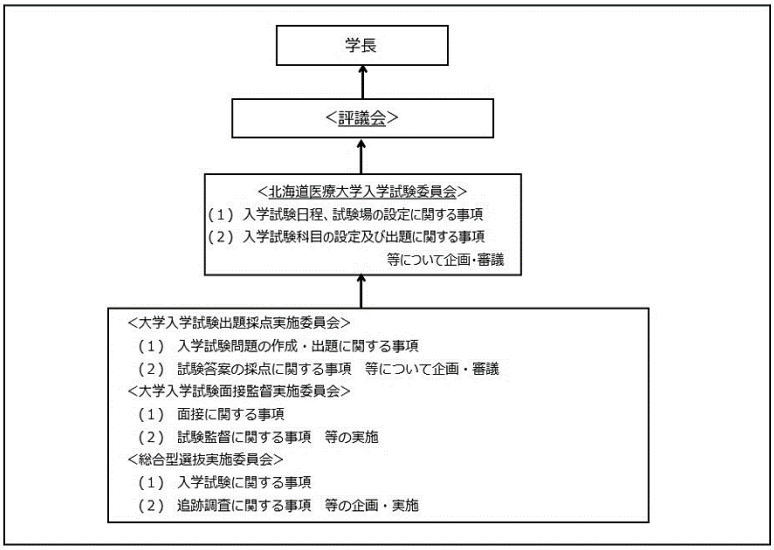

また、副学長をセンター長とするアドミッションセンターでは、入学者選抜方法の調査・研究、選抜結果の分析及び評価、入学者の学業成績等の追跡調査等を実施し、毎年度、入学者選抜方法の点検・評価を実施し改善に努めている(資料 5-12)。

入試問題の作成に関しては、前述の出題採点実施委員会の構成員が各教科 2 名以上で出題に当たり、慎重に入試問題を作成している。作成した入試問題は、出題採点実施委員会委員長、副委員長の計 5 名による校正、及び出題者による校正を行い、誤字・脱字はないか、受験生にとって適切な問題か、高等学校学習指導要領に準拠した入試問題となっているかなどについて、「チェックリスト」を基に慎重なチェック体制を整えている。

入学者選抜の実施に際しては、試験関係者全員が適切に業務を遂行できるよう詳細なマニュアルを全員に配付するとともに、関係者を対象とした説明会を開催し、業務内容について周知徹底を図っている。採点に関する公平性を確保する手段として、各教科の答案用紙について受験生氏名を隠した状態で冊子にし、採点者が受験生を特定することを防いでいる。試験成績及び面接結果は、入学試験委員会が取りまとめ、教授会では受験生氏名が伏せられた状態ですべての成績を開示し、総合成績上位者から入学者を選抜する公平性の高い選抜方法を採用している。

なお、最終的な合否判定案は評議会に上程され、学長が決定している。また、志願者数、受験者数、合格者数、合格者の平均点をホームページの入試結果及び受験ガイドで公表しており、透明性を確保している(資料 5-13【ウェブ】)。

研究科については、各研究科委員会において、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜が行えるよう試験方針や入学試験に関する準備・実施、合否判定に至るまでの事項を協議し、評議会に上程され、学長が決定している。このような体制を通じて、適切に学生募集及び入学者選抜を行う体制をとっている。

このように、公平・適正な入学者選抜実施に向けて、必要な組織を設置し、責任の所在を明確にし、適切に学生募集及び入学者選抜を行う体制の整備を図っている。

＜入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施＞

受験生への合理的な配慮としては、「学生募集要項」において、受験上及び修学上の配慮を希望する場合には担当部署である広報部入試広報課まで事前に問い合わせるよう周知しており、入学試験時の特別配慮措置内容について検討したうえで対応している(資料 5-1)。

また、入学後の学生生活・授業にかかわる事前相談については、入試広報課と学務部学生支援課が窓口となり、各学部教員との面談などを必要に応じて実施し、その内容を踏まえた支援方策について検討している。

また、入学試験をオンラインで実施する場合、事前の通信状況の確認、代替通信機器の提供、当日不通の場合の対応など、公平に受験できるよう配慮している。

【点検・評価項目③】
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・入学定員に対する入学者数比率(【学士】【学専】) ・編入学定員に対する編入学生数比率(【学士】【学専】) ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

＜入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理＞

大学の在籍学生数は収容定員 3,470 名に対し 3,440 名であり定員充足率は 0.99、大学院・修士課程は収容定員 94 名に対し在籍学生数 37 名であり定員充足率は 0.93、博士課程は収容定員 108 名に対し在籍学生数 74 名であり定員充足率は 0.69 となっている(大学基礎データ表 2)。

大学全体でみると適正値となっているものの、大学院博士課程においては定員未充足の状態が続いているため、定員の充足に向けて年に複数回の選抜試験を行っているほか、広報用のリーフレットの制作や入学説明会等を実施し、志願者増に向けて積極的に広報を行っている。

入学生については、6 学部 9 学科それぞれに入学定員を設定し、前述した各学部の入学試験委員会における厳正な審議を経て、学生の受入れを決定している。入学者については入学定員のおおむね 1.0～1.1 倍を目標としているが、2023(令和 5)年度における大学全体の入学定員 735 名に対する入学者数は 726 名、入学者数比率は 0.99、過去 5 年間の平均では 1.01 である(基礎データ、表 3)。 しかし、一部の学部・学科においては、18 歳人口の減少や社会・経済情勢の影響等により、合格者の入学手続き予測は困難を極めている状況である。

過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、看護福祉学部福祉マネジメント学科が 0.58 と低く、収容定員に対する在籍学生数比率について、歯学部歯学科が 0.89、看護福祉学部福祉マネジメント学科が 0.55 と低いため、改善が望まれる。

対策としては、福祉マネジメント学科では、2022(令和4)年度より、これまでの福祉専門職の枠組みを超えた地域社会の創出に貢献するヒューマンケアのリーダー(時代の要請に応えるソーシャルワーカー)を養成することを明らかにするため、学科名称をそれまでの「臨床福祉学科」から「福祉マネジメント学科」に変更した。また、精神保健福祉士・介護福祉士・社会福祉士の養成にそれぞれ対応したメンタルヘルス・マネジメントコース、ケア・マネジメントコース、ソーシャル・マネジメントコースに加え、初級パラスポーツ指導員資格に対応したスポーツ・マネジメントコースを新たに設けた。さらに、受験生を確保する取り組みの1つとして、2023(令和5)年7月から社会福祉法人を運営する外部理事と教職員が意見交換を行い、福祉マネジメント学科の魅力を向上させるプロジェクトを発足させた(資料5-14)。

学科独自のイベントとして、福祉の専門職であるMSWを体験できる「病院で働く相談のお仕事体験講座」を年2回実施し、福祉を身近に感じてもらうようPRするとともに、年内入試及び、一般選抜合格者に対する入学前説明会を開催し、学科の特徴を積極的に発信し入学生の確保に努めているほか、2022(令和4)年度からは道内5か所の会場での出張オープンキャンパスを実施し、遠方の受験生との接点を強化している。また、2023(令和5)年度入試から福祉・介護人材育成奨学金制

度を特待奨学生制度に一本化し、採用人数を拡大したほか、指定校推薦枠の拡大、外国人留学生の選抜区分の設定を行った。

歯学部では、外国人留学生の積極的な受け入れを進めるため、留学生向けパンフレットの作成や留学生対象の進学相談会への参加、韓国・台湾での説明会、留学生のみを対象とした学校見学会等を実施している。2020(令和2)年度以降、コロナ禍の影響で留学生の入学者が大幅に減少している状況であるため、引き続き、本学の特徴をHPや留学生向けパンフレットなどの広報手段により広く国内外にアピールする必要がある。

また、特待奨学生制度の拡充により優秀な学生の確保に向けた対応を実施しているほか、収容定員の改善に向けて、2022(令和 4)年度編入学試験から 2 年次・3 年次編入の併願可とし、より幅広い志願者の獲得を見込んでいる。

また、2023(令和 5)年度における編入学定員 14 名に対して編入学生は 7 名、編入学生数比率は 50%となっている。18 歳人口の減少及び短期大学の 4 年制大学化が進む中、編入学試験の過去 3 ヵ年(2021(令和 3)年度～2023(令和 5)年度)の志願者平均は薬学部で 4.6 名、福祉マネジメント学科で 4 名と定員未充足が常態化していることから、2023(令和 5)年 6 月の学部長会議、評議会、常任理事会及び、同年 9 月の理事会及び評議員会において薬学部薬学科並びに福祉マネジメント学科編入学定員の廃止に係る学則変更について協議・審議を行い、2025(令和 7)年度入学者選抜からの編入学定員の廃止について決議している。

【点検・評価項目④】

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価＞

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

本学では、入学者選抜試験を円滑に実施するため、また、当該年度における入学者選抜が適正に実施できるよう、全学的な委員会である「大学入学試験委員会」を、また、入学者選抜方法の改善等について検討する組織として「アドミッションセンター」をそれぞれ置いており、過年度の入試結果に基づき、入学者選抜の制度に関する事項、入学者選抜実施要領(入試日程、募集人員、入試科目等)、日程や試験場の設定に関する事項、試験答案の採点結果及び成績評価に関する事項などについて点検・評価し改善に努めている(資料 5-3)。

また、入試結果に加え、選抜区分ごとの進級率や卒業率、国家試験の合格率等を把握し、入学者選抜制度の適切性について大学入学試験委員会にて検証している(資料 5-7)。

上記組織における、自己点検・評価チェックシートに基づいた、入学者選抜制度の点検・評価の結果及び改善計画は、本学における全学内部質保証推進組織である全学審議会に報告され、改善に向けた取り組みを進めている(資料 2-7、2-8)。

2023(令和5)年度の点検・評価の結果、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)につい

て、「入学希望者に求める水準等の判定方法」が明示されていないことが判明し、2024（令和6）年度に向けて改定を実施した。

(2) 長所・特色

なし

(3) 問題点

点検・評価項目③での記述のとおり、大学全体でみると収容定員数は基準を概ね満たすものの、一部の学部・学科においては、18 歳人口の減少や社会・経済情勢の影響等により、合格者の入学手続き予測は困難を極めている状況である。この課題への取り組みとして、看護福祉学部福祉マネジメント学科においては学科名称の変更、新コースの設置、社会福祉法人を運営する外部理事と教職員が意見交換を行う福祉マネジメント学科の魅力を向上させるプロジェクトなどの改善に向けた取り組みを行っている。歯学部歯学科においては、外国人留学生の積極的な受け入れを進めるため、留学生向けパンフレットの作成や留学生対象の進学相談会への参加、韓国・台湾での説明会、留学生のみを対象とした学校見学会等を実施しているほか、入学定員の充足に向けた施策と共に退学率の減少を図るために、歯学部では学生指導委員会及び学習支援センターを立ち上げ、学習到達度の低い学生への早期介入を試みている。

また、大学院博士課程においても、収容定員未充足が続いていることから、年に複数回の選抜試験を行っているほか、広報用リーフレットの制作や入学説明会等を実施し、志願者増に向けて積極的に広報を行っている。

このほか、大学院薬学研究科修士課程の廃止や、2025（令和 7）年度からの薬学部薬学科および看護福祉学部福祉マネジメント学科の編入学定員廃止等、収容定員充足率の改善に努めている。

(4) 全体のまとめ

学部学科・研究科ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、学生募集要項学生便覧、各学部・研究科のシラバス及びホームページに掲載して周知している。

入学者受入れの方針に適う学生を獲得するため、全学的な委員会として「大学入学試験委員会」を設置しており、入学者選抜の制度に関する事項、入学者選抜実施要領、試験場の設定、試験答案の採点結果及び評価に関する事項などについて、企画・審議している。

入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに合致する能力を多面的・総合的に評価するため、一般選抜、総合型選抜、推薦型選抜、共通テスト利用選抜、特別選抜、編入学試験等の多様な選抜方法で受験の機会を設けている。

定員管理について、大学全体における収容定員に対する在籍学生数比率、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は適正範囲内である。ただし、一部の学部・学科では、入学者数比率が低い状況が継続しているため、安定的な志願者を確保するための方策を実施していく必要がある。

以上のことから、大学基準は概ね充足していると判断できる。

第6章　教員・教員組織

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1	○大学として求める教員像の設定・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
評価の視点2	○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

＜大学として求める教員像の設定・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等＞

本学では、本学では 2017(平成 29)年2月、本学の教学組織における最高審議機関である評議会において「本学の基本方針」の一つとして、「求められる教員像および教員組織の編成方針」を定めており、建学の理念や教育目標に基づき、求める教員像と教員組織の編成方針を明示している。「求められる教員像および教員組織の編成方針」は本学ホームページに掲載し、全学の教員に共有しており、内容は以下のとおりである(資料 6-1、6-2【ウェブ】)。

求められる教員像および教員組織の編成方針

(本学の求める教員像)

本学は、「知育・徳育・体育の三位一体による医療人としての全人格の完成」を建学の理念として設立された。教育理念は、「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する。」こととし、そのための教育目標を以下のとおり定めている。

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
2. 確かな専門の知識および技術の修得
3. 自主性・創造性および協調性の確立
4. 地域社会ならびに国際社会への貢献

また、教育目標の具現化に向けて定められた「行動指針」においては、「学生中心の教育」ならびに「患者中心の医療」を推進しつつ、「21 世紀の新しい健康科学の構築を追究すること」が明示されている。

これら教育目標および行動指針を基盤に、本学は求める教員像を以下のように定める。

自主性・創造性に優れ、「学生中心の教育」と「患者中心の医療」を担う教育・研究能力を有し、地域・国際社会への貢献が可能な人材を求める教員像とする。

1.「全学教育科目」と各学部・学科の「専門教育科目」は、両者の適切なバランスと有効かつ緊密な連携を図ることが可能となるよう、各々適正な教員数を配置する。
2. 各学部・研究科の専門分野及び関連領域の研究を推進するとともにその研究の成果を学生の教育や国内外の社会へ還元するために必要な教員を配置する。（目標値:女性研究者 33%以上 若手研究者 25%以上 外国人研究者 4%以上研究補助者 6%以上）
3. 学生の個性に応じた修学支援、生活支援、進路支援に関する指導・助言を適切に行うために必要な教員組織を整備する。
4. 教員の募集・採用・昇任にあたっては、透明性、公平性を担保しつつも、従来の公募制に加え推薦制による候補者選考も可能とするなど、より適切で効率的な審査・選考方法を取り入れる。
5. 責任ある組織運営を行うため、学長はじめ学部長以下必要な役割分担と責任の所在を明確に定めた組織体制を整備する。一方、時代の状況、学生の状況は日々変化しており、これらに迅速に対応するため、その体制は柔軟に見直すものとする。
6. 大学の使命は教育・研究・社会貢献にあることを常に念頭に置きつつ、質の高い教育を実践し優れた研究成果を生むため、ファカルティ・ディベロップメントについて組織的かつ継続的に取り組む。

＜各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示＞

前述の全学における「求められる教員像および教員組織の編成方針」に基づき、各学部・研究科における教員組織の編成方針を定めている。例えばリハビリテーション科学部及びリハビリテーション科学研究科については以下のように定めており、本学ホームページに掲載し、学部の教員に共有している（資料 6-2【ウェブ】）。

＜リハビリテーション科学部における教員組織の編成方針＞

リハビリテーション科学部は、教育と研究を通して「医療のいかなるシチュエーションにおいても地域包括ケアの視点を持ち、関係職種と連携を図りながら、最先端の科学的知識を基盤とした専門技術を提供できるリハビリテーション専門職の育成」を目的とし、以下のとおり定める。

1. 大学設置基準に基づくことはもとより、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科の教育・研究の専門分野および関連領域における教育成果や研究成果を学生教育や社会に対して還元しうるための必要な教員組織を組成し、収容学生定員における教員一人当たりの学生数を配慮して教員組織を編成する。
2. 今日の学生の特性に応じた修学支援、生活支援、進路支援に関する指導・助言を適切に行うための教員組織を整備する。そのための学年担任やクラス担任などきめ細かな体制を編成し、専門分野、職位、年齢、性別において特定の層に偏ることのないよう多様性に配慮する。
3. 各学科における主要専門科目については原則として教授あるいは准教授が担当する。

4. 教員の募集・採用・昇任に関しては全学の任用規定および学部教員任用規定に基づき透明性および公平性を保ち、適切に実施する。
5. 本学建学の理念を基本としながら、時代とともに変化する大学の使命を実現すべく、個々の教員及び教員組織としての質の高い教育の実践と研究に取り組むため、ファカルティ・ディベロップメントについて組織的かつ継続的に取り組む。そのための担当委員会を学部内に設置する。

＜リハビリテーション科学研究科における教員組織の編成方針＞

リハビリテーション科学研究科は、教育と研究を通して、「保健・医療・福祉の分野において高度専門職業人としてリハビリテーション科学の実践に寄与できる人材の育成および研究能力・教育能力を修得してリハビリテーション科学の発展と社会貢献に寄与できる人材の育成」を目的とし、以下のとおり定める。

1. 大学設置基準に基づくことはもとより、必要な教員数を配置し、収容学生定員における教員一人当たりの学生数および開講科目数を配慮して教員組織を編成する。
2. 専門分野、職位、年齢、性別において特定の層に偏ることのないよう多様性に配慮する。
3. 専門科目および研究指導については原則として教授あるいは准教授が担当する。
4. 教員の募集・採用・昇任に関しては全学の任用規定および研究科教員任用規定に基づき透明性および公平性を保ち、適切に実施する。
5. 本学建学の理念を基本としながら、大学の使命を実現すべく、個々の教員及び教員組織としての質の高い教育の実践と研究に取り組むため、ファカルティ・ディベロップメントについて組織的かつ継続的に取り組む。そのための担当委員会を研究科内に設置する。

【点検・評価項目②】
「求められる教員像および教員組織の編成方針」に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1	○大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数
評価の視点2	○適切な教員組織編制のための措置 ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授） ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性 ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性 ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携
評価の視点3	○指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。
評価の視点4	○教養教育の運営体制

＜大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数＞

本学は、6 学部 9 学科 6 研究科で構成されており、根拠資料 6-3【ウェブ】に記載のとおり、基幹教員それぞれが「大学設置基準」及び「大学院設置基準」上の必要基幹教員数を充足している（大学基礎データ表 1　資料 6-3【ウェブ】）。

＜適切な教員組織編制のための措置＞

教員組織の編制に関しては、職位等における定数に捉われない柔軟かつ計画的な人事を行うことにより教育研究の活性化を図ること、学長のリーダーシップにより必要な分野に重点的に人員の配置を可能にすることなどを目的に、2009（平成 21）年度から、従来の定数管理型からポイント管理型に移行した。本制度の導入により、人件費の学長一元管理の下で、ポイントの範囲内であれば任用する職位と人数は部局の裁量とすることにより、弾力的な教員人事を各部局が主体的に行えるようになっている。

具体的には、職位別の平均基準給与に基づいて、教授は 1.000、准教授は 0.815、講師 0.728、助教 0.567、助手 0.401、歯学部任期制助手 0.204（特任教員については、本学教員が定年退職後に特任教員に就任した場合は、退職時の職位のポイントの 70％を基本）と職位ごとのポイント数を定め、これを制度導入時点の各部局の職位別在職予定数及び教員定数を基準として設定している。なお、ポイント配分は、大学の経営方針や教育方針に応じて常に見直しを行っている。これによって、全学的観点から各部局の教育研究に関する方向付けができるようになり、教員組織の編

制に機敏に反映することが可能となっている。

また、開設授業科目における専任・兼任比率においては、専任教員が責任をもって良質で高い専門性を備えた授業を提供するのが大学の責務であるとの考えから、全学的に開設授業科目における専任教員担当の授業科目が多く、とりわけ必修科目において高い専任教員担当比率となっている（資料 6-4【ウェブ】）。

大学として求める教員の能力・資質等については、「教員任用規程」において、教授、准教授、講師、助教、助手の職位ごとに求める能力を明示しており、また、「教員選考基準」においては資格審査基準について規定している（資料 6-5、6-6）。

具体的には、教育業績及びその能力、研究業績及びその能力、人物、識見及び健康状況、大学、学会及び社会への貢献度について、各教授会のもとに設置される選考委員会において資格審査を行っている。その上で、候補者となるべき適任者を教授会へ推薦し、学部長は教授会の決定に基づき候補者を学長に上申し、評議会の議を経て学長が決定している。なお、教員の学位や研究内容は本学ホームページにて公表している（資料 6-7）。

年齢構成、男女比率については、学部の特性により構成の差はあるものの、各年齢層や男女の比率はおよそ均衡が保たれているものと考えている（資料 6-3【ウェブ】）。

なお、大学学則第 11 条及び大学院学則第 26 条及び第 27 条において、評議会を置き、全学の教育及び研究の基本に関する事項などについて審議することが定められている（資料 1-4、1-5）。また、大学学則第 12 条において各学部に教授会を置くこと、大学院学則第 27 条において各研究科に研究科委員会を置くことがそれぞれ定められており、学部・研究科ごとに定められた教授会規程及び研究科委員会規程に基づき、学部・研究科における教育研究活動の実施主体として個別的な教学に関する重要事項を審議している（資料 1-4、1-5、6-8～6-19）。本学ではいずれの研究科も学部を基礎にした大学院であることから、研究科委員会の構成員のほとんどが教授会にも参加しているため、教授会と研究科委員会との連絡調整は密接に行われている。さらに、「学部長会議規程」に基づき、学長、学部長等により構成される学部長会議が置かれており、学部間で調整の要がある全学的課題を協議するなど全学の審議機関である評議会に先立ち、十分な検討や調整を行い、意思疎通及び合意形成を図るなど組織的な連携体制が敷かれている（資料 6-20）。

教員構成については、大学学則第 10 条第1項第 1 号により、教育職員として、学長、教授、准教授、講師、助教、助手を置くことが定められている（資料 1-4）。また、「教員職位規程」により学長、副学長、学部長、学科長、学生部長、教務部長などの職位と職務権限を明確にしている（資料 6-21）。また、「客員教員規程」、「特任教員規程」、「臨床教員規程」により、大学の教育研究等に特に必要と認められた者を任用または委嘱することができることとなっている（資料 6-22～6-24）。

＜指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）＞

本学では、指導補助者（ティーチング・アシスタント。以下、規程の名称を除き「TA」という。）を活用する場合、「ティーチング・アシスタントに関する取扱規程」に基づき運用しており、同規程第 3 条において TA の資格要件を「大学院の各研究科に在学している者のうちから採用する」と定めている（資料 6-25）。なお、その役割（「業務内容」）として、同規程第 6 条において「各学部等の講義・実習（実験）・演習等の授業の補助業務を担当させることができる」とし、また同第 7 条において「補

助する授業の担当責任教員あるいはTA指導担当の大学院教員等の直接の監督の下でその業務を遂行する」としており、TA が担う役割や授業担当教員との責任関係を明確化している。

＜教養教育の運営体制＞

本学における教養教育は、2007（平成 19）年に開設した「大学教育開発センター」が中心となって実施されてきた。同センターはそれまで各学部・学科がそれぞれの判断でカリキュラムに組み込んでいたいわゆる一般教育科目を「全学教育科目」として、全学的な見地から、全学の学生が系統的・体系的に履修しうるプログラムに改編した。同センターは 2012 年度に組織と構成員の見直しを図り、2019（令和元）年度には組織名を「全学教育推進センター」に改め、全学教育プログラムの開発と、その実施及び教育改善等を行い、本学の教育の発展に資することを目的として活動している（資料 3-7【ウェブ】）。

同センターは、原則として毎月定例で開催する「運営委員会」及び「教員会」、人事案件の協議のため必要に応じて開催する「人事委員会」で構成されており、その構成員として、各学部の専任教員のうち、主に全学教育科目を担当する教員がセンター専任教員として全学教育の開発や計画、実施等、センターの業務も併せて担当している（資料 6-26）。

同センターの活動の中心は上述した全学教育科目の開発、実施及び改善であるが、そのほか FD セミナーの開催、各種研修への派遣、授業アンケート結果の分析等を行っている。

【点検・評価項目③】

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1	○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2	○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

＜教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備＞

本学における教員の募集・採用・昇任について、全学共通の「教員任用規程」、「教員選考基準」及び学部ごとに定めた「教員選考基準内規」により基準や手続きを明確化し、適切に実施している（資料 6-5、資料 6-6、資料 6-27～6-34）。

＜規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施＞

教授の採用・昇任に関して、従前は公募により複数の候補者の中から選考する方法を採用していたが、学長のリーダーシップの強化を図るため、2016（平成 28）年度に「教員任用規程」の一部改正し、学長が特に認めた場合は、学部長等から推薦を受けた特定の候補者一名について選考委員会がその適否を審議し、教授会等へ推薦する方法も可能としている（資料 6-5）。

また、「教員任用規程」に基づき、採用及び昇任に係る資格審査ならびに選考基準を「教員選考基準」において定めている。学長は、大学・学部の理念、目標及び将来計画に応じた教員人事の基本方針について学部長と協議の上、教育職員の選考を行っているが、前述のポイント制導入

後は、ポイントの範囲内であれば任用する職位と人数は部局の裁量とすることにより、弾力的な教員人事を各部局が主体的に行えるようなった。

【点検・評価項目④】
ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1	○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2	○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
評価の視点2	○指導補助者に対する研修の実施

本学では、全学的な見地から教育内容及び教育方法の改善を図るとともに、教員の教育方法等に関する能力開発を推進するため、「FD 委員会規程」に基づき全学 FD 委員会を設置している（資料 4-64）。さらに、全学 FD 委員会のもとに各学部、研究科ごとに FD 委員会を置き、これらの委員会は全学 FD 委員会の基本方針に基づき、FD の具体的な計画立案と実施を担当している。

全学 FD 委員会の主な取り組みとしては、①全学 FD 研修【基本編】及び同【テーマ編】（各年 1 回）、②全学 FD 講演会・セミナーの開催、③学外の各種 FD 研修会等への参加、④学生による授業評価アンケート、⑤授業の公開（参観）の実施、などがある。

また、各学部、研究科の FD 委員会において年間 3～10 回の FD 研修を実施し、教育方法の改善を図っている。

これらの具体的な取り組みにおいて、全学 FD 研修【基本編・テーマ編】では、いずれも研修テーマに沿った講演等を行うとともに、ワークショップにより解決に向けた話し合いを行う。最終的には実現可能性のあるユニークなプロダクトを作成し、各学部の実情に合わせた教育改善に資する実効性の高い提案を行っている（資料 4-67）。

また、授業評価アンケートは、毎年度前期及び後期に各 1 回実施しており、その評価結果は授業科目の担当教員にフィードバックされるとともに学内向けの専用ホームページに結果を公開している（資料 4-68）。この授業評価において、評価が複数年にわたって低位であると認められる教員に対しては、資質改善に向けた取り組み等の指導が行われる。その一例としては、授業公開（参観）をおこない、参観した教員から授業担当教員（授業を公開した教員）に対しコメントのフィードバックを行っている。なお、授業公開（参観）に関しては、資質改善が求められる教員の研修的な要素のみならず、本学所属の教員は、自身の授業を公開し、参観を行った教員から得られる様々なコメントにより、常に授業運営の向上に努めている。

指導補助者に対しては、全学 FD 委員会委員が講師となり、TA の目的、役割、心得等、教育補助業務を遂行するにあたっての必要事項を解説することによって、各 TA が共通の認識を持ち、TA 制度を適切に運用することを目的として TA 研修会を開催している（資料 6-35）。

以上のように、本学のFDにかかわる各種取り組みは、組織的かつ多面的に実施され、教員の資質向上等に資するものとなっている。

【点検・評価項目⑤】

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○適切な根拠(資料、情報等)に基づく点検・評価
評価の視点2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性について、本学では全学内部質保証推進組織である点検・評価全学審議会及びその下部組織である各学部・研究科に置かれた点検・評価委員会による点検・評価を実施している。この点検・評価において改善が必要と判断された事項については、各学部の教授会または研究会委員会において改善計画が検討され、その内容は全学審議会に報告された上で、各組織による改善が実施されることとなっている。

(2) 長所・特色

本学では点検・評価項目④で述べた通り、年間 3～10 回の FD 研修を実施し、実現可能性のあるユニークなプロダクトを作成、各学部の実情に合わせた教育改善に資する実効性の高い提案を行うなど、教育方法の改善を積極的に図っており、教員の資質・能力を高められるような活動を実施している。いずれの研修においても教員の参加率・満足度ともに高い状況となっている。

(3) 問題点

点検・評価項目①で述べた通り、各学部・研究科の専門分野及び関連領域の研究を推進するとともにその研究の成果を学生の教育や国内外の社会へ還元するために必要な教員を配置し、女性研究者を 33%以上、若手研究者 25%以上、外国人研究者 4%以上、研究補助者 6%以上を目標値と定めているが、現状では女性研究者 32.1%、外国人教員 1.6%と目標値に達していない。今後は自主性・創造性に優れ「学生中心の教育」と「患者中心の医療」を担う教育・研究能力を有し、地域・国際社会への貢献が可能な人材を備えた教育体制を整えるため目標値達成を目指す。

(4) 全体のまとめ

本学では求める教員像、各学部・研究科における教員組織の編成方針に基づき、大学として求める教員の能力・資質等を定め、「教員選考基準」に基づき公平に評価する体制を整えている。

また、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を図るためのFD活動に積極的に取り組んでいる。以上のことから、本学の教員・教員組織は大学基準に照らして概ね適切な状況となっていると判断することができる。

第7章　学生支援

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1	○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

＜学生支援に関する大学としての方針の適切な明示＞

本学では、学生支援を推進するため、2017(平成 29)年 2 月、本学の教学組織における最高審議機関である評議会において「本学の基本方針」の一つとして「学生支援に関する方針」を定めている。この方針は建学の理念や教育目的に基づき、学生一人ひとりが学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう、学生支援の方針として明示しており、本学ホームページにて公表し、学内で共有している。その内容は以下のとおりである(資料 6-1、7-1【ウェブ】)。

学生支援に関する方針

本学の教育理念は、「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する。」こととし、そのための教育目標を以下のとおり定めている。

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
2. 確かな専門の知識および技術の修得
3. 自主性・創造性および協調性の確立
4. 地域社会ならびに国際社会への貢献

これらの理念等を基盤として、学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるよう学生の支援に関する方針を以下のとおり定める。

＜修学支援に関する方針＞

1. 修学に関する相談体制と学生一人ひとりの学力に応じた修学支援体制を整備する。
2. 経済的に安定した学生生活を送るための支援として奨学金制度や学費減免制度を充実させる。
3. 障がいのある学生に対する支援体制を整備する。

＜生活支援に関する方針＞

1. 学生の心身・健康管理に関する相談体制を整備する。
2. ハラスメントの防止に向けた取り組みを実施する。

＜進路支援に関する方針＞ 1．社会的・職業的な自立を支援するためのキャリア教育を実施する。 2．進路選択に係る就職ガイダンス、キャリアデザイン講座、就職相談会等、各種就職支援プログラムの拡充に努める。

【点検・評価項目②】

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1	○学生支援体制の適切な整備
評価の視点2	○学生の修学に関する適切な支援の実施 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援 ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など） ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3	○学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
評価の視点4	○学生の進路に関する適切な支援の実施 ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点5	○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点6	○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

＜学生支援体制の適切な整備＞

本学では「学生支援に関する方針」に基づき、「修学支援」、「生活支援」、「就職支援」を担当する体制をそれぞれ整備している。

修学支援については、各学部に学年主任、学生担任制度を設けている（資料 7-2【ウェブ】）。担任の学生受け持ち数は教員 1 名当たり平均 20 名と、一クラスあたりの学生数を少人数制とすることで、学生個々の出席状況や生活状況を詳細に把握するよう努めている。担任制度のもと、成績や出席状況が不良な学生に対して緊密かつ適切な指導を随時行っており、学生に密着した生活指導・学習指導を可能としている。また、全学部において学習支援方策の一環として、学習支援センターや教育支援室を設置し、専任教員が学習面及び生活面での個別指導を通して、学力の向上に努めている（資料7-3【ウェブ】）。そのほか、全学部において教員が特定の曜日・時間をあらかじめ定め、学生からの授業に関する質問や相談に応じるオフィスアワー制度を設け、各教員の実施方法をウェブで公開している（資料 4-46【ウェブ】）。経済的支援については、授業料免除型の奨学金制度として特待奨学制度を整備、貸与型の奨学金制度としては、学校法人東日本学園奨学生制度を整備し、学生支援課が担当している（資料 5-5【ウェブ】）。障がいのある学生への支援については、「障がい学生支援規程」を定め、学生担任、障がい学生支援相談員、学生支援課、学部担当事務課、保健センター、学生相談室などが連携し、障がいのある学生への合理的配慮の提供に努めている（資料 7-4、7-5）。

生活支援については、学生の心身の健康管理のため、保健センターや学生相談室を設置している（資料 3-5【ウェブ】、7-6【ウェブ】）。

また、学生及び教職員の人格を尊重し、良好な教育研究環境を守り、学生の修学上の権利、利益保護を図るため、キャンパス・ハラスメントに関する防止や対策についての指針を定め、人権侵害の防止に努めている（資料 7-7【ウェブ】）。

進路支援については、卒業後に臨床研修へ進む歯学部を除く各学部に就職委員会を設置し、各種就職ガイダンス、キャリアデザイン講座、就職相談会などを開催している（資料 4-38【ウェブ】）。

以上のことから本学における学生支援体制は、適切に整備されているということができる。

＜学生の修学に関する適切な支援の実施＞

＜学生の能力に応じた補習教育、補充教育、正課外教育＞

本学では、全学部で学校推薦型選抜や総合型選抜など、早期に実施する入試に合格して入学予定の学生に対する入学前教育プログラムを作成し、学修意欲の継続、入学までに必要な基礎学力の向上を図っている（資料 7-8）。

また、各学部に設置している学習支援センターや教育支援室では、基礎学力が不十分な学生に対する個別指導を実施している。

＜留学生等の多様な学生に対する修学支援＞

本学において比較的多く外国人留学生が在籍している歯学部では、日本語で行われている大学講義の理解に必要なアカデミック・ジャパニーズの習得及びそのスキルアップを目的とし、あわせて、留学生にとって理解が難しい、学術的な日本語表現方法に関する理解を深めるため、全学教育科目の初修外国語に「初級実践日本語」を開講している。また、医療面接に必要な日本語表

現の習得を目的として、「中級実践日本語」を開講している（資料 7-9、7-10）。

また、2024（令和 6）年度より「外国人留学生サポートセンター」が設置され、在学する留学生へのサポート体制を整える予定である。（資料 3-22）

＜障がいのある学生に対する修学支援＞

障がいのある学生に対する修学支援を実施するため、「障がい学生支援規程」を定めている。また、障がいのある学生のための支援に関する重要事項を審議するため、「障がい学生支援委員会」を設置し、障がい学生支援委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、合理的配慮の提供のための支援計画を学長の承認を得て策定し、策定した支援計画について、当該学生に対し十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図り、修学支援を実施している（資料 7-4、7-5）。

＜成績不振の学生の状況把握と指導＞
＜留年者及び休学者の状況把握と対応＞
＜退学希望者の状況把握と対応＞

上述のとおり各学部に学生担任制度を導入しており、担任は、出欠席状況や成績状況により、個人面談を実施し、成績不振の学生の状況把握と指導を実施している。（資料 7-2【ウェブ】）

学生の休学・退学の許可については、異動が生じた都度、毎月開催される教授会において審議され、休学・退学の理由別の状況などについて定期的に動向把握を行っている。例年一定数の異動者が発生しているが、学生委員、学年主任、学生担任、学生委員会等が連携、協働し、成績や出席不良による休学・退学の早期対応、異動者の低減に努めているほか、休学・退学の学生に対して学生担任教員と当該学生、保護者、教務部長あるいは学生部長を交えての面談を行っている。その際、単に状況や経緯を把握するだけではなく、解決策（経済面での支援など）を要する場合にはそれらを提案し、今後について十分に話し合うなどの対応を行っている。

留年した学生に対しては、繰り返し留年をすることのないよう、学習意欲の維持、学力の向上、規則的な生活リズムの維持・獲得に向けて、担任教員、保護者、科目担当教員、教務委員会と連携し、対応を行っている。

＜奨学金その他の経済的支援の整備＞
＜授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供＞

本学の奨学金制度は、貸与奨学金として一般奨学生、災害・事故等奨学生、入学一時金分割奨学生、学業継続奨学生があり、「奨学金規程」に基づき、経済的困難を抱える学生に対して幅広く経済的支援を行っている。また、給付奨学金として、特待奨学生があり、「特待奨学金内規」に基づき、将来活躍が期待され、特に学業成績及び人物に優れた学生に対し、経済的支援を行っている（資料 7-11、7-12）。

大学院生に対する経済的支援策として、2015（平成 27）年度より大学院生奨学金制度を設け、本学の学部卒業者や本学と連携する施設・機関の勤務者、また国外の大学等を卒業した者について、入学金を免除するほか、国外の大学等を卒業した者については、授業年額の 30％に相当する額を給付する等の支援を行っている（資料 7-13）。

また、薬学部の学生で、将来教員として本学薬学部を支え、後進の指導と育成にあたることを志望する学生に対し、本学授業料と国立大学授業料との差額を貸与する薬学教育・研究者育成奨学生制度があり、本奨学金の貸与を受けた者が、本学大学院に進学した場合は、奨学金の返還免除を行うなどの経済的支援を実施している(資料 7-14)。

その他の経済的支援策として、本学園の卒業生子女や、その兄弟が入学した場合に入学金相当額を支給する入学奨励金制度、学生の生活費など一時的に必要な資金を貸し出す学生援助資金貸付制度などを整備している(資料 7-15、7-16【ウェブ】)。また、本学は国の修学支援新制度の対象機関に認定されている。

これらの支援制度については、学内向けの奨学金案内サイト、メール等を活用して学生への周知を行っている(資料 7-17)。

＜学生の生活に関する適切な支援の実施＞

＜学生の相談に応じる体制の整備＞

学生の様々な悩みや問題についての相談に対応するため、学生担任制、オフィスアワー、保健センター、学生相談室などを整備している(資料 7-2【ウェブ】～7-6【ウェブ】、3-5【ウェブ】)。

＜ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備＞

1999(平成 11)年に「セクシュアル・ハラスメントに関する方針」を定め、学内のセクシュアル・ハラスメント防止に関する実施体制を整えた。2003(平成 15)年には、この方針をより具体化した「セクシュアル・ハラスメントの防止・対策に関する指針」を定め、この指針に基づき同年 4 月に「セクシュアル・ハラスメントの防止・対策に関する規程」を制定した。学園全体のセクシュアル・ハラスメントに関する事項を検討するため、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を設置し、調査、啓発・研修、相談、苦情解決など防止・対策に関する事項を行っている。また、セクシュアル・ハラスメントの相談に応じるため、各学部や事務局などの部局ごとに必ず 1 名ずつ女性の相談員を置くこととし、計 18 名(うち女性が11名)の相談員を配置している。

2008(平成 20)年には、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントへの対応も可能とすべく、従来のセクシュアル・ハラスメント防止の仕組みを発展的に解消し、「キャンパス・ハラスメントの防止・対策に関する指針」及び「キャンパス・ハラスメントの防止・対策に関する規程」を定めたほか、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会を設置し、相談、苦情解決、啓発活動、研修などの活動を行っている。

学生、教職員よりハラスメントの調査申請が申し立てられた場合は、調査小委員会を設置し、当事者及び関係者から事情聴取し、原則として 2 か月以内に経過と調査報告を防止対策委員会に報告することとしている。また、上述のとおりハラスメントの相談に応じるため、各学部に相談員を配置し、各相談員に対して相談員会議を開催し、相談員マニュアル及び相談記録シートなどの諸様式について説明を詳細に行い、学生・教職員からの申し立てに対し真摯に対応できるようにしている。加えて、学内各所に相談員名簿を掲示しているほか、ホームページにハラスメント防止に関する取り組みを掲載している(資料 7-7【ウェブ】)。

＜学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮＞

学生の心身の健康管理のため、保健センターを設置している。同センターには医務室を併設しており、センター医師、保健師、看護師が常駐し、日常の診療で軽微なケガや症状の対応をしているほか、実習等に必須となる学生一人一人の抗体価管理（採血・ワクチン接種含む）や、健康診断、健康相談などにも対応している。また状況に応じ必要と認められた場合は、薬剤の処方や点滴等の処置をする場合もあり、一般的ないわゆる保健室の機能よりも高レベルでの業務を行っている（資料 3-5【ウェブ】）。

その他、学生相談室を設置し、臨床心理士・公認心理師の資格を持つカウンセラーが、学生生活を送る上で直面する悩みについて対応している（資料 7-6【ウェブ】）。

＜学生の進路に関する適切な支援の実施＞

＜キャリア教育の実施＞

＜学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備＞

＜進路選択に関わる支援やガイダンスの実施＞

本学では将来のキャリアを早期から考え、学生一人ひとりが将来の目標実現に向けて自主的・計画的に就職活動を行うことが出来るよう、各学部に設置されている就職委員会のもと、就職支援の事務担当部署である学生支援課と連携し、各種就職ガイダンス、学内就職相談会などを開催している。各学部で実施している就職ガイダンスでは、卒業生による講話や書類選考・面接試験などの採用試験に向けた対策講座も行っている。

学内就職相談会は、対面やオンラインを併用し、2022（令和 4）年度は、北海道内だけでなく全国各地の医療機関や福祉施設など 406 団体の参加のもと実施した。

そのほか、就職相談室を設置し、就職試験に向けて、就職活動専門のキャリアアドバイザーによる相談体制を整備しており、学内向けのキャリア支援総合サイトにて周知している（資料 7-18）。

正課内教育は心理科学部で実施しており、2 年生前期の必修科目としてキャリア・プランニングⅠを配置し、卒業生を中心とした様々な現場で働いている方の講話により自身のキャリアをイメージし、キャリア・プランニングⅡ（2 年後期選択）では、自身の職業適性について学び、キャリア・プランニングⅢ（3 年前期選択）で、社会の動向を理解するための基礎的知識を学び、キャリア・プランニングⅣ（3 年後期選択）により、雇用・就労・労働の現状とその動向、及びそれらを取り巻く様々な課題について学べるよう、体系的にキャリアを学べるよう科目を配置している（資料 4-32～4-37）。

上記のキャリア支援の結果として、2022（令和 4）年度卒業生の実績は大学全体として就職率 95.7％となっている。各学部・学科の就職実績は情報の公表として本学ホームページに公表されている（資料 2-18【ウェブ】）。

＜博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供＞

本学では、プレ FD として、TAとして本学の教育に携わる大学院生に、TAの目的、役割、心得等、教育補助業務を遂行するにあたっての必要事項を解説することによって、各TAが共通の認識を持ち、TA制度を適切に運用することを目的として、TA 研修を実施している（資料 6-35）。この取

り組みや実際の TA としての活動を通じ、大学院生が将来教員として学識を教授するために必要な能力を培う機会を設けている。

＜学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施＞

本学では、学生相互の親睦と学術文化、体育の向上を図ることを目的として学友会制度を整備している（資料 7-19）。学友会には、各クラブ、同好会の運営を協議するための運営委員会が設置されており、委員として、教員からは各学部の学生部長、事務職員からは学生支援課長が参加し、クラブ活動のサポートを実施している。

＜その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施＞

本学では、学生が意見や要望をあげる仕組みとして、学生生活アンケート、学生による授業評価アンケート、卒業・修了予定者アンケートを実施している（資料 7-20【ウェブ】、4-68、7-21【ウェブ】）。

学生生活アンケートにおける自由記述に対する回答は、各担当部局でまとめられ、学務連絡協議会の議を経て、学生ポータルサイトをとおして学生にフィードバックしている。

授業評価アンケートによる各授業科目に対する意見・要望は、各科目担当者に直接フィードバックされ、次年度以降の授業改善に活用されている。

卒業・修了予定者アンケートに寄せられた自由記述については、点検・評価全学審議会（以下、全学審議会という。）において報告・共有し、改善・向上に向けた取り組みの参考にするよう取り扱われている。

【点検・評価項目③】

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価＞

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

学生支援の適切性については、各部局の点検・評価委員会が自己点検・評価を実施し、その結果を全学内部質保証推進組織である全学審議会に報告している。全学審議会は全学的な観点から自己点検・評価を実施し、必要に応じ、部局長に改善要望を行う。部局長は改善を要するとして指摘された事項について、部局での検討を行い、改善計画の策定及び改善を実施し、全学審議会に報告することとなっている。

点検・評価の結果を踏まえ、学生支援に関わる改善・向上に取り組んだ事例としては、2022（令和 4）年度に心理科学部が休退学防止策の一環として、学生記録の電子化導入や欠席学生リストの共有化などを行ったことが挙げられる。

(2) 長所・特色

なし

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学では、学生支援に関する方針に基づき、修学支援、生活支援、進路支援のそれぞれに適切な体制を整備し、関係する組織が連携して、学生支援を適切に実施している。

修学支援については、各学部に学年主任、学生担任制度を設けており、担任の学生受け持ち数は教員 1 名当たり平均 20 名と、一クラスあたりの学生数を少人数制とすることで、学生個々の出席状況や生活状況を詳細に把握するよう努めている。また、成績不良の学生へのサポートについても担任制・学年主任の仕組みを基本として教職員が連携して対応にあたっている。

生活支援では学生のメンタルヘルスサポートのための組織として学生相談室を、健康をサポートするための組織として保健センターが設置されているほか、経済的支援が必要な学生に対しては必要に応じて奨学金制度の利用についてアドバイスするなど、学業面・生活面におけるきめ細かいサポートを行っている。

また、進路支援については卒業後の臨床研修を行う歯学部以外において各学部に設置された就職委員会が中心となり就職ガイダンスやキャリアデザイン講座、就職相談会などの支援プランを検討し実施している。また、看護福祉学部看護学科や心理科学部では正課内の講義にてキャリア教育を実施している。以上のことから、学生支援は大学基準に照らし、良好な状態であると判断できる。

第8章　教育研究等環境

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

＜大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示＞

2017（平成 28）年 2 月、本学の教学組織における最高審議機関である評議会において「本学の基本方針」の一つとして、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するため、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、本学ホームページで公表している（資料 6-1、8-1【ウェブ】）。同方針は以下のとおりである。

教育研究等環境の整備に関する方針

本学の教育理念は、「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する。」こととし、そのための教育目標を以下のとおり定めている。

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
2. 確かな専門の知識および技術の修得
3. 自主性・創造性および協調性の確立
4. 地域社会ならびに国際社会への貢献

これらの理念・目標を実現するため、教育・研究・社会貢献の拠点としてふさわしいキャンパス施設・設備の充実を図るとともに、学生や教職員にとって安全・安心で利用しやすく、地球環境にも配慮した有効で適切な維持管理を行うことにより、教育研究環境を向上させることを目的として以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定める。

1. 施設・設備の整備・更新は本学の中長期計画を基本に、各年度の予算編成時に計画に基づき組み入れるものとする。中長期計画は、教育研究環境の変化に対応した見直しを常に行い、執行にあたっては、その妥当性を厳密に検証しながら実行するものとする。
2. キャンパスアメニティを充実し、学生の学修・生活環境の向上を図る。また、学生の能動的な学習を推進するため、ICTを活用した授業展開を可能とする施設設備の充実を図る。
3. 障害のある学生・教職員が安心してキャンパスで過ごせるようバリアフリー化を推進するとともにソフト面についても充実を図る。
4. 学内ネットワーク等の情報セキュリティを強化し、学内情報の保全および管理を徹底する。

5. 省エネルギー方策、二酸化炭素排出量管理、廃棄物管理など地球環境へ配慮した取り組みを継続する。 6. 教員の研究環境確保のため、研究費、研究室、研究時間の確保策を継続して実施するとともに、研究倫理の遵守や補助金を含む研究費の適正な執行を行うための必要な教育と啓発活動を推進する。また、各種規程に基づき研究費の適正な執行と管理を行う体制を整備する。 7. JRなど通学環境の改善を図るため、関係団体との協力関係強化を図る。

【点検・評価項目②】

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1	○施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備
評価の視点2	○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

＜施設、設備等の整備及び管理＞

本学は、大学設置基準に則し、大学の目的を実現するために十分な校地(面積 100,312.6 ㎡)、校舎(面積 97,082.8 ㎡)を保有しており、年次計画により整備充実に努めている(大学基礎データ表 1)。なお、本学のキャンパスは、学術教育を中心とした当別キャンパス(薬学部・歯学部・看護福祉学部・心理科学部・リハビリテーション科学部、各大学院、歯学部附属歯科衛生士専門学校、歯科クリニック、先端研究推進センターなどの各関連研究施設)、医療機関地区である札幌あいの里キャンパス(医療技術学部、大学院、大学病院)、さらには福祉厚生施設がある石狩研修施設(茨戸教育研修センター)と、大きく3つの地域に分かれているほか、2001(平成 13)年より札幌駅前に札幌サテライトキャンパスを開設し、生涯学習事業や「14 条特例制度」による社会人学生への大学院夜間開講などの利用に供している。

2013(平成 25)年にリハビリテーション科学部を当別キャンパスに開設したほか、2015(平成 27)年度より心理科学部を改組し、同学部臨床心理学科を札幌あいの里キャンパスから当別キャンパスに移転、同学部言語聴覚療法学科を廃止し、新たに当別キャンパスのリハビリテーション科学部内に言語聴覚療法学科を設置するなど、教育研究環境の充実に向けた実施計画を遂行した。これに伴い施設面では、中央講義棟(10 階建)及び歯科クリニック棟の改修整備により、講義室・演習室・実習室・自習スペース(学習支援センター)の拡充を図った。

2015(平成 27)年 12 月には札幌あいの里キャンパスの遊休地に地域包括ケアセンターを開設し、看護職、福祉専門職、リハビリテーション専門職などが密接に連携した在宅ケアを展開し、地域

に貢献するほか、学生の実習拠点としての教育的機能も併せ持つ機関としてスタートした。

また、チーム医療を学ぶ教育環境をさらに充実させるため、2019（平成 31）年 4 月に医療技術学部を開設し、6 学部 9 学科の医療系総合大学へと発展させた。更に、先進的な知識と技術を修得、実践し、かつ、応用力と自己成長ができる指導的役割を担う高度専門職業人を養成することを目的として、2023（令和 5）年 4 月に大学院医療技術科学研究科臨床検査学専攻（修士課程）を開設した。

運動施設として、当別キャンパスには、トレーニングセンターが併設されている体育館（1,746.5 ㎡）及び野球場をはじめサッカー、ラグビー、テニスコートの施設を持つ屋外運動場（27,800 ㎡）等があり、主に正課・課外活動に利用されている。他の施設として、大学設置基準において設置が義務づけられている薬草園（2,900 ㎡）や、絶滅危惧種の栽培法の確立と遺伝子保存を進めるとともに、アイヌ民族が伝承してきた北方系伝統薬物の生物多様性解析を通じて未知の薬効成分を探索して創薬に結びつけること等を目的とする北方系伝統薬物研究センター（342 ㎡）等がある。

＜ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保＞

本学は、国立情報学研究所（NII）が提供する「学術情報ネットワーク SINET6」に加入しており、アクセス回線についても NII が提供しているアクセス回線共同調達に参加し、10Gbps の高速インターネット回線を利用している。また、「SINET6 仮想大学 LAN」サービスにより、キャンパス間を 1Gbps の高品質なネットワークで接続している（資料 8-2、資料 8-3）。

学内ネットワーク環境として、キャンパス全エリアで安定した Wi-Fi ネットワークを提供するための対策に取り組んでいる。2021（令和 3）年度に学生のパソコン必携化が開始され、Wi-Fi ネットワークの利用機会が大きく増加し、既設のアクセスポイントでは実用に耐えることができなくなったことから、広帯域アクセスポイントの増設や設置場所の見直し等を行った。これにより、2023（令和 5）年度において Wi-Fi 環境は大幅に改善され、授業での Wi-Fi 利用におけるトラブルも減少している（資料 8-4、資料 8-5）。

教育・研究のための ICT 機器等の整備については、2020（令和 2）年度に策定した「北海道医療大学 DX 推進計画」の「誰もがいつでもどこでも AI を活用できるように、情報ネットワーク基盤と講義室メディア機器の拡充、ラーニング・コモンズの整備を実施する」に従い、講義室のマルチメディア設備のフルデジタル化対応や、図書館等のラーニングコモンズエリアの整備を実施している。なお「北海道医療大学 DX 推進計画」は、2020（令和 2）年度の文部科学省補助事業である「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」の実施機関として採択をうけたことにより策定したものである（事業名称：医療系大学における学生参加型 AI 開発による学修者本位の教育の実現と普及）。また、薬学部及び歯学部における共用試験のための CBT（Computer Based Testing）用パソコンについても、要件を踏まえた整備を行い、安定した試験環境を構築している（資料 8-3）。

情報セキュリティの確保については、ネットワークセキュリティの中核として、データセンタクラスの UTM（統合脅威管理）機器を導入し、かつ、UTM 可視化装置でセキュリティインシデントに迅速に対応できる環境を構築している。また、様々なデジタルデバイスが学内ネットワークに接続されることから、不正接続防止装置を導入し、ネットワーク利用のモニタリングも行っている（資料 8-3）。

＜施設、設備等の維持及び管理＞

本学の教育理念は、「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する。」こととし、そのための教育目標を定めている。これらの理念・目標を実現するため、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、教育・研究・社会貢献の拠点としてふさわしいキャンパス施設・設備の充実を図るとともに、学生や教職員にとって安全・安心で利用しやすく、地球環境にも配慮した有効で適切な維持管理を行うことにより、教育研究環境の向上を図っている。

具体的には、2021（令和 3）年度、学園運営を持続可能とする施設・設備等（建物・機械・電気設備）に係る修繕計画（2022（令和 4）年度からの 20 か年計画）を策定した。これは、現状の施設設備に対し計画的に、年度毎の予算の平準化を図り修繕を加えることで、着手後約 20 年の長寿命化を図るもので、安全・安心なキャンパス整備に向けた先行投資型の修繕計画である。

なお、耐震補強については、2015（平成 27）年3月の歯科クリニック棟の補強工事 2015（平成 27）年 3 月を最後に、耐震化率 100％を達成している。

施設・設備の維持・管理については、各キャンパスに施設設備に係る技術職員を配置し、有資格者（電気主任技術者、ボイラー技士等）による諸設備の運転監視及び施設巡回、諸設備の点検作業等を実施している。

＜安全及び衛生の確保＞

防犯対策については、総合防災センターや警備室の設置、専門教育を受けた資格取得警備員を適正配置し、構内の定期巡回警備、徹底した出入管理（受付案内、入構車両の誘導、ルール違反車両への対応）等を実施している。また、24 時間・365 日の警備体制の構築及び構内各所に防犯カメラを設置し、防犯力を高めている。夜間警備は、講義室や施設の戸締りや防災盤等の監視、機械警備を取り入れた監視カメラによるモニター確認などの警備業務を行い、終日セキュリティ対策を講じている。加えて、定期的に不審者侵入事案を想定した訓練を実施している。

防火防災対策として、消防法に基づき、「保安管理規程」「北海道医療大学当別キャンパス防災管理規程」「北海道医療大学札幌あいの里キャンパス防災管理規程」を制定し、学園の各建物・構築物の火災等の予防徹底を期すために防災管理者もしくは防火管理者、建物内における日常の防火防災を図るために各室に火元・戸締責任者を置いている。また、火災その他の災害・事故発生時に被害を最小限にとどめ、人身・財産を守るため、学園内に自衛消防隊を設置している。自衛消防組織は、火災の初期の段階における初期消火班、消防機関への通報連絡班、在館者が避難する際の避難誘導班、在館者の救出及び救護班、総合防災盤及び整備の監視、防火戸・防火ダンパー等の操作や危険物・ガス等に対する応急防護措置を講じる設備監視・安全防護班、重要書類及び物件の搬出する重要物搬出班から編成され、火災等の被害を軽減するために必要な活動を行う。また、施設利用者が安全な教育研究、学習活動を行えるよう、年 2 回の防火・防災訓練を実施するほか、併せて、保安管理委員会編集による「安全ガイドブック」の改訂発行及び「災害対策マニュアル」の発行を 2021（令和 3）年に行い、施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保に向け啓発を行っている（資料 8-6【ウェブ】、資料 8-7【ウェブ】、資料 8-8、資料 8-9、資料 8-10）。

＜バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備＞

障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、北海道医療大学及び北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校における学生支援に関する方針に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とし、「障がい学生支援規程」を 2020（令和 2）年に制定し、障がいのある学生への合理的配慮の提供に努めている（資料 7-4、7-5）。

バリアフリーに対応した施設の安全性、利便性の向上等を図る目的をもって、主に車いす対応トイレ、エレベーター、建物入口の段差の有無、坂道の勾配、優先駐車場の情報をバリアフリーマップにまとめ、本学ホームページで公表しており、個別の学生に寄り添った支援に努めている（資料 8-11【ウェブ】）。また、2005（平成 17）年度より、全キャンパスにおいて敷地内全面禁煙を実施しており、快適な教育研究環境を確保し、学生及び教職員の健康の増進を図っている。

＜学生の自主的な学習を促進するための環境整備＞

本学は、教育環境改善の一環として 2001（平成 13）年度及び 2011（平成 23）年度において、各学部講義室等にマルチメディアシステムを導入している。また、2003（平成 15）年度からは年次計画で講義室・実習室に空調設備の設置整備を継続して行っている。2007（平成 19）年 1 月に 3 階まで完成した中央講義棟を、リハビリテーション科学部の設置に伴い 2013（平成 25）年 3 月に 10 階まで増築し、講義室・演習室・実習室等の学習環境を整備した。また、歯科クリニック棟の改修整備により、自習スペース（学習支援センター）の拡充を図った。そして 2019（平成 31）年度、札幌あいの里キャンパスにおける医療技術学部開設に伴い、新たに実習室 3 室を改装設置するなど医療技術学部棟の改修工事が完了し、教育研究環境の充実に向けた実施計画を遂行した。

学生の学力や学習履歴は多様化し、本学においても、入学者の基礎学力という観点から見ると、成績上位層と下位層の格差が急速に拡大している現実に直面している。本学では、最終目標を国家試験合格におく学科が多い。国家試験に対応し得る総合的な学力は、第 1 学年からの積み上げによる結実であるため、専門科目履修が本格化するまでの間に橋渡しとなる基盤(基礎学力)を固めておくことが重要である。増加しつつある基礎学力不足の学生を底上げして一定水準まで引き上げ、専門科目履修のための基盤をスムーズに形成できるよう支援することを喫緊の課題として位置付けている。そこで、そうした学生に特別な学習プログラムを提供し、効率的に基礎学力の向上を図るため、2011（平成 23）年 10 月に開設した薬学部の「薬学教育支援室」を先駆けとして、歯学部、看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部、医療技術学部に教育支援室、歯学部、リハビリテーション科学部に学習支援センターを設置し、個別の学習相談・指導、生活支援、リメディアル教育(高等学校における学習内容の復習)、補習授業の開講等を展開している。

また、学生の自主的な学習を促進するため、集団・個別学習に対応した空間やスペースを確保し、各講義棟に学生ロビーまたはラウンジを設け、学習環境を整備している。

さらに、2021（令和 3）年度入学生からのパソコン必携化が段階的に進んだことにより、学内におけるパソコンの利用環境整備の一環として、キャンパス全エリアで安定した Wi-Fi ネットワークを提供するため、広帯域アクセスポイントの増設や設置場所の見直し及びノートパソコン等の端末を継続的に使えるように、学生ロビーなどキャンパス内の多くの箇所に電源口を増設した。

＜教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み＞

学生の情報倫理の確立のための取り組みとしては、情報センター教員が担当する情報系の科目（数理・データサイエンス・AI 教育プログラム・全学部で実施）において、情報倫理に関する教育を実施している（資料 8-12）。

教職員の情報倫理の確立のための取り組みとしては、情報センターより月 1 回「情報センターからのお知らせ」全学メール配信において、情報セキュリティに関する注意喚起、学内ネットワーク利用に関する案内等を行っている（資料 8-4、資料 8-13）。

【点検・評価項目③】

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1	○図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
評価の視点2	○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

＜図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備＞

本学では、教育及び研究に必要な図書資料を収集・管理し、本学職員ならびに学生の利用に供するとともに、必要な学術情報などを提供するため、当別キャンパスにある総合図書館（以下、本館）及び札幌あいの里キャンパスにある総合図書館分館（以下、分館）の 2 館でサービスを行っている（資料 8-14）。

図書館は、「図書館資料の収集・選定申合せ」に則り、本学の教育理念・教育目標に基づき、調和のとれた蔵書を計画的に整備している（資料 8-15）。学術情報の整備状況は、【表 8-1】に示すとおりである。

【表 8-1】学術情報の整備状況 ※2022（令和 4）年度

形態	図書（※）	学術雑誌	電子ジャーナル	データベース	視聴覚資料
所蔵数 （冊/種/点）	225,672	1,969	8,802	20	5,130
年間利用数 （冊/件/回/点）	貸出冊数		ダウンロード数	検索数	貸出点数
	6,123	295	88,361	97,784	66

※図書は買い切り電子書籍を含む

図書については、現在、電子書籍の充実化を推進しており、シラバス掲載資料を中心に約1,000 冊を整備している。電子書籍は 2017（平成 29）年度に英語多読図書から開始したが、価格が冊子体と比較し 2～3 倍と高額であるため、積極的には導入を進めていなかった。しかし、2020（令和 2）年、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休館や開館時間の短縮により、非来館型サービスの充実を図るべく、シラバスに掲載された資料の中で電子書籍として提供されている資料については、全て電子書籍で整備することとした。また、2022（令和 4）年度より、電子書籍のブックハンティングを開始した。

学術雑誌については、1996（平成 8）年度から電子化推進を目標に冊子体から電子版へ積極的に移行しており、現在、パッケージで契約している電子ジャーナルを含めると10,771 種の利用が可能となっている。また、Elsevier 社の SceienceDirect については、PayPerView 形式で提供している（一定回数まで無料利用可能）。教育・研究の質を確保するため、積極的な電子情報資源の整備は図書館の重要な使命であることから、厳しい経済状況の中、効果的な予算配分や創意工夫によるコスト削減策を導入し、最新かつ高品質な情報へのアクセスを維持するよう努めている。なお、実際の利用数が多い資源として、電子ジャーナルについては、WILEY Online Library（26,944 回）、メディカルオンライン（20,007 回）、SpringerLink（12,431 回）、データベースについては、医中誌Web（48,310 回）、CAS SciFinder-n（25,218 回）、Scopus（8,612 回）、Sociological Abstracts（2,710回）が挙げられる。

＜国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備＞

本学は国立情報学研究所の目録所在情報サービスに参加し、目録業務の省略化や相互貸借による迅速な資料提供など、全国の図書館と相互協力を行っている。また、38 大学が加盟する北海道地区大学図書館協議会の相互利用サービスにより、学生や教職員は他大学の図書館を簡便な手続きで利用することが可能となっている。

2013（平成 25）年度に「北海道医療大学学術リポジトリ」の運用を開始し、4,000 件以上の各学部紀要及び博士学位論文のコンテンツを無償で公開しており、2022（令和 4）年度のダウンロード件数は 157,499 件であった。リポジトリに登録された成果物は、当サイトや本学のディスカバリーサービスのほか、国立情報学研究所が提供するデータベースの IRDB や CiNii からもアクセスでき、成果物を広く提供する体制を整備している。

＜学術情報へのアクセスに関する対応＞

学術情報へのアクセスについて、機能面としては、ディスカバリーサービス「Summon」により、本学契約資料やオープンアクセス誌などの書誌情報 2 億 5 千万件以上を一括検索できるほか、リンクリゾルバとの連携により、本文または文献複写申込画面までシームレスなアクセスが可能となっている。

設備面としては、キャンパス全域に学内ネットワーク Wi-Fi 環境を整備しており、学内のどこからでも学術情報へアクセスできる環境を提供している。また、SSL-VPN サービスにより、学外からのアクセスも可能となっている（一部条件あり）。

＜学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備＞

図書館利用環境は【表 8-2】に示すとおりである。

【表 8-2】図書館利用環境 ※2023（令和 5）年 5 月 1 日現在

館名	総合図書館 （当別キャンパス）	総合図書館分館 （札幌あいの里キャンパス）
総面積	4,573.96 ㎡（5 階建独立棟）	293 ㎡（医療技術学部棟 2 階）
座席数	424 席	65 席
主な設置機器	・蔵書検索用パソコン：3 台 ・情報検索用パソコン：13 台 ・貸出用ノートパソコン 10 台 ・無線 LAN アクセスポイント：4 箇所 ・視聴覚ブース：4 席 ・学生用コピー機：2 台（カラー、モノクロ各1台） ・教員用コピー機：2 台（カラー、モノクロ各1台） ・課金式プリンター：1 台 ・除菌ボックス（資料消毒用）：1 台	・蔵書検索用パソコン：1 台 ・貸出用ノートパソコン：5 台 ・無線 LAN アクセスポイント：1 箇所 ・視聴覚ブース：2 席 ・学生用コピー機：2 台（カラー、モノクロ各1台）
収容可能冊数	23.6 万冊	2.2 万冊
2022（令和 4）年度開館日数	270 日 （新型コロナウイルス感染症対策のため日曜日休館）	269 日 （新型コロナウイルス感染症対策のため日曜日休館）
開館日時	・月曜日～金曜日　9:00～21:30 ・土曜日　10:00～18:00 ・日曜日　10:00～18:00（※6～7 月及び 9～2 月）	

学生の収容定員に対する閲覧座席数の割合は、13.3％である。本館は、主体的な学修を支援するためのラーニング・コモンズ（プレゼンテーションエリア、グループ学習エリア）を配備したアクティブエリアと、自主学習のためのサイレントエリアに分け、利用者の目的に沿った環境を提供している。また、情報検索用パソコンや学内ネットワーク Wi-Fi アクセスポイントを設置し、電子情報資源へのアクセス環境を提供している（資料 8-16【ウェブ】、8-17【ウェブ】）。

＜図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置＞

常勤職員 7 名、非常勤職員 9 名が図書館運営にあたっており、うち司書資格保有者は 4 名である。

【点検・評価項目④】
教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1	○研究活動を促進させるための条件の整備 ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

＜大学としての研究に対する基本的な考えの明示＞

本学の研究に対する基本的な考え方は、「教育研究等環境の整備に関する方針」(2017(平成29)年2月策定)において包括的な方針として明示されているほか、「学校法人東日本学園中期計画(2020(令和2)年3月20日から2025(令和7)年3月31日まで)」において、研究の推進について「(1)研究の質向上、(2)研究活動の活性化、(3)外部資金の獲得、(4)研究成果の発信強化」の4項目が目標として掲げられ、計画に基づき各種事業に取り組んでいる(資料8-1、1-23)。

＜研究費の適切な支給＞

専任教員には、研究活動の支援として研究上の経費を補助するため、「教員研究費等配付基準表」に基づき、教員の役職または講座の人数等に応じて研究費を支給している(資料 8-18、大学基礎データ表8)。

＜外部資金獲得のための支援＞

外部資金獲得については、学内向けホームページでの民間助成金案内、論文掲載料等補助、科学研究費獲得のための説明会の開催、産業界や他の教育研究機関と連携した共同研究や受託研究の積極的な受け入れなどの取り組みを行っている(資料8-19)。また、2020(令和2)年4月に、本学の総合力を生かして研究活動の活性化を図る目的で、既存の健康科学研究所とがん予防研究所を統合し、「先端研究推進センター」を設置した(資料3-9【ウェブ】、8-21、8-22【ウェブ】)。同センターは大学として組織的に取り組む研究体制を構築し、インパクトの大きな研究を創出することで大型の外部資金を獲得することを目的の一つとしており、そのために学内の競争的資金として新規性・独創性のある研究課題を毎年公募するなど研究シーズの育成を図っている(資料 8-19、8-20【ウェブ】)。

＜研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等＞

専任教員には研究室、共同研究室、実験室などが整備され、教育・研究環境が整っている。また、専任教員1人当たり授業担当時間数は教授職平均 4.6～11.4 時間／週であり、教員の研究時間は確保されていると判断している(資料8-23)。

＜ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制＞

ティーチング・アシスタント（TA）は授業（教育）の補助的業務、リサーチ・アシスタント（RA）はプロジェクト研究等の補助的業務に従事し、教育研究の活性化と高度化をはかる制度としてそれぞれ「ティーチング・アシスタントに関する取扱規程」及び「リサーチ・アシスタントに関する取扱規程」に基づき運用されている。 また将来を担う若手研究者の養成のため、大学院修了者について特別研究員（PD：ポスト・ドクトラル・フェロー）制度を導入している（資料 6-25、8-24、8-25）。

＜オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制＞

情報センター（情報推進課）では、各講義室には常設PC及びWEBカメラを設置し、マイクシステムとも連動し、オンライン授業（ハイブリッド授業を含む）を実施できる環境を整備しており、教員への技術的な利用支援を行っている（資料 8-26）。

【点検・評価項目⑤】

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1	○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・規程の整備 ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

＜規程の整備＞

「学校法人東日本学園北海道医療大学行動規範」に基づき「公的研究費等の不正使用等に関する防止計画」を制定し、教職員のコンプライアンス遵守の意識を高めるように取り組んでいる。「北海道医療大学研究倫理規程」に基づき「北海道医療大学研究倫理指針」を制定し、各部門の倫理審査委員会内規を定めており、これらによって研究倫理を遵守するための規則面での体制を整えている。また、教職員が不正行為を行わないよう「北海道医療大学における研究活動の不正行為及び研究費等の不正使用防止に関する規程」により不正行為や不正使用に対する対応を定めている（資料 8-27【ウェブ】～8-37）。

＜教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）＞

毎年度研究倫理教育、コンプライアンス教育を実施している。教職員については大きな変更がない限り、5 年に 1 度の受講を義務付けている。大学院生については入学時に受講を義務付けている（資料 8-38）。

＜研究倫理に関する学内審査機関の整備＞

各学部・研究科において独自の倫理審査委員会を設置し人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に基づき審査を行っている（資料 8-31～8-36）。また、組換え DNA 実験については全学委員会である「組換え DNA 実験安全委員会」、動物実験については「動物実験委員会」にて審査を行っている（資料 8-39、8-40）。利益相反については「利益相反委員会」、安全保障貿易管理については「安全保障輸出委員会」を設置し研究インテグリティの確保に努めている（資料 8-41、8-42）。

【点検・評価項目⑥】

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価＞

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

本学が定める基本方針の一つ「内部質保証のための全学的な方針及び手続について」に基づき、毎年、チェックシートを用いた自己点検・評価を実施している。また、その根拠資料はアドバイザリーボードの評価においても適切との評価を受けている。

（2） 長所・特色

論文掲載料等補助として、教員が学術雑誌等へ論文を掲載する際に要する経費について論文掲載 1 件につき 50,000 円を限度として補助しているほか、学内の競争的資金として先端研究推進センターにおいて新規性・独創性のある研究課題を毎年公募し、新しい独創的な研究プロジェクトのシーズの育成等を図っている。

外部資金獲得については、学内ホームページでの民間助成金案内、論文掲載料等補助、科研費獲得のための説明会の開催、産業界や他の教育研究機関と連携した共同研究や受託研究の積極的な受け入れなどの取り組みを行っている。また、2020（令和 2）年 4 月に、本学の総合力を生かして研究活動の活性化を図る目的で、既存の健康科学研究所とがん予防研究所を統合し、先端研究推進センターを設置している。同センターは大学として組織的に取り組む研究体制を構築し、インパクトの大きな研究を創出することで大型の外部資金を獲得することを目的の一つとしている。

（3） 問題点

なし

（4） 全体のまとめ

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、学生の学習や教員による教育研究活動に関して適切な環境が適切に整備されている。ネットワーク環境や情報セキュリティ、バリアフリーへの対応、学生の自主的学習のための施設設備など、教育研究に必要な施設、設備等の環境整備を行っており、情報倫理教育について、学生に対してはカリキュラムへの組み込みや、教職員に対してはメールによる定期的な注意喚起などの工夫を行っている。

図書館、学術情報サービスについては、図書資料、図書利用環境は十分に整備されており、また、司書資格保有者など専門的知識を有する職員を配置しており、適切に機能している。

研究活動を促進させるための各種条件も整備されているが、今後、外部資金の更なる獲得に向け、外部機関との連携強化などをはかっていきたい。

研究倫理、研究活動の不正防止に関して、各種規程の整備、研究倫理教育及びコンプライアンス教育など適切に取り組んでいる。

第9章　社会連携・社会貢献

(1)現状説明

【点検・評価項目①】

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

＜大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示＞

1)地域連携

本学における地域連携を推進するため、本学では 2016(平成 28)年 12 月、本学の教学における最高審議機関である評議会において、本学の建学の理念を踏まえ、以下のとおり「地域連携に関する方針」を定め本学ホームページにて公表している(資料 9-1、9-2【ウェブ】)

北海道医療大学　地域連携に関する基本方針

北海道医療大学は、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献することを基本的な教育理念としている。そして、社会の要請と期待に応えるため、社会と共生・協働する自由で開かれた大学を志向し、「21 世紀の新しい健康科学の構築」を追究することを行動指針と定めている。

本学の教育理念と行動指針を具現化するため、ここに北海道医療大学の地域連携に関する基本方針を定める。

地域連携に向けた方針を以下のとおり定める

1. 医療・保健・福祉に係る地域の「知の拠点」として、積極的に地域の活性化に係り、広く地域に開かれた大学を目指す。
2. 地域課題に関心を持ち、その解決に積極的に取り組むことのできる人材を育成する。
3. 地域社会の発展に貢献することのできる人材を育成するための質の高い教育・研究環境を整える。

地域連携の施策を以下のとおりとする

1. 地域との連携・協働事業の活性化
   地域の地方自治体等と、産学官連携の推進に向けて大学の地域貢献に係る包括連携協定を締結し、継続的に連携事業を積極的に行うとともに、地域発展のためのシンクタンク機能を果たすための諸事業を行う。

2. 人材の育成と教育の充実
地域の課題解決に取り組み、地域での活動への参加を通じて地域社会の発展に主体的に貢献することができるよう、地域を対象としたカリキュラムの整備を行う。
3. 地域の課題解決に向けた研究の促進
地域課題の解決を目的とした研究活動を活性化する。
4. 生涯学習講座の充実
地域社会一般の教養の啓発を目的とした生涯学習講座(公開講座)を 40 講座以上開講する。

以上のように、この方針は本学の理念・目的や地域社会のニーズ等を踏まえ、本学が実施する地域連携・社会貢献の種類やその目的等を明示したものとなっている。

本学と包括連携協定を結んでいる自治体とは、定期的に連携推進協議会を開催し、意見交換等をおこなっている。また、公開講座に関しても、保健・医療・福祉をテーマとした内容の講座を年40 講座以上開講している(資料 9-3【ウェブ】)。

2)国際交流

本学における国際交流を推進するため、2016(平成 28)年 9 月、評議会において、本学の建学の理念を踏まえ「国際化に関する基本方針」を定め、本学ホームページで公表している。その内容は以下のとおりである。近年積極的に海外の教育研究機関などとの研究者・留学生などの受け入れを含めた多様な学術交流関係を築いている(資料 9-4、9-5【ウェブ】)。

北海道医療大学　国際化に関する基本方針

国際化の意義

本学は開学以来、「知育・徳育・体育」の三位一体による医療人としての全人格の完成を目指した教育を建学の理念としてかかげ、北海道内最大規模の医療系総合大学として人間性豊かな職業人を養成し、地域社会に貢献してきた。さらに、近年積極的に海外の教育研究機関等との研究者・留学生等の受け入れを含め多様な学術交流関係を築いているところである。

世界における急速な人口の増加、特に高齢者数の増加等は、わが国のみならず各国で保健・医療・福祉等の対応においてきわめて大きな課題となっている。したがって本学は、国際社会と協調して人々の健康と安全とよりよい生活のために優れた人材養成を目指して教育研究の国際交流を促進するとともに、地域のみならず国際的にも貢献できることが期待されるところである。

今後の急速なグローバル化も視野に、本学の一層の国際化の方針を以下の通り定める。

国際化に向けた指針

1、海外からの研究者・留学生に対する教育・研究環境整備

2、研究者・留学生との交流の促進

3、地域を含めた異文化交流の機会醸成
4、学生教育の中での外国語教育の充実、研究科学生の語学力強化

本学における国際化の施策を以下のとおりとする

1. 留学生の受入の促進と受入環境の整備
北米・欧州・東南アジアなどから年間 50 名の留学生の受入を目標とする。なお、留学生には正規留学生の他、単位を取得しない短期留学生も含むものとする。
2. 学部学生の海外留学の推進
年間 30 名の留学生の派遣を目標とする。
3. 海外大学との連携
北米・欧州・東南アジアなどの地域における大学・機関等との協定締結を積極的に進め、協定校との学術交流の促進を図る。
4. 外国語教育の充実
国際的に通用するコミュニケーション能力を身につけるよう、教育環境を整備する。

【点検・評価項目②】
社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1	○学外組織との適切な連携体制
評価の視点2	○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3	○地域交流、国際交流事業への参加

＜学外組織との適切な連携体制＞
＜社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進＞
＜地域交流、国際交流事業への参加＞
1）地域連携
社会連携を担う本学の部署は、教学組織のもとに置かれた「地域連携推進センター」、その運営を担当する「地域連携推進センター運営委員会」とその事務を担当する「学術交流推進部地域連携課」であり、「地域連携に関する基本方針」及び「地域連携推進センター規程」に基づき以下の事業を行っている（資料 9-6）。

① 生涯学習事業（公開講座）
本学においては生涯学習事業を開始してから 30 年以上が経過し、現在は、地域連携推進センターが主体となって実施している。
センター主催の公開講座や、夏休み・冬休みに合わせて小学生を対象として実施している当別町教育委員会との共催講座など、年度内 40 講座以上を開講している（資料 9-3【ウェブ】）。

これらの講座の実施は、地域に対して本学の持つ教育研究成果を有益に還元する機会となっているということができる。

② 地方公共団体との連携事業

地方自治体との連携については、当別町、滝川市、苫小牧市、浜頓別町と連携協定を締結している。当別町との連携内容としては、住民票を移した学生に対する「新生活応援事業」、4 月に学内にて移転の手続きを行えるようにする「臨時窓口の開設」、町の事業（夏至祭・スウェーデンマラソンなど）に対するアルバイト、ボランティアの派遣などがある。その他、社会への還元としては、地元自治体の地域福祉計画等への反映などの実績がある。また、地元小学生に対し、外国籍の大学院生が講師となる「イングリッシュプロジェクト」を実施するなど、国際交流も行っている。

滝川市との連携事業としては、研修講座を本学地域連携推進センター共催として実施し、講師を派遣している。苫小牧市・浜頓別町には本学のリソースを提示し、今後、より具体的に連携事業を進めていく予定である（資料 9-7【ウェブ】）。

③ 高大連携事業

高大連携事業について社会貢献の一環と位置付け、大学の持つ知的財産を広く社会に還元し、地域社会の発展に貢献すると同時に次代を担う高校生に対して早い時期から保健・医療・福祉の学問領域について興味・関心をはぐくむ機会を提供することを目的として各種事業を実施している。具体的には、高校からの要請に応じ本学教員を派遣して行う模擬講義や、本学施設に高校生を受け入れる学校見学・体験学習などを行っている。現在 13 校（北海道内 12 校、北海道外 1 校）と連携協定を締結しており、各校の要望に応じて積極的に事業を展開している（資料 9-8【ウェブ】）。

2）国際交流

国際交流を担う本学の部署は、教学組織のもとに置かれた「国際交流推進センター（2013（平成 25）年 3 月に国際交流推進室として開設、2017（平成 29）年 4 月に当該センターへ名称変更）」その運営を担当する「国際交流推進センター委員会」とその事務を担当する「学術交流推進部国際交流課」であり、 「国際化に関する基本方針」及び「国際交流推進センター規程」に基づき以下の事業を行い、国際交流を推進している（資料 9-9）。

① 短期研修生の受け入れ

薬学部、歯学部、看護福祉学部が例年、約1～3 週間程度、海外提携校（台北医学大学、イエテボリ大学、マヒドン大学、チュラロンコン大学、マラ工科大学、香港大学等）からの短期研修生の受け入れを実施している。本学からの短期研修生（薬学部、歯学部、看護福祉学部）の派遣は毎年 2・3 月の春休み期間を利用して、協定校への派遣を行っている（資料 9-10【ウェブ】）。2023 年度はリハビリテーション科学部での研修受入及び医療技術学部での提携校への派遣を開始し、今後心理科学部でも研修の派遣・受入も予定する等、交流を拡大している。

② 研究科留学生の受け入れ

歯学研究科の大学院生としてアジア諸国(バングラデシュ、ネパール、中国、タイ、インドネシア、モンゴル)から留学生を積極的に受け入れている。

③ 語学研修

学部生に対しては英語力の向上のために夏休み期間を利用して、カナダ・アルバータ大学での語学研修を実施している。参加者にはそれぞれ各学部の指定科目に単位振替を行っている(資料9-11)。

④ デュアルディグリー制度

歯学研究科では台北医学大学(台湾)との間でデュアルディグリー制度に関する協定を締結し、2016(平成28)年には、相互の大学から大学院生各1名が本学と台北医学大学の両大学院で研究を開始し、学位を取得した。2024(令和 6)年度もデュアルディグリー制度を利用した学生を受入予定である(資料9-12)。

⑤ 国際シンポジウムの開催

2023(令和5)年11月に本学歯学部と台北医学大学口腔医学院との第5回目となる合同シンポジウムを開催した。本シンポジウムは、2018(平成 30)年から始まり、両校が持ち回りで毎年開催しており、コロナ禍の影響により、第 3 回・4 回はオンラインとなったが、2023(令和 5)年度は現地開催を再開した(資料9-13)。

【点検・評価項目③】

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価＞

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

地域連携に関する点検・評価は、地域連携推進センター運営委員会において前年度の実績・アンケート結果(生涯学習)を確認するなどして行っており、これをもとに、事業の見直しや改善、新規事業などに取組んでいる(資料9-14)。

しかし、2023(令和5)年度においては、点検・評価の時期が遅くなったため、一部事業のみへの反映となった。今後は時期を定めて点検・評価を行っていくこととしている。

国際交流に関する点検・評価は、国際交流推進センター運営委員会において前年度の実績などを踏まえ、2023(令和5)年に方針の見直しを行った(資料9-15)。

(2) 長所・特色

大学の特色を生かし、医療・保健・福祉に係る地域の「知の拠点」として、様々な事業を展開しており、積極的に地域の活性化を図っている。公開講座は年度内 40 講座以上実施し、受講者からの評価も高いことがアンケート結果から窺える（資料 9-16）。

大学所在地である当別町との連携事業において、地域福祉計画に関しては福祉マネジメント学科教員が主となり実施しているなど地域に根差した活動を行っている。また同連携事業の「イングリッシュプロジェクト」は地域交流の面でも国際交流の面でも有意義なものとなっている（資料9-17）。「各種連携事業について」と題した本学のリソースを取りまとめた冊子を作成し、連携先に配付するなど、いっそうの本学資源の活用を促進できるようコミュニケーションをはかっている（資料 9-18）。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

社会連携・社会貢献について、「地域連携推進センター」及び「国際交流推進センター」の設置により関連事業を推進する体制を整備しており、「北海道医療大学地域連携に関する基本方針」及び「北海道医療大学国際化に関する基本方針」を踏まえながら、その方針を教職員で共有している。また、各種の生涯学習事業により本学の有する知的資源を地域社会に還元し、他大学、高等学校、企業、地方公共団体等との連携も進めている。一方、コロナ禍による影響が減少傾向にあるため、海外大学等との国際交流も徐々に活発化しており、それらの実績をホームページに公表するなど本学における国際化の周知に努めている。

今後も引き続き、留学生の受け入れや国際シンポジウムの開催等、各種事業の展開を図っていくこととしている。

第10章　大学運営・財務

第1節　　大学運営

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1	○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点2	○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

＜大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示＞

＜学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知＞

2017（平成 29）年 2 月、本学の教学組織における最高審議機関である評議会において、「本学の基本方針」の一つとして、建学の理念及び教育理念・教育目的・教育目標を達成するため、教学組織と事務組織それぞれの意思決定のプロセス、権限・責任ならびに大学運営の在り方を明確にするとともに、教職員間で共有することを目的として、下記の「管理運営方針」を定めており、本学ホームページにて公表している（資料 10-1【ウェブ】、6-1）。

管理運営方針

本学の教育理念は「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する。」こととしている。この理念を達成するため、教学組織と事務組織それぞれの意思決定のプロセス、権限・責任ならびに大学運営の在り方を明確にするとともに、教職員で共有することを目的として、以下のとおり管理運営方針を定める。

1. 法人組織にあっては、理事長を議長とし法人の最終的な意思決定機関である理事会が、公共性、継続性、健全性を配慮した施策運営を行い、法人の継続的な発展を図る。
2. 教学組織にあっては、学長を議長とし北海道医療大学の最終審議機関である評議会が教育・研究・社会貢献に関する諸方策を遂行し、教育理念・目的の実現にあたる。
3. 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務を円滑かつ効果的に行えるよう適切な事務組織を設け、法令遵守の下、最大の効果をあげるべく効率的な業務運営にあたる。
4. 大学の発展を支える専門的な知識・技能、高い業務遂行能力を備えた大学職員を育成するため、OJTと OFFJT をバランスよく組み合わせた研修ならびに人事評価を通じて資質・能力・意欲の向上に努める。
5. 組織運営が適正に、そして確実・迅速に行われるように、学内諸規程の見直しを継続して行う。

6. 常に中長期計画の策定・更新を行う。予算編成にあたっては、中長期計画をベースとしながら財政の健全性を維持し安定した財政運営を図っていく。収入については授業料のみに偏ることなく、附属病院等の事業収入、寄付金収入等の増額等、収入源の多角化を図る。 7. 大学の諸活動について常に点検・評価を行い、その結果を広く公表することで、社会に対する説明責任を果たしていくものとする。

【点検・評価項目②】

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1	○適切な大学運営のための組織の整備・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応
評価の視点2	○適切な危機管理対策の実施

＜適切な大学運営のための組織の整備・学長の選任方法と権限の明示＞

点検・評価項目①にて記述した「管理運営方針」に基づき、法人組織にあっては、理事長を議長とし法人の最終的な意思決定機関である理事会が公共性、継続性、健全性を配慮した施策運営を行い、法人の継続的な発展を図っている。教学組織にあっては、学長を議長とし北海道医療大学の最終審議機関である評議会が教育・研究・社会貢献に関する諸方策を遂行し、教育理念・目的の実現にあたっている。

役職者の選任は「教員役職候補者選考手続規程」、学長の選任は「学長選任規程」においてそれぞれ定めており、権限は学則や教授会規程等に明示している(資料 10-2、10-3、6-9～6-14)。また、2020(令和 2)年 3 月に策定したガバナンス・コードにおいても、学長の責務・職務範囲や教授会の役割等について明示している(資料 10-4【ウェブ】)。

これらの諸規程は学長をはじめとする教員役職者の権限や役割、意思決定のプロセス等を明示しており、適正な大学運営を担保するものとなっている(資料 10-5、10-6)。

学生からの意見については、毎年、学生生活アンケートが実施され、その結果は教授会や評議会などの各会議で報告される(資料 7-20【ウェブ】)。そこで寄せられる要望や意見については該当する担当部局が回答を作成し、学生に公表している。また、卒業予定者アンケートでは卒業を控えた最終学年の学生たちにアンケート調査を実施している(資料 7-21【ウェブ】)。この結果は点検・評価全学審議会で報告され、そこで寄せられた意見については各学部に持ち帰って教育研究活動の改善・向上のために使用されている。また、学生キャンパス副学長(通称SCP)制度は、より良い大学づくりのために、学生が大学運営に参画できる制度として 2008(平成 20)年から導入されて

いる。SCPは立候補者により選挙によって学部ごとに選出され、選ばれた学生はそれぞれのアイディアで独自の企画を立案し活躍している（資料 10-7【ウェブ】）。

＜適切な危機管理対策の実施＞

本学では、発生する危機に迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制その他基本事項を定め、職員及び学生の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的として「学校法人東日本学園・北海道医療大学リスク・危機管理マニュアル」を作成し、これに基づく危機管理体制を構築している（資料 10-8【ウェブ】）。

以下に、その概要を示す。

リスク・危機管理マニュアル

目的

学校法人東日本学園・北海道医療大学（以下「本学」という。）リスク・危機管理マニュアルは、「学校法人東日本学園コンプライアンス推進に関する規程」に基づき、本学において発生する危機に迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制その他基本事項を定め、職員及び学生の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とする。

このため様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限にくい止めるため、本マニュアルに基づき危機管理体制を構築する。

第一部基本マニュアル

第一章総則
第二章危機管理の組織体制
第三章リスク及び危機の範囲
第四章危機管理の対応
第五章緊急時の広報
第六章危機管理のための組織体制
第七章危機管理のための訓練・点検

第二部個別マニュアル

1. 個別マニュアルについて
2. 大学の主な組織と個別マニュアルの関係図
3. 個別マニュアル策定の対象となる事象
4. 事象別個別マニュアル
5. 事象別個別マニュアルの基本作成要領

【点検・評価項目③】

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1	○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

＜予算執行プロセスの明確性及び透明性＞

＜内部統制等＞

予算は以下の過程を経て編成される。

1. 予算編成方針の審議

○10 月中旬:経営企画部財務課(以下、「財務課)という)が予算編成方針の草案を作成し、事務局長及び事務局次長の校閲を経た原案を常任理事会に上程し、議を経て理事長が決定する(資料 10-9)。

2. 予算要求書の作成

○11 月上旬:財務課は各予算部門の責任者に対して、予算編成方針に基づき予算要求書の提出を求める。

○11 月下旬:各予算部門の責任者は予算要求書を財務課に提出する。

3. 事務部門予算折衝

○12 月中旬:事務局長、事務局次長及び財務課に対し各予算部門の責任者が事業計画と要求予算について説明と折衝を行う。

4. 予算折衝(学部長等)

○2 月上旬:理事長に対し、各予算部門長及び責任者が事務部門予算折衝における調整事項について説明と折衝を行う。

5. 予算案審議

○3 月上旬～中旬:事業計画案及び予算案について、常任理事会で審議した後、評議員会に諮問し、意見を聞いた上で、理事会において決定される。

予算成立・配付後は、「経理規程」に則り、各予算部門の責任者が予算執行の承認・決裁を行っている。日常的な予算の執行管理は会計システムによって行っている。予算残高や執行実績は各予算執行者が会計システムの入力状況に連動しているイントラネット上で前日までの執行情報を常に確認することができる。 監査については、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人東日本学園寄附行為第 8 条第 3 項に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査、学内規程(監事監査規程等)に基づく内部監査を行っている(資料 10-10～10-14)。

＜予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定＞

各予算部門において、予算執行状況の分析・検証を行ったうえで予算要求ができるよう、イントラネット上で過去 10 年程度の予算執行状況について確認できるよう設定している。また、予算の適正な執行管理のため、すべての予算執行状況について理事長に月次報告を行い、当初の事業計

画で想定されていなかった事案等、年度途中で発生した予算措置が必要な案件については、その内容を精査のうえ、予算の流用、予備費の使用、補正予算の編成等により予算を確保するよう弾力的な運用を行っている。予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みとして、決算時に事業報告書としてとりまとめ、理事会、評議員会等において報告・検証されている(資料 10-15【ウェブ】)。

＜予算執行に係るプロセスの透明性は確保されているか＞

新任教職員事務手続きガイダンスの際に、物品の発注、購入方法及び教員研究費の執行方法の説明を行っている。予算執行に係るプロセスの変更が生じた際には具体的な要領を都度提示している(資料 10-16)。

予算の執行については、経理規程に基づき各予算編成単位者の責任の下に執行上必要な諸手続を経て執行され、執行状況は学内イントラネットにより、常に予算残高を確認できるようシステム化されており、透明性を確保し、適正な予算管理ができる仕組みを構築している。

以上のことから、明確で透明性のある予算編成手続となっており、適正な手続きによる予算執行が継続的に行われているものと評価している。

【点検・評価項目④】

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働) ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

＜職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況＞

職員の人事選考手続きについては、「職員人事選考手続規程」において、職員の採用、昇任、昇格、異動及び人事諸制度に関することを協議するため、職員人事選考委員会を置くことが定められている(資料 10-17)。同委員会において職員募集要項の決定や採用候補者の選考を行い、その結果を理事長(職員人事選考委員会委員長)に上申し、最終的な内定者を決定している。

なお、採用選考手続(書類選考、1 次面接、2 次面接など)については、従来、人事課長、経営企画部長、事務局次長、事務局長が主として選考に携わってきたが、全員が男性であったことから、書類選考の段階から女性の人事課係長を選考担当者として充てることにより、採用時におけるより一層の公平性や透明性を図るとともに多様な視点による人物評価を取り入れている。

＜業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備＞

事務組織は、学園の事務を処理するため「事務組織規程」に基づき事務局が置かれている(資料 10-18)。現行の事務組織のフレームは、業務領域を「経営・企画」「教育・研究」「広報」及び「医療」のカテゴリーとし、同一系統の業務を一体的に執行管理できる体制としている。また、独立した

事務部門として理事長直轄の監査室を設置しており、現在、1 室 4 部 19 課の事務体制を敷いている。管理職の職位単位あるいは部門・部署単位で会議や打ち合わせを定期的に開催することにより、大学の意思決定に関する円滑な情報伝達や部署間の横断的な連携強化が図られるなど、大学運営を支援する機能を十分に有した体制が構築されている。

＜教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）＞

教職協働の取り組みについては、教員と職員の役割やそれぞれの責任を明確にし、両者の協働・連携によって教育研究活動に取り組むため、管理運営方針を定めている（資料 10-1【ウェブ】）。また、重要事項を審議する常任理事会、評議会、及び全学内部質保証推進組織である点検・評価全学審議会の各会議に事務職員である事務局長、事務局次長、事務部長等が出席し大学運営における連携関係を築いている。

＜人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善＞

本学では「北海道医療大学事務職員行動目標（事務局長通達）」が通達され、北海道医療大学が社会から永続的に支持される大学であることを希求し、使命感をもって職務に精励するため、全専任職員が当該目標を共有することとした（資料 10-19）。

≪北海道医療大学事務職員行動目標≫
1.「北海道医療大学」事務職員であることの自覚と誇りを持って行動します。
2.「北海道医療大学」の目指すものを学生・教員と共有して行動します。
3.「北海道医療大学」の目指すべきものについて積極的に提案できるよう行動します。
4.「北海道医療大学」が直面する課題を楽しみながら、克服するための新しい知識を学ぶよう行動します。
5.「北海道医療大学」を取り巻くすべての人々に誠実に向き合い、信頼される職員となるよう行動します。

本指針は専任職員採用時に配付されるほか、半期ごとに実施される人事考課の際に全専任職員に毎回配付され、常に本指針を念頭に行動するよう喚起し続けている。

人事考課の実施については、「事務職員職能資格規程」に明示されており、半期ごとに成績考課（勤務実績の評価）及び情意考課（勤務態度の評価）を、年一回、能力考課（職務遂行能力の評価）を実施している（資料 10-20）。考課は上席者 2 名（一次考課者、二次考課者）により、被考課者との目標面接及び育成面接と同時に実施されている。これらの人事考課の結果に基づき、理事長を委員長とする職員人事選考委員会において総合評価を決定している。最終的な評価結果は、指導・助言とともに一次考課者から被考課者へフィードバックされ、昇格・昇任・異動などに活用されている。成績考課及び情意考課については、6 月賞与及び 12 月賞与の勤勉手当支給率に反映され、S評価は勤勉手当 0.2 月分を加算、A評価は同手当 0.1 月分を加算、C評価は同手当 0.1 月分を減算しており、A評価以上の者については学内公開用ホームページにおいて、その所属と氏名を公表している。当該規程に基づき、昇格については級別職務基準及び在級年数ならびに人事考課の結果を参考に、異動については自己申告（自己申告シート）、人事考課の結

果、在職期間及び職歴を加味して、それぞれ職員人事選考委員会で候補者を選考している。また、部署や考課者によって評価の不整合や偏りがなく、公正で公平な人事考課が可能となるよう、考課者及び被考課者を対象とした研修会を 2023(令和 5)年 9 月に実施した(資料 10-21)。

【点検・評価項目⑤】
大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

＜大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施＞

「北海道医療大学SD活動推進委員会規程」において、本学の職員としての資質能力の向上を図り、もって大学経営及び大学改革を推進することを目的として設置される「北海道医療大学SD活動推進委員会」の組織及び運営等に関し必要な事項を定めている(資料 10-22)。具体的な同委員会の活動目的としては、大学の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能に関する事項や教学マネジメントに関わる職員の育成に関する事項等について取り組み、本学が主催して独自に実施する「学内研修」及びそれ以外の機関または団体等が主催する研修等への派遣による「学外研修」のほか、自己啓発及び事故の能力開発を積極的に奨励・支援する「自己啓発支援」に分けられる(資料 10-23)。

【点検・評価項目⑥】
大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2	○監査プロセスの適切性
評価の視点3	○点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価＞

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

前述のとおり自己点検・評価においてはチェックシートを用い、各部局における点検・評価の際には各点検・評価項目に対する根拠資料を示すように求めている。このチェックシートの結果は点検・評価全学審議会に報告されるとともに、改善が必要な事項について、改善計画が該当部局から提出され、最終的に改善計画の実施結果についても点検・評価全学審議会へ報告されている(資料 2-7、2-8)。

＜監査プロセスの適切性＞

理事長の下に監査室を設置し、「学校法人東日本学園内部監査規程」に基づく内部監査を年4回、学校法人東日本学園監事監査規程に基づく監事監査を年3回実施している。また、監査法人による内部統制監査及び会計監査として年3回実施している（資料 10-13、10-14）。

(2) 長所・特色

本学では、独自の制度として、学生がより良い大学づくりのために大学運営に参画することができる「学生キャンパス副学長」（通称SCP）制度を設けている。SCPは6つの学部からそれぞれ 1 名ずつ選挙によって選ばれる。選ばれた学生は独自の企画を立案し、学生同士や教職員と協力して実際に企画を実現させる。近年では、学生を代表して食堂業者のコンペティションへの参加、コロナ禍における学生達の声をアンケート調査した「学生リアルヴォイスアンケート」などの実績がある。

また、予算の執行については、経理規程に基づき各予算編成単位者の責任の下に執行上必要な諸手続を経て執行され、執行状況は学内イントラネットにより、常に予算残高を確認できるようシステム化され、適正な予算管理ができる仕組みを構築している。また、プロセスの変更が生じた際には具体的な要領を提示するなど都度明確化に努めている。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学の建学の理念や中期計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針として、「管理運営方針」を定め、本学ホームページで公表し、共有している。また、同方針及び関連する諸規程に基づき、大学運営に必要な組織体制を構築している。

学長や教員役職者の選任方法、法人を代表する組織としての理事会、及び理事長の権限や位置付け、教学組織における最終的な審議機関である評議会、及び各学部教授会や研究科委員会の役割と学長との関係等について、諸規程を整備し明示している。

また、危機管理対策として、「学校法人東日本学園・北海道医療大学リスク・危機管理マニュアル」を策定し、同マニュアルに基づき危機管理体制を適切に構築している。

予算編成について、プロセスを明確化して実施しており、予算執行については、「経理規程」に則って各予算部門の責任者により実行している。監査は、関係法令及び学内規程に基づき適切に行っている。

事務組織について、国際交流や地域連携、IR など、新たなニーズや多様化、専門化する状況に対応するため、「事務組織規程」に基づき体制を整備している。大学運営を適切に行うため、職員の資質向上を目的とした階層別研修の実施等、規程に基づきスタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施している。

大学運営の適切性に関する点検・評価については、点検・評価全学審議会による自己点検・評

価のほか、監査法人による内部統制監査及び会計監査、学内規程に基づく監事監査、内部監査等の適正な実施とその後のフォローアップ等を通して、大学運営の適切性や透明性を担保している。

以上のことから、本学における大学運営は効果的かつ適正に行われていると判断することができる。

第2節　財務

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1	○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
評価の視点2	＜私立大学＞ ○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

＜大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定＞

2020(令和 2)年 3 月 20 日から 2025(令和 7)年 3 月 31 日までの中期計画において、「全国的にブランド力がある医療系総合大学としての地位を確立する」ことをビジョンとして掲げ、その実現のための重点課題 7 項目のうちの一つとして経営管理を位置付け、財政基盤の確立に向けて更に 7 項目に細分化した計画を定めている(資料 1-23【ウェブ】)。当該計画の推進とともに 2028(令和 10)年度の新キャンパス増設に向けて、2031(令和 13)年度までの財務シミュレーションを行っている。

＜当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定＞

「今日の私学財政(日本私立学校振興・共済事業団)」の大学法人集計結果における医歯他複数学部平均(同系平均)値を財務関係比率に関する指標とし、同全国平均値を参考としている。

過去 5 年分(2018(平成 30)年度～2022(令和 4)年度)の事業活動収支計算書関係比率は、大学基礎データ(表 9)のとおりである。2022(令和 4)年度の結果を比較すると、収入構成面では、各比率において同系平均を下回っているものの、支出構成面では、人件費比率が低く、中期計画の重点課題である経費の削減を徹底して継続してきたことから教育研究経費比率においては全国平均と比較しても低くなっている。結果として事業活動収支差額比率は-2.9%となり、同系平均より低い値となっている。過去 5 年分(2018(平成 30)年度～2022(令和 4)年度)の貸借対照表関係比率は、大学基礎データ(表 11)のとおりである。2022(令和 4)年度の結果を比較すると、純資産構成比率及び流動資産構成比率は全国平均と比較しても高く、固定資産構成比率及び総負債比率は全国平均と比較しても低い水準で推移しているため、財政基盤は安定している(資料 10-24)。

事業活動収支差額比率は 2020(令和 2)年度に 5 年ぶりにプラスに転換したが 2021(令和 3)年度以降マイナスが継続している。経常収支差額比率もマイナスが続いている状況であり、経費の削減により支出削減を図っているなかでも、物価高騰に伴う光熱水費や印刷製本費の増加、円安に伴う電子ジャーナルやデータベース費用の増加、学生募集活動の取り組み強化等により支出は増加し、入学定員割れや受験生数減少による学生生徒等納付金・手数料収入の減少のほか、コロナ禍における患者数減少が要因となり医療収入をはじめとする付随事業・収益事業収入が減少するなど収入も減少している。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においては B0 のイエローゾーンの予備的段階の状態が続いている。正常化のカギは医療収入の改善と入学生の確保と考えており、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額の改善に向けて、現在、特にその2点に絞った改善策を検討中である。

また、開学当初の老朽化した施設や設備の将来的な改修・更新に備えるために必要となる減価償却引当特定資産について、2020（令和 2）年度当時、減価償却累計額に占める構成比率が10.7％（全国平均：15.6％）と低い状況にあったため、全国平均値を目標に定め、2021（令和 3）年度から計画的に流動資産から減価償却引当特定資産への繰入を 5 年計画で行うこととしており、2021（令和 3）年及び 2022（令和 4）年度は計画どおり繰入を行い、2022（令和 4）年度末において13.8％（全国平均：15.9％）まで当該割合を増加させている。なお、2023（令和 5）年度は財政状況を見極めながら無理なく目標額まで繰入を行っていく計画に基づき、繰入を見送っている（資料10-25）。

【点検・評価項目②】
教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1	○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点2	○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3	○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

＜大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）＞

予算編成方針は、収入・支出の主要科目ごとに編成方針を定め、これに基づき各部門に予算要求書の提出を求めている（資料 10-9）。予算要求書には編成方針に基づいた具体的な取組計画をはじめ、新規事業については、既存の予算を削減し財源を明らかにすることや、主要事業については、優先順位及び実施時期について明示を求め、第 10 章第 1 節の＜内部統制等＞のとおり、折衝等を経て予算を配分している（資料 10-26）。施設設備の整備については、長期の更新・修繕計画（資料 10-27、10-28）に基づき、教育研究活動を安定して遂行できるよう財務状況に鑑みて取捨選択しながら実施している。人件費については、2009（平成 21）年度に従来の定数管理型からポイント管理型へと移行し、制度導入時点の基準を超過しないよう抑制しつつ、大学の経営方針や教育方針に応じてポイント配分を常に見直しながら職位等における定数に捉われない柔軟かつ計画的な人事を行うことにより教育研究の活性化を図るとともに、学長のリーダーシップにより必要な分野に重点的に人員の配置を可能としている（資料 10-29）。2024（令和 6）年度予算編成方針は、主要方針として「（1）入学定員の確保と収容定員の充足、（2）付随事業・収益事業収入の確保、（3）国家試験の合格率の向上、修学支援及び就職支援等の対策、（4）経費節減の徹底、（5）主要事業については、中期計画の重点課題として掲げている目標を達成すべく、優先順位及び実施時期を明示した予算編成とする。（6）経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額の改善を目標とする、KPI（重要業績評価指標）を設定し、さらには部門別の収支がプラスになるよう事業の取捨選択を行うこととする。なお、収支の均衡がとれない部門については、部門内の問題点を洗い出し、取り組み効果の検証を行い、更なる収入増加策及び経費削減を求める。（7）各予算科目における予算案と執行額にできるだけ差異が生じない予算案作成を試みる。（8）予算作成に

おいては、イントラネットで事前に予算執行状況を確認のうえ、予算案に計上する案件の要否、予算額の適否を検討する。」を掲げている。

＜教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み＞

健全な財政状況の下で教育研究活動を持続的に展開していくには、中長期の事業計画を反映した財政計画とともに、予算制度の確立が重要であると認識している。 現在は、第 8 章＜研究費の適切な支給＞に示す研究活動への支援とは別に、教育の質の向上または改善に資する取り組みを支援することにより、教育の改善・改革を進めることを目的とした競争的資金を措置し、限られた財源の中で中期計画の実行を進めている（資料 10-30【ウェブ】）。なお、2028（令和 10）年度の新キャンパス増設も踏まえ、施設設備については取捨選択を行い、必要に応じた修繕や更新を行うこととし、補助金や外部資金など学納金以外の収入の多様化とともに、経常経費の見直しも含めた抜本的な支出削減策を検討し安定的な財務基盤を維持していくこととしている。

＜外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等＞

事務局に研究倫理や各種補助金に関する情報収集や管理、申請・手続き及び事業報告に関することを所管とする研究推進課を置き受入体制を整備している。2018（平成 30）年度～2022（令和 4）年度の外部資金の獲得実績は資料 10-31【ウェブ】のとおりとなっており、年度により増減はあるものの、2022（令和 4）年度には文部科学省のみならず厚生労働省の科学研究費を獲得するなどの実績を挙げている。

資産運用は、資金運用規程に基づき実施し、運用期間を基準として長期運用資金と短期運用資金に区分し、長期運用資金の運用は債券、投資信託、株式や預貯金により行い、短期運用資金の運用は主として預貯金を選択して運用している（資料 10-32）。対象となる運用商品及び運用先については、信頼のおける格付け機関の評価を参考にし、格付けが高くリスクの低いものを選択することで安全かつ有利な運用となるよう努力している。なお、2022（令和 4）年度の受取利息・配当金収入は目標値（予算額）55,030,000 円に対して、結果（決算額）は 56,369,462 円となり、一定の成果を上げている。

また、毎年度の資産運用計画については、毎年 3 月の理事会に諮り承認の下に当該年度の運用を実施している（資料 10-33）。その後の運用実績については、毎月一度資金運用状況報告書を理事長に提出して承認を受けているほか、銘柄や金額等の詳細な内容を含め、監事監査において 11 月末と 5 月末に運用結果を報告し、資産運用の透明化を図っている。

(2) 長所・特色

減価償却引当特定資産について、全国私立大学平均値との比較の結果、十分計上されていない状況に鑑みて、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度までの 5 年計画での繰入を実施し、2021（令和 3）年度、2022（令和 4）年度に繰入を行い、当該割合を増加させた。また、限られた財源の中で中期計画の実行を進めるため、経常予算の配付のほかに教育の改善・改革を進めることを目的とした競争的資金を措置している。さらには、2022（令和 4）年度に学校法人の 100％出資による株式会社を設立し、購買管理や学内広告の斡旋事業等を通し、学園の発展と学生サービスの

向上を目的に様々な事業を展開しているほか、2023（令和 5）年度においては、寄付金収入の増加に向けてふるさと納税型の寄付金を導入するなど創意工夫の下、教育研究活動と財務基盤の両立の維持に尽力している（資料 10-34【ウェブ】～10-38）。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

私立大学の教育研究及び経営環境は、加速度的に進む 18 歳人口の減少等により、今後ますます厳しい状況下に置かれる。こうした状況に向き合い、選ばれる大学であり続けるためには、本学の強みや特色を意識し、発展の方向性の明確化や他機関との連携の推進など、「建学の精神」に基づきつつも多様性に富んだ教育・研究・社会貢献活動のより一層の充実が必要となり、その施策を支える安定した財務基盤を維持していくことが重要であると考えている。2028（令和 10）年度の新キャンパス増設を控え、将来を見据えた質の高い教育研究活動を遂行できるよう収入財源の多元化、人件費抑制や諸経費の削減及び計画的な教育研究環境の整備に取り組み、中長期的に安定した財務基盤の強化を図っていく。

終章

学校法人東日本学園及び北海道医療大学は 1974（昭和 49）年に薬学部の開学から始まり、2024（令和 6）年に創立 50 周年を迎えた。本学を取り巻く状況は 18 歳人口の減少フェーズに突入して以来、入学生の確保において多くの大学と同様に厳しい現実的な課題と直面している。以下に現在の取り組み状況とともに、今後も高等教育機関として、建学の理念に基づく本学の使命をいかにして果たしていくか、改善・向上に向けた今後の展望を総括する。

第 1 章　理念・目的

本学は、「知育・徳育・体育　三位一体による医療人としての全人格の完成」を建学の理念とし、大学の教育研究の展開及び運営を行っており、この建学の理念を踏まえ、大学学則及び大学院学則に大学・大学院の教育目的、学部・研究科の教育目的をそれぞれ適切に定めるとともに、本学の内部質保証推進組織である「点検・評価全学審議会」において定期的な点検・評価を行うことで、これらの連関性を確認している。

また、現在、2025（令和 7）年 3 月までの「学校法人東日本学園　中期計画」の実現に向けて、7 項目の重点課題を設けて計画を推進している。

第 2 章　内部質保証

本学では中期計画において、内部質保証の PDCA サイクルを推進し教学マネジメント体制を確立することが目標として設定されている。全学内部質保証推進組織として学長を会長とする全学審議会が内部質保証の推進に責任を負うこととしており、大学全体の自己点検・評価を統括している。

チェックシート形式の自己点検は 2020（令和 2）年度より開始し、約 1 年間をかけて取り組んでいる。毎年度実施することで定期的に 1 年間の教育・研究活動を総括し成果と課題を可視化・言語化する機会となっている。また、その自己点検・評価の妥当性・客観性を高めるためにアドバイザリーボードによる評価を実施している。

今後も、内部質保証の取り組み及び体制を常に見直し、さらなる大学の発展のため現状の課題について検討し取り組む予定である。

第 3 章　教育研究組織

本学では学部・研究科及び附置施設は本学園の寄附行為及び教育理念に基づき、教育研究のみならず、社会的要請を踏まえて地域社会・国際社会へ貢献すべく設置されている。また、こうした組織構成については全学審議会の中で自己点検・評価を実施しており、その適切性を検証する体制を整えている。

第 4 章　教育課程・学習成果

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー の三つのポリシーを本学ホームページにより適切に公表するとともに、教育課程の順次性や体系性を確認するためのカリキュラムマップやカリキュラムツリーを整備し、授与する学位に適した教育課程を体系的に編成している。

また、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、学生が主体的・能動的に学ぶことができる工夫を実施するとともに、成績評価や単位認定に際しても公平性・厳格性を確保し、適切な学位授与についての責任体制を明確にしている。

さらに、学生の学修成果を把握するため、「授業評価アンケート」をはじめとする様々なアンケートを実施するだけでなく、ジェネリック・スキルテスト等による客観的な評価指標によって学修成果を多角的に把握する取組みを行っている。

このように本学は、教育課程・学習成果について、適切かつ充実した取組を行っており、大学基準を充足していると考える。 今後は授業科目レベルにおける点検・評価の取り組みを進める手段について検討していくこととしている。

第 5 章　学生の受け入れ

本学の学生の受け入れは、全学ならびに学部学科・研究科ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、このアドミッション・ポリシーに適う学生を獲得するため、全学的な委員会を設置し、入学者選抜の制度に関する事項などについて審議している。

入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに合致する能力を多面的・総合的に評価するため、多様な選抜方法で受験の機会を設けている。

定員管理においては、大学全体における収容定員に対する在籍学生数比率、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は適正範囲内である。ただし、一部の学部・学科では、入学者数比率が低い状況が継続しているほか、収容定員に対する在籍学生数比率についても、低い状況にあるため、様々な施策を講じている。今後も引き続き、安定的な志願者を確保するための方策を検討・実施していくこととしている。

第6章　教員・教員組織

本学では求める教員像、各学部・研究科における教員組織の編成方針に基づき、大学として求める教員の能力・資質等を定め、「教員選考基準」に基づき公平に評価する体制を整えている。
また、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を図るためのFD活動に積極的に取り組んでいる。課題としては、各学部・研究科の専門分野及び関連領域の研究を推進するとともにその研究の成果を学生の教育や国内外の社会へ還元するために必要な教員の配置について、女性研究者を 33%以上、若手研究者 25%以上、外国人研究者 4%以上、研究補助者 6%以上を目標値と定めているが、現状では女性研究者 32.1%、外国人教員 1.6%%と目標値に達していないことから、目標達成に向けたより一層の取り組みが必要である。今後は自主性・創造性に優れ「学生中心の教育」と「患者中心の医療」を担う教育・研究能力を有し、地域・国際社会への貢献が可能な人材を備えた教育体制を整えるため、学部長等と緊密に連携を取り、適時・適切な教員採用の実施等により目標値達成を目指すこととしている。

第7章　学生支援

本学では、「学生支援に関する方針」に基づき、修学支援、生活支援、進路支援のそれぞれに適切な体制を整備し、関係する組織が連携して、学生支援を適切に実施している。

修学支援については、各学部に学年主任、学生担任制度を設けており、担任の学生受け持ち数は教員 1 名当たり平均 20 名と、一クラスあたりの学生数を少人数制とすることで、学生個々の出席状況や生活状況を詳細に把握するよう努めている。また、成績不良の学生へのサポートについても担任制・学年主任の仕組みを基本として教職員が連携して対応にあたっており、必要に応じて奨学金制度の利用を提案するなど学業面・生活面におけるきめ細かいサポートを行っている。

また、進路支援については卒業後の臨床研修を行う歯学部以外において各学部に設置された就職委員会が中心となり就職ガイダンスやキャリアデザイン講座、就職相談会などの支援プランを検討し実施している。また、看護福祉学部看護学科や心理科学部では正課内の講義にてキャリア教育を実施している。

第 8 章　教育研究等環境

本学では 「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、学生の学習や教員による教育研究活動に関して適切な環境が適切に整備されている。ネットワーク環境や情報セキュリティ、バリアフリーへの対応、学生の自主的学習のための施設設備など、教育研究に必要な施設、設備等の環境整備を行っており、情報倫理教育について、学生に対してはカリキュラムへの組み込みや、教職員に対してはメールによる定期的な注意喚起などの工夫を行っている。

図書館、学術情報サービスについては、図書資料、図書利用環境は十分に整備されており、また、司書資格保有者など専門的知識を有する職員を配置しており、適切に機能している。

研究活動を促進させるための各種条件も整備されているが、今後、外部資金の更なる獲得に向け、外部機関との連携強化などをはかっていきたい。

研究倫理、研究活動の不正防止に関して、各種規程の整備、研究倫理教育及びコンプライアンス教育など適切に取り組んでいる。

第 9 章　社会連携・社会貢献

本学の社会連携・社会貢献について、「地域連携推進センター」及び「国際交流推進センター」の設置により関連事業を推進する体制を整備しており、「北海道医療大学地域連携に関する基本方針」及び「北海道医療大学　国際化に関する基本方針」を踏まえながら、その方針を教職員で共有している。また、各種の生涯学習事業により本学の有する知的資源を地域社会に還元し、他大学、高等学校、企業、地方公共団体等との連携も進めている。一方、海外大学等との国際交流も活発化しており、それらの実績をホームページなどに公表するなど国際化に努めている。

第 10 章　大学運営・財務　　第 1 節　大学運営

本学の建学の理念や中期計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を定め、同方針及び関連する諸規程に基づき、大学運営に必要な組織体制を構築している。

学長等の選任方法、法人及び法人役職者の権限や位置付け、教学組織の役割と学長との関係等について、諸規程を整備し明確化している。また、危機管理対策について、マニュアルを作成し、

それに基づく訓練の実施等、体制を整備している。

予算編成について、プロセスを明確化して実施しており、予算執行は規程に則って適切に実行している。監査は、関係法令及び学内規程に基づき適切に行われている。

事務組織について、新たなニーズや多様化、専門化する状況に対応するため、規程に基づき体制を整備している。大学運営を効果的かつ適切に行うため、階層別研修の実施等、規程に基づきスタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施している。

大学運営の適切性についての点検・評価については、全学審議会による自己点検・評価のほか、内部統制監査及び会計監査、学内規程に基づく監事監査、内部監査等が適正に行われるとともに、それらを踏まえた改善の実施等を通して、大学運営の適切性や透明性を担保している。

第 10 章　大学運営・財務　　第 2 節　財務

私立大学の教育研究及び経営環境は、加速度的に進む 18 歳人口の減少等により、今後ますます厳しい状況下に置かれる。こうした状況に向き合い、選ばれる大学であり続けるためには、本学の強みや特色を意識し、発展の方向性の明確化や他機関との連携の推進など、「建学の精神」に基づきつつも多様性に富んだ教育・研究・社会貢献活動のより一層の充実が必要となり、その施策を支える安定した財務基盤を維持していくことが重要であると考えている。2028（令和 10）年度の新キャンパス増設を控え、将来を見据えた質の高い教育研究活動を遂行できるよう収入財源の多元化、人件費抑制や諸経費の削減及び計画的な教育研究環境の整備に取り組み、中長期的に安定した財務基盤の強化を図っていく。

2023(令和 5)年度

点検・評価報告書

北海道医療大学

〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢 1757
TEL:0133-23-1211
URL:https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/